令和７年度第４回飯塚市男女共同参画推進委員会　次第

日　　時　　令和７年９月 18 日（木）
14 時 00 分～16 時 00 分（予定）
場　　所　　飯塚市役所本庁２階　多目的ホール

1.　議題

（1）男女共同参画に関する市民意識調査票（案）について

（2）女性の労働状況に関する事業所調査票(案)について

（3）令和７年度提言書について

（4）その他

【当日配布資料】

資料 1-1：市民意識調査票

資料 1-1：市民意識調査票比較表

資料 2-1：女性の労働状況に関する事業所調査票

資料 2-2：女性の労働状況に関する事業所調査票比較表

資料 3-1：令和７年度提言書に関する意見書集約

資料 3-2：提言書に関する意見書・返信用封筒

資料 1-1

男女共同参画に関する市民意識調査

アンケートご協力のお願い

市民の皆様には、日ごろから市政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

飯塚市では現在、男女共同参画社会（男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会）の実現に向けて、新たな第3次飯塚市男女共同参画プランの策定に取り組んでいます。

そこでこのたび市民の皆様の男女共同参画に関する意識や実態をうかがい、計画の基礎資料とするためにアンケートを実施することとなりました。このアンケートは市内に在住する18歳以上の市民の方から、3,000人を無作為に選ばせていただきました。また、調査結果は統計的に処理し、個人が特定されることはありませんので、あなた様にご迷惑をおかけすることは決してありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和7年10月

飯塚市長　武井　政一

ご記入に際してのお願い

●アンケートは、お送りした封筒の宛名の方、ご本人が記入してください。
●このアンケートは無記名ですので、名前を記入する必要はありません。
●ボールペンまたは鉛筆などで、はっきりと書いてください。
●各質問のあてはまる回答の番号を選び、その番号を○で囲んでください。
●各項目で「その他」の場合は（　　）内に具体的な内容を記入してください。
●記入が済んだ調査票は、同封の返信用封筒に入れ、●月●日（●）までにポストに投函してください。（記名や切手は必要ありません）
●インターネットによる回答をご希望の方は、右に記載の二次元コードの読み取りまたは、下記URLにアクセスしてください。

https://○○○

（郵送とインターネット両方での回答はできません。）

〔お問合せ先〕飯塚市役所　市民協働部　男女共同参画推進課
電話　0948(96)8543（直通）

男女共同参画に関することについておたずねします。

問１　あなたは、男女共同参画に関心がありますか。（○は１つ）

１．非常に関心がある
２．まあまあ関心がある
３．あまり関心がない
４．まったく関心がない

家庭生活や子どもの育て方についておたずねします。

【現在「配偶者・パートナー（事実婚含む）と同居している方」におたずねします。】

→「配偶者・パートナー（事実婚含む）と同居している方」以外の方は**問３へ**

問２　あなたのご家庭では、男女の役割分担はどのようになっていますか。次のア～ケの各項目についてあてはまる番号を選んでください。（○はそれぞれ１つずつ）

※項目ごとに横に見てお答えください	ほとんど男性	どちらかといえば男性	両方同じくらい	どちらかといえば女性	ほとんど女性	左記以外
ア．家計を支える（生活費を稼ぐ）	1	2	3	4	5	6
イ．炊事､掃除､洗濯などの家事	1	2	3	4	5	6
ウ．日々の家計の管理	1	2	3	4	5	6
エ．育児、子どものしつけ	1	2	3	4	5	6
オ．病人・高齢者の世話（介護）	1	2	3	4	5	6
カ．自治会などの地域活動	1	2	3	4	5	6
キ．子どもの教育方針や進学目標の決定	1	2	3	4	5	6
ク．車や高額商品の購入決定	1	2	3	4	5	6
ケ．家庭の問題における最終的な決定	1	2	3	4	5	6

問３　あなたは、次のような考え方に対してどのようにお考えですか。ア～ウの各項目についてあてはまる番号を選んでください。（○はそれぞれ１つずつ）

※項目ごとに横に見てお答えください	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない
ア.「男は仕事、女は家庭」	1	2	3	4	5
イ．男の子は「男らしく」、女の子は「女らしく」育てる方がよい	1	2	3	4	5
ウ．子どもが３歳くらいまでは母親の手で育てる方がよい	1	2	3	4	5

問４　これからの社会で男女共同参画を進めていくためには、学校教育の場でどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。（○は３つまで）

１．一人ひとりの個性や人権を尊重することを学ぶこと
２．発達段階に応じた性教育や性に関する指導を実施すること
３．家庭や家族の多様なあり方について学ぶこと
４．生活指導や進路指導において、性別にかかわり無く能力を活かせるよう配慮すること
５．ＰＴＡなどと連携して、男女平等な教育の理解と協力を深めること
６．働くことの意味や多様な働き方などについての学習や職場体験を行うこと
７．管理職（校長や教頭など）に女性を増やすこと
８．教職員に対する男女平等に関する研修を行うこと
９．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問５　あなたは、男性が女性と共に家事、子育て、介護に積極的に参加していくためにどのようなことが必要だと思いますか。（○は３つまで）

１．男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
２．家事、子育てや教育、介護などの分担について、家族で十分話し合い、協力し合うこと
３．年配者や周りの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること
４．男性による家事、子育て、介護について、社会の中での評価を高めること
５．労働時間短縮や休暇制度を普及させることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
６．男性が家事、子育て、介護に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと
７．家事などを男女で分担するような育て方をすること
８．学校で基本的人権の尊重や男女平等意識についてきちんと教えること
９．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

地域活動についておたずねします。

問６　あなたは、この１年間に何か地域活動に参加したことがありますか。参加したことがあるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）

１．地域の子ども育成に関する活動（ＰＴＡ、子ども会など）
２．自治会活動
３．清掃・リサイクル活動
４．安全・防犯活動
５．相互援助活動（読み聞かせなどの子育て支援、見守りなどの介護支援など）
６．国際交流活動（留学生の支援、外国人へのボランティアなど）
７．女性問題の学習や男女共同参画推進のための活動
８．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
９．どの活動にも参加していない

問７　仮にあなたが、次のような役職・公職への就任や立候補を依頼されたらどうしますか。
次のア～オの各項目についてあてはまる番号を選んでください。（○はそれぞれ１つずつ）

※項目ごとに横に見てお答えください	引き受ける	なるべく引き受ける	なるべく断る	断る
ア．ＰＴＡ会長・子ども会会長	1	2	3	4
イ．自治会長	1	2	3	4
ウ．地域団体の役員（自治会役員など）	1	2	3	4
エ．県や市の審議会や委員会のメンバー	1	2	3	4
オ．県・市議会議員	1	2	3	4

１つでも「なるべく断る」、「断る」を選んだ方は**問７－１へ**

【問７で、ア～オのうち、１つでも「なるべく断る」、「断る」を選んだ方に】

問７－１　断る理由は何ですか。（○は２つまで）

１．責任が重いから
２．家事・育児や介護に支障がでるから
３．役職につく知識や経験がないから
４．時間的な余裕がないから
５．人間関係がわずらわしいから
６．性別によって不利・不当な扱いを受けそうだから
７．役職に興味がないから
８．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問８　あなたは、政治や行政、地域の場において、政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。（○はいくつでも）

１．家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識が根強く残っているから
２．男性優位の組織運営がされているから
３．家庭の支援・協力が得られないから
４．女性の能力開発の機会が不十分だから
５．女性の活動を支援するネットワークが不足しているから
６．女性側の積極性が十分でないから
７．女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ないから
８．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
９．わからない

※男女共同参画社会実現のためには、社会における女性の参画が重要であるとして、国においても、「指導的地位に占める女性の割合を30％程度」とする目標を掲げて取組を進めています。

問９　災害に備えるために、これからどのようなことが必要だと思いますか。（○はいくつでも）
※近年の大規模災害における経験から、日ごろの防災や災害発生後の対応に女性の視点を取り入れることが重要だと言われています。

１．日ごろから女性が防災に関する企画・立案や方針決定の場に参画する
２．日ごろから地域活動に積極的に参加し、地域のつながりを大切にする
３．日ごろから男女平等、男女共同参画意識を高める
４．日ごろの防災活動や訓練に積極的に参加する
５．避難所の運営に女性も参画する
６．地域において防災や災害現場で活動する女性リーダーを育成する
７．避難所運営や備蓄品について女性や要配慮者（高齢者、障がい者など）の視点を取り入れる
８．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

就労についておたずねします。

問１０　あなたは、現在、職業（収入のある仕事）をもっていますか（育児休業中、介護休業中などの人も働いているものとみなします）。（○は主なものに１つ）

はい		いいえ
１．正社員・正職員（役員・管理職） ２．正社員・正職員（１以外） ３．派遣・契約社員 ４．パート･アルバイト	５．自営業・家族従業 （農林漁業、商工サービス業） ６．その他（　　　　　　　）	７．学生 ８．専業主婦・主夫 ９．無職
問１０－１へ	問１１へ	

【問１０で「１．正社員・正職員（役員・管理職）」「２．正社員・正職員（１以外）」「３．派遣・契約社員」「４．パート･アルバイト」のいずれかを選ばれた方に】

問１０－１　あなたの今の職場では、男女の扱いは平等になっていると思いますか。次のア～クの各項目についてあてはまる番号を選んでください。（○はそれぞれ１つずつ）

※項目ごとに横に見て お答えください	男性の方が非常に優遇されている	男性の方が優遇されている	平等になっている	女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
ア．募集や採用	1	2	3	4	5	6
イ．賃金	1	2	3	4	5	6
ウ．昇進・昇格	1	2	3	4	5	6
エ．管理職などへの登用	1	2	3	4	5	6
オ．仕事の内容	1	2	3	4	5	6
カ．退職・解雇	1	2	3	4	5	6
キ．福利厚生	1	2	3	4	5	6
ク．休暇の取得	1	2	3	4	5	6

問１１　「女性が職業を持つこと」について、あなたはどのようにお考えですか。あなたのお考えに最も近いものを選んでください。（○は１つ）

１．ずっと職業を持っている方がよい
２．結婚するまで職業を持ち、あとは持たない方がよい
３．子どもができるまで職業を持ち、あとは持たない方がよい
４．子どもができたら職業を持たず、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい
５．職業を持たない方がよい
６．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
７．わからない

問１２　あなたは男性の約６割が育児休業などを取得しない（できない）理由は何だと思いますか。（〇は２つまで）

※厚生労働省：令和６年度雇用均等基本調査（全国）によると、女性の育児休業取得率は86.6%であるのに対し、男性の育児休業取得率は40.5%となっています。

１．周囲に取得した男性がいないから
２．職場に取得しやすい雰囲気がないから
３．仕事が忙しいから
４．取得すると仕事上周囲の人に迷惑がかかるから
５．取得すると人事評価や昇給に悪い影響があるから
６．経済的に困るから
７．育児・介護は女性が担うものなので、男性が取得する必要はないから
８．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
９．わからない

問１３　男女が共に仕事と家庭や地域活動を両立できるワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、どのような条件が必要だと思いますか。（〇は３つまで）

１．賃金、労働などでの男女間格差をなくすこと
２．年間労働時間を短縮すること
３．代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること
４．育児や介護などのために退職した女性の再チャレンジ（再就職・起業など）支援策を充実すること
５．育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的給与を充実すること
６．地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること
７．在宅勤務やフレックスタイム制度※など、柔軟な勤務制度を導入すること
８．女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること
９．職場の意識改革などについて企業に対する働きかけをすること
10．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
11．わからない

※フレックスタイム制度‥一定期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることができる制度

人権に関することについておたずねします。

問１４　配偶者、パートナー、交際相手など親密な関係にある（あった）人からのからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）についておたずねします。次の（Ａ）と（Ｂ）の質問にそれぞれお答えください。

（Ａ）あなたは、ア～コのような行為がドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）にあたると思いますか。
１、２のいずれかに○をつけてください。（○はそれぞれ１つずつ）

（Ｂ）過去３年間においてあなたは配偶者、パートナー、交際相手などから、ア～コのような行為を受けたことがありますか。
１～３のいずれかに○をつけてください。（○はそれぞれ１つずつ）

（Ａ）		項目	（Ｂ）		
ＤＶだと思う	ＤＶだと思わない		何度もあった	１～２度あった	まったくない
1	2	ア．何を言っても長期間無視された	1	2	3
1	2	イ．交友関係や電話やメールを細かく監視された	1	2	3
1	2	ウ．他人や子どもの前で侮辱されたり、馬鹿にされたりした	1	2	3
1	2	エ．「だれのおかげで生活できるんだ」と言われた	1	2	3
1	2	オ．生活費を渡してくれなかった	1	2	3
1	2	カ．押されたり、つかまれたり、つねられたり、小突かれたりした	1	2	3
1	2	キ．蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした	1	2	3
1	2	ク．見たくないのに、性的な動画や雑誌などを見せられた	1	2	3
1	2	ケ．避妊に協力してくれない	1	2	3
1	2	コ．脅しや暴力により自分の気持ちに反して性的な行為を要求された	1	2	3

１つでも「何度もあった」「１～２度あった」を選んだ方は問１４－１へ

【問１４（B）で１つでも「１．何度もあった」「２．１～２度あった」を選んだ方に】

問１４－１　あなたがドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）の被害にあったとき、誰(どこ)かに相談しましたか。（○はいくつでも）

１．誰（どこ）にも相談しなかった　→**問１４－２へ**

２．警察に連絡・相談した
３．国（ＤＶ相談プラスなど）県（配偶者暴力相談支援センターなど）市（男女共同参画推進課）に相談した
４．民間の機関（弁護士など）に相談した
５．医師・カウンセラーに相談した
６．家族・親族に相談した
７．友人・知人に相談した
８．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　）

（２～８）→**問１５へ**

【問１４－１で「１．誰（どこ）にも相談しなかった」を選んだ方に】

問１４－２　その理由は何ですか。（○は３つまで）

１．自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから
２．相談しても無駄だと思ったから
３．自分にも悪いところがあると思ったから
４．相談するほどのことではないと思ったから
５．他人を巻き込みたくなかったから
６．恥ずかしくて誰にも言えなかったから
７．そのことについて思い出したくなかったから
８．相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思ったから
９．誰（どこ）に相談したらいいのかわからなかったから
10．相談相手の言動で自分が不快な思いをすると思ったから
11．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問１５　あなたは、職場、地域、学校などで、次のようなセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を受けたことがありますか。受けたことがあるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）

１．好まない性的な話を聞かされた
２．容姿について傷つくことを言われた
３．「女のくせに･･･」とか「男なのに･･･」と性別による言い方をされた
４．お酒の場でお酌やデュエットを強要された
５．不必要に身体をさわられた
６．しつこく交際を迫られた
７．性的な噂をたてられた
８．「まだ結婚しないのか」とか「子どもは産まないのか」など、結婚や出産などについて、たびたび聞かれた
９．性的な関係を強要された
10．性的な要求を拒否したら、嫌がらせをされた
11．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（1～11）**問１５－１へ**

12．受けたことがない　**→問１６へ**

【問１５でセクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある方に】

問１５－１　あなたがセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を受けたとき、誰（どこ）かに相談しましたか。（○はいくつでも）

１．誰（どこ）にも相談しなかった　**→問１５－２へ**

２．警察に連絡・相談した
３．労働基準監督署などの公的機関に相談した
４．民間の機関（弁護士など）に相談した
５．職場の相談窓口や労働組合に相談した
６．職場の上司や同僚に相談した
７．学校の先生に相談した
８．家族・親族に相談した
９．友人・知人に相談した
10．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　）

（2～10）**問１６へ**

【問１５－１で「１．誰（どこ）にも相談しなかった」を選んだ方に】

問１５－２　その理由は何ですか。（○は３つまで）

1．自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから
2．相談しても無駄だと思ったから
3．自分にも悪いところがあると思ったから
4．相談するほどのことではないと思ったから
5．他人を巻き込みたくなかったから
6．恥ずかしくて誰にも言えなかったから
7．そのことについて思い出したくなかったから
8．相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい嫌がらせを受けたりすると思ったから
9．誰（どこ）に相談したらいいのかわからなかったから
10．相談相手の言動で自分が不快な思いをすると思ったから
11．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

女性の性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についておたずねします。

問１６　次のア、イの各項目について、あなたの考えに最も近いものを選んでください。（○はそれぞれ１つずつ）

※項目ごとに横に見てお答えください	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない
ア．妊娠や性に関して、配偶者・パートナー、交際相手などとの間で十分話し合うべきである	1	2	3	4	5
イ．妊娠や性に関して、配偶者・パートナー、交際相手などとの間で合意できない場合には女性の意思が尊重されるべきである	1	2	3	4	5

性と生殖に関する健康／権利(リプロダクティブ･ヘルス/ライツ)とは

国連の国際人口開発会議(カイロ、1994年)で提唱された権利。人々が政治的･社会的に左右されず、安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを｢持つ｣｢持たない｣｢何人持つか｣を決める自由を持ち、子どもの数、出産時期を自由に決定し、そのための健康を享受できること、またそれに関する情報と手段を得ることができることが認められています。

悩みや困りごとについておたずねします。

問１７　あなたは、現在、次のような悩みや困りごとがありますか。（〇はいくつでも）

１．仕事、雇用、転職、再就職、起業など
２．健康、病気、障がいなど
３．家計、借金、相続など
４．友人、知人との関係や職場での人間関係など
５．恋愛、結婚、離婚、夫婦関係など
６．家族、親族との関係など
７．育児、子育て、教育など
８．介護（自分または家族が介護をすることについて）
９．自分の性に関する悩み
10．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　）
（１～10）→**問１７－１へ**
11．ない　→**問１８へ**

【問１７で「１.」～「10.」のいずれかを選んだ方に】

問１７－１　あなたは、悩みや困りごとについて、相談機関や公的機関に相談したことがありますか。（〇はいくつでも）

１．相談しなかった　→**問１７－２へ**
２．医療関係者（医師、看護師など）
３．学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）
４．民間の専門家や専門機関（弁護士、法テラス、カウンセラー、ＮＰＯ団体など）
５．行政の相談窓口（市民相談、女性相談、人権相談、福祉事務所、
教育相談、子育て相談、消費生活センター、職業相談など）
６．警察（110番、心のリリーフ・ライン（県警の犯罪被害者相談電話）など）
７．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
（２～７）→**問１８へ**

【問１７－１で「１.相談しなかった」を選んだ方に】

問１７－２　相談しなかった、できなかった理由は何ですか。（〇はいくつでも）

１．相談しても無駄だと思ったから
２．相談するほどのことではないと思ったから
３．恥ずかしくて誰にも言えなかったから
４．家族や友人に相談したから
５．仕事などの都合で相談時間が合わなかったから
６．誰（どこ）に相談したらいいのかわからなかったから
７．相談相手の言動で自分が不快な思いをすると思ったから
８．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問１８　さまざまな問題を抱える女性の悩みや困りごとを解決するために、どのような環境や支援があるとよいと思いますか。（○はいくつでも）
※令和６年４月１日より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が施行されました。

1．気軽に話を聞いてもらえるＳＮＳなどの相談窓口
2．自分の困りごとを何でも相談でき、支援につながることができる窓口
3．利用できる支援制度の情報提供
4．同じような悩みを持つ人と出会える場所
5．相談・支援を受けている間の寄り添いや見守り
6．自分の困りごとに気づいて声をかけてくれる人や支援機関
7．生活のための経済援助
8．就労の支援（資格取得などの働くための支援や就職先を探すサポート）
9．カウンセリングなどの心理学的支援
10．弁護士などによる法的支援
11．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　）

男女の平等観についておたずねします。

問１９　現在の社会において、男女の地位は平等になっていると思いますか。次のア～クの各項目についてあてはまる番号を選んでください。（○はそれぞれ１つずつ）

※項目ごとに横に見てお答えください	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	わからない
ア．家庭の中で	1	2	3	4	5	6
イ．学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
ウ．職場の中で	1	2	3	4	5	6
エ．地域活動の場で	1	2	3	4	5	6
オ．法律や制度の上で	1	2	3	4	5	6
カ．慣習・しきたりの中で	1	2	3	4	5	6
キ．政治・政策決定の場で	1	2	3	4	5	6
ク．社会全体では	1	2	3	4	5	6

男女共同参画社会の実現についておたずねします。

問２０　次のア～スの言葉やことがらで知っているものはありますか。各項目についてあてはまる番号を選んでください。（〇はそれぞれ１つずつ）

※18ページに言葉の説明があります。

※項目ごとに横に見てお答えください	知っている	見たり聞いたりしたことがある	知らない
飯塚市の取組み			
ア．飯塚市男女共同参画推進条例	1	2	3
イ．飯塚市男女共同参画プラン・第２次飯塚市男女共同参画後期プラン	1	2	3
ウ．飯塚市女性人材バンク	1	2	3
エ．飯塚市男女共同参画オンブズパーソン	1	2	3
国や世界の取組み			
オ．男女共同参画社会基本法	1	2	3
カ．女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）	1	2	3
キ．政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	1	2	3
ク．困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	1	2	3
ケ．女子差別撤廃条約	1	2	3
関連用語			
コ．固定的性別役割分担意識	1	2	3
サ．デートＤＶ	1	2	3
シ．ジェンダー	1	2	3
ス．アンコンシャス・バイアス	1	2	3

問２１　男女共同参画社会を実現していくために、あなたは飯塚市に対してどのようなことを望みますか。（○は３つまで）

1．男女共同参画社会のための講演会や広報など啓発活動をする
2．学校教育や社会教育の場で、男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する
3．経営者・事業主を対象に、雇用機会や労働条件の男女平等について啓発する
4．女性が能力を伸ばし、自立できるような教育･学習の場を充実する
5．延長保育など保育サービスの充実、育児･介護休業制度の普及など男女が共に働き続けるための条件整備を整える
6．職場、地域及び各種審議会など、方針決定の場に女性の参画を増やす
7．自治会長や地域団体の役員などに女性の登用を増やす
8．女性リーダーの養成、研修の場を充実する
9．男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行う
10．仕事と家庭や地域活動の両立ができるよう企業に働きかける
11．ＤＶや性暴力などの根絶に向けた意識啓発と被害者支援、女性の悩みに関する相談体制を充実する
12．セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど多様なハラスメント防止の啓発活動を充実する
13．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
14．特にない

※上記選択肢に関し､具体的な案をお持ちの方は次ページの問24にお書きください。

問２２　あなたはイイヅカコミュニティセンター内に設置している飯塚市男女共同参画推進センターサンクスを知っていますか。（○は１つ）

1．知っている　　2．見たり聞いたりしたことがある　　3．知らない

（2・3 → 問２３へ）

【問２２で「１．知っている」を選んだ方に】

問２２－１　飯塚市男女共同参画推進センター　サンクスではさまざまな講座や事業を実施していますが、参加や利用をしたことがありますか。（○はいくつでも）

1．男女共同参画に関する啓発・出前講座
2．男性を対象とした料理などの講座
3．女性を対象とした健康や就業支援講座
4．女性活躍推進に関する講座
5．女性のための各種相談事業
6．参加や利用をしたことはない

問２３　あなたは飯塚市男女共同参画推進センター　サンクスでは、どのような事業をしてほしいと思いますか。（○は３つまで）

１．男女共同参画に関する研修・啓発講座
２．男性を対象とした家事・育児・介護に関する講座
３．女性の就業支援・起業支援講座（キャリアアップ講座、労働問題講座など）
４．出産、育児、介護などで仕事をやめた人の再就職支援講座（資格習得支援講座など）
５．女性の政策決定の場への参画につながる講座
６．男女共同参画に関する自主活動団体などへの支援
７．その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
８．特にない

＜飯塚市男女共同参画推進センター　サンクス＞
「サンクス」では性別や年齢にとらわれず、のびのびと暮らせる豊かなまちづくりを目指してさまざまな視点から、男女共同参画社会を考える講座や事業を実施しています。

問２４　飯塚市の男女共同参画推進について、ご意見、ご要望など、ご自由にお書きください。

次ページへ続く

最後に、あなたご自身についておたずねします。

問２５　次の各項目についてあてはまる番号を１つずつ選んでください。（○はそれぞれ１つずつ）

性別（性自認）	１．男性　　２．女性　　３．どちらでもない・回答しない
年　　齢	１．20歳未満　　４．40～49歳　　７．70歳以上 ２．20～29歳　　５．50～59歳 ３．30～39歳　　６．60～69歳
婚 姻 関 係 （事実婚も含む）	１．未婚 ２．配偶者・パートナーがいる（共働きである） ３．配偶者・パートナーがいる（共働きでない） ４．配偶者・パートナーとは死別又は離別した
同居の家族 （事実婚も含む）	１．本人だけ　　４．親・子・孫（三世代） ２．夫婦・パートナーだけ　５．その他（具体的に　　　　） ３．親・子（二世代）
自分を含めた家族構成 （あてはまるもの すべてに○）	１．乳幼児（３歳未満）　５．専門学校生 ２．未就学児　　６．大学・短大生 ３．小・中学生　　７．６５歳以上の人 ４．高校生　　８．１～７以外の人
あなたの令和６年中の 年収 （令和６年１月１日～ １２月３１日まで）	１．収入なし ２．１３０万円未満 ３．３００万円未満 ４．５００万円未満 ５．５００万円以上

◇◇◇ご協力ありがとうございました◇◇◇

ご記入いただいた調査票は、返信用封筒（切手不要)に入れてご返送ください。

≪(問 20)の言葉の説明≫

○飯塚市男女共同参画推進条例

飯塚市の男女共同参画推進の根拠条例。

○飯塚市男女共同参画プラン・第２次飯塚市男女共同参画後期プラン

飯塚市の男女共同参画推進に係る施策を総合的に実施するための計画。

○飯塚市女性人材バンク

女性の視点で意見を取り入れることを目的に女性の人材を募集し、市の審議会などにおける委員の候補者として推薦する人材リスト。

○飯塚市男女共同参画オンブズパーソン

男女共同参画に関する市の施策に対する苦情や性別に基づく人権侵害などを受けた人からの救済の申し出を、男女共同参画社会と人権の擁護者として公平かつ適切に処理する専門家による苦情処理機関。

○男女共同参画社会基本法

1999 年(平成 11 年)に施行。男女共同参画社会実現のための基本的考え方と、国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。

○女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

2016 年（平成 28 年）に施行。働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮し、活躍できるよう、国や地方公共団体が必要な施策を策定・実施することに加え、事業主が女性の活躍推進に向けた取り組みを自ら実施することを促すための枠組みについて定めた法律。

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

2018 年（平成 30 年）に施行。衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党などが所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めることなどを定める法律。

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

2024 年（令和６年）に施行。生活困窮、ＤＶ被害、性的搾取などに苦しむ女性を公的枠組みで包括的に支援することを目的とした法律。

○女子差別撤廃条約

1979 年（昭和 54 年）に国連で採択され、女性に対するあらゆる差別の撤廃をめざして、法律や制度だけでなく、各国の慣習、慣行も対象に含めている条約。日本は、1985 年（昭和 60 年）に批准。

○固定的性別役割分担意識

性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方。例として、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」などがあげられる。

○デートＤＶ

交際中の相手との間に起こる暴力。暴力には、なぐる、けるといった身体的暴力だけでなく精神的な暴力、行動の制限などの社会的暴力なども含む。

○ジェンダー

社会的・文化的につくられた性のありようのこと。例えば、「男は仕事、女は家事・育児」など性別により期待される役割や、「女（男）はこうあるべき」といった固定観念や偏見、またはそれらに基づいてつくられた社会制度などを指す。

○アンコンシャス・バイアス

人が、無意識に持ってしまっている、特定の人や集団に対する偏った見方や考え方のこと。

資料 1-2

第３回調査票（案）（9/18 時点）	第２回調査票（案）（8/28 時点）	第１回調査票（案）（7/31 時点）	前回の調査票（令和３年４月）	備考
表紙	**表紙**	**表紙**	**表紙**	
このアンケートは市内に在住する 18 歳以上の市民の方から、3,000 人を無作為に選ばせていただきました。	このアンケートは市内に在住する 18 歳以上の市民の方から、3,000 人を無作為に選ばせていただきました。	このアンケートは市内に在住する 18 歳以上の市民の方から、3,000 人を無作為に選ばせていただきました。	このアンケートは市内に在住する 18 歳以上の市民の方から、3,000 人を無作為に選ばせていただきました。	1000 人ずつや 1500 人ずつに分けてアンケートを実施してはどうかとのご意見があったが、前回調査と同じ条件で回答の推移をみるためや、２つに分けた場合それぞれに集計・分析が必要となり手間がかかる（今回の委託契約では調査票を複数作成する仕様にはなっていない）ため、調査票を分けずに前回どおり実施する。（第２回）
また、調査結果は統計的に処理し、個人が特定されることはありませんので、あなた様にご迷惑をおかけすることは決してありません。	また、調査結果は統計的に処理し、個人に関わる情報を公表することはありませんので、あなた様にご迷惑をおかけすることは決してありません。	また、調査結果は統計的に処理し、個人に関わる情報を公表することはありませんので、あなた様にご迷惑をおかけすることは決してありません。	また、調査結果は統計的に処理し、個人に関わる情報を公表することはありませんので、あなた様にご迷惑をおかけすることは決してありません。	説明文を一部修正（第３回）
ご記入に際してのお願い	ご記入に際してのお願い	ご記入に際してのお願い	ご記入に際してのお願い	分からないところや答えたくないところは飛ばして回答してください。と入れてはどうかとのご意見があったが、設問を飛ばした場合、無回答が多くなることや、フェイスシートが無回答になると集計できなくなる可能性があるため、入れないこととする。インターネットでの回答では、無回答の場合先に進まないので同じ条件とした。（第２回）
男女共同参画に関することについておたずねします。	**男女共同参画に関することについておたずねします。**			
~~問 20~~ 問１　あなたは、男女共同参画に関心がありますか。（○は１つ） 1.　非常に関心がある 2.　まあまあ関心がある 3.　あまり関心	~~問 20~~ 問１　あなたは、男女共同参画に関心がありますか。（○は１つ） 1.　非常に関心がある 2.　まあまあ関心がある 3.　あまり関心が			問 20 を問１に移動。 理由は、問２の設問をすべての方への設問ではなく、「現在配偶者・パート

	がない 4．まったく関心がない		ない 4．まったく関心がない					ナーと同居している方」に限定することとしたため、一問目から対象が限定されている質問をすると調査票の回答率に影響があるのでないかと考えたため、男女共同参画への関心度についての設問を最初に移動した。(第2回)
家庭生活や子どもの育て方についておたずねします。		**家庭生活や子どもの育て方についておたずねします。**		**家庭生活や子どもの育て方についておたずねします。**		**家庭生活や子どもの育て方についておたずねします。**		
問２	【現在「配偶者・パートナー（事実婚含む）と同居している方」におたずねします。】 「配偶者・パートナー（事実婚含む）と同居している方」以外の方は問３へ あなたのご家庭では、男女の役割分担はどのようになっていますか。 次のア～ケの各項目についてあてはまる番号を選んでください。(○はそれぞれ１つずつ) 回答は、「ほとんど男性」「どちらかといえば男性」「両方同じくらい」「どちらかといえば女性」「ほとんど女性」「左記以外」から選択 ア．家計を支える（生活費を稼ぐ） イ．炊事､掃除､洗濯などの家事 ウ．日々の家計の管理 エ．育児、子どものしつけ オ．病人・高齢者の世話（介護） カ．自治会などの地域活動 キ．子どもの教育方針や進学目標の決定 ク．車や高額商品の購入決定 ケ．家庭の問題における最終的な決定	問２	【現在「配偶者・パートナー（事実婚含む）と同居している方」におたずねします。】 あなたのご家庭では、男女の役割分担はどのようになっていますか。 次のア～ケの各項目についてあてはまる番号を選んでください。(○はそれぞれ１つずつ) 回答は、「ほとんど男性」「どちらかといえば男性」「両方同じくらい」「どちらかといえば女性」「ほとんど女性」「左記以外」から選択 ア．家計を支える（生活費を稼ぐ） イ．炊事､掃除､洗濯などの家事 ウ．日々の家計の管理 エ．育児、子どものしつけ オ．病人・高齢者の世話（介護） カ．自治会などの地域活動 キ．子どもの教育方針や進学目標の決定 ク．車や高額商品の購入 ケ．家庭の問題における最終的な決定	問１	あなたのご家庭では、男女の役割分担はどのようになっていますか（なっていましたか）。 次のア～ケの各項目についてあてはまる番号を選んでください。 配偶者（パートナー）や子どもがいない方も、一般的にどう思うかお答えください。 (○はそれぞれ１つずつ) 回答は、「ほとんど男性」「どちらかといえば男性」「両方同じくらい」「どちらかといえば女性」「ほとんど女性」から選択 ア．家計を支える（生活費を稼ぐ） イ．炊事､掃除､洗濯などの家事 ウ．日々の家計の管理 エ．育児、子どものしつけ オ．病人・高齢者の世話（介護） カ．自治会などの地域活動 キ．子どもの教育方針や進学目標の決定 ク．車や高額商品の購入決定 ケ．家庭の問題における最終的な決定	問１	あなたのご家庭では、男女の役割分担はどのようになっていますか（なっていましたか）。 次のア～ケの項目についてそれぞれ１つずつ選んでください。(○は各項目に１つ) 回答は、「ほとんど男性」「どちらかといえば男性」「両方同じくらい」「どちらかといえば女性」「ほとんど女性」から選択 ア．家計を支える（生活費を稼ぐ） イ．炊事､掃除､洗濯などの家事 ウ．日々の家計の管理 エ．育児、子どものしつけ オ．病人・高齢者の世話（介護） カ．自治会などの地域活動 キ．子どもの教育方針や進学目標の決定 ク．車や高額商品の購入決定 ケ．家庭の問題における最終的な決定	現状（現在どのようになっているのか）について尋ねたいため、過去や想像での回答も可とすると分かりにくいのではないかと考えたため変更。 現在「配偶者・パートナー（事実婚含む）と同居している方」におたずねします。】として、選択肢に「左記以外」を追加。（第２回） 「配偶者･パートナー(事実婚含む）と同居している方」以外の方は問３へと記載し、問２の回答が不要な方への案内を追加。(第３回)
問３	あなたは、次のような考え方に対してどのようにお考えですか。ア～ウの各項目についてあてはまる番号を選んでください。(○はそれぞれ１つずつ)	問３	あなたは､次のような考え方に対してどのようにお考えですか。ア～ウの各項目についてあてはまる番号を選んでください。 (○はそれぞれ１つずつ)	問２	あなたは、次のような考え方に対してどのようにお考えですか。ア～ウの各項目についてあてはまる番号を選んでください。(○はそれぞれ１つずつ)	問２	あなたは、次のア～オのような考え方に対してどのようにお考えですか。あてはまる番号に○をつけてください。(○は各項目に１つ)	選択肢を削除 （前回調査結果においてウ、エについては「そう思う」「どちらかといえば

	回答は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」「わからない」から選択 ア.「男は仕事、女は家庭」 イ. 男の子は「男らしく」、女の子は「女らしく」育てる方がよい ウ. 子どもが３歳くらいまでは母親の手で育てる方がよい		回答は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」「わからない」から選択 ア.「男は仕事、女は家庭」 イ. 男の子は「男らしく」、女の子は「女らしく」育てる方がよい ウ. 子どもが３歳くらいまでは母親の手で育てる方がよい		回答は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」「わからない」から選択 ア.「男は仕事、女は家庭」 イ. 男の子は「男らしく」、女の子は「女らしく」育てる方がよい ウ. 子どもが３歳くらいまでは母親の手で育てる方がよい		回答は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」「わからない」から選択 ア.「男は仕事、女は家庭」 イ. 男の子は「男らしく」、女の子は「女らしく」育てる方がよい ウ. 男の子も女の子も職業人として経済的に自立できるように育てる方がよい エ. 男の子も女の子も炊事、掃除、洗濯などの仕方を身につけさせる方がよい オ. 子どもが３歳くらいまでは母親の手で育てる方がよい	そう思う」と回答した賛成派が９割を超えていたため今回調査では項目から削除）（第１回）
問４	これからの社会で男女共同参画を進めていくためには、学校教育の場でどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。（○は３つまで） 1. 一人ひとりの個性や人権を尊重することを学ぶこと 2. 発達段階に応じた性教育や性に関する指導を実施すること 3. 家庭や家族の多様なあり方について学ぶこと 4. 生活指導や進路指導において、性別にかかわり無く能力を活かせるよう配慮すること 5. ＰＴＡなどと連携して、男女平等な教育の理解と協力を深めること 6. 働くことの意味や多様な働き方などについての学習や職場体験を行うこと 7. 管理職（校長や教頭など）に女性を増やすこと 8. 教職員に対する男女平等に関する研修を行うこと 9. その他（具体的に　　　　　　）	問４	これからの社会で男女共同参画を進めていくためには、学校教育の場でどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。（○は３つまで） 1. 一人ひとりの個性や人権を尊重することを学ぶこと 2. 発達段階に応じた性教育や性に関する指導を実施すること 3. 家庭や家族の多様なあり方について学ぶこと 4. 生活指導や進路指導において、性別にかかわり無く能力を活かせるよう配慮すること 5. ＰＴＡなどと連携して、男女平等な教育の理解と協力を深めること 6. 働くことの意味や多様な働き方などについての学習や職場体験を行うこと 7. 管理職（校長や教頭など）に女性を増やすこと 8. 教職員に対する男女平等に関する研修を行うこと 9. その他（具体的に　　　　　　）	問３	これからの社会で男女共同参画を進めていくためには、学校教育の場でどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。（○は３つまで） 1. 一人ひとりの個性や人権を尊重することを学ぶこと 2. 発達段階に応じた性教育や性に関する指導を実施すること 3. 家庭や家族の多様なあり方について学ぶこと 4. 生活指導や進路指導において、性別にかかわり無く能力を活かせるよう配慮すること 5. ＰＴＡなどと連携して、男女平等な教育の理解と協力を深めること 6. 働くことの意味や多様な働き方などについての学習や職場体験を行うこと 7. 管理職（校長や教頭など）に女性を増やすこと 8. 教職員に対する男女平等に関する研修を行うこと 9. その他（具体的に　　　　　　）			新規（学校教育の場での取組みが必要不可欠であるため新たに設問を追加）（第１回） 就学前教育の場も追加したらどうかとのご意見があり、就学前教育も併記することも検討したが、選択肢が複雑になり、回答者の負担になるため学校教育に限定した。（第２回）
問５	あなたは、男性が女性と共に家事、子育て、介護に積極的に参加していくためにどのようなことが必要だと思いますか。次の中から３つ以内で選んでください。（○は３つ以内）	問５	あなたは、男性が女性と共に家事、子育て、介護に積極的に参加していくためにどのようなことが必要だと思いますか。次の中から３つ以内で選んでください。（○は３つ以内）	問４	あなたは、男性が女性と共に家事、子育て、介護に積極的に参加していくためにどのようなことが必要だと思いますか。次の中から３つ以内で選んでください。（○は３つ以内） 1. 男性が家事などに参加することに対する	問３	あなたは、男性が女性と共に家事、子育て、介護に積極的に参加していくためにどのようなことが必要だと思いますか。次の中から３つ以内で選んでください。（○は３つ以内）	前回調査で回答率の低かった 2.「男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと」(6.1%)、

	1.男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと 2. 家事、子育てや教育、介護などの分担について、家族で十分話し合い、協力し合うこと 3. 年配者や周りの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること 4.男性による家事、子育て、介護について、社会の中での評価を高めること 5.労働時間短縮や休暇制度を普及させることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること 6. 男性が家事、子育て、介護に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと 7.家事などを男女で分担するような育て方をすること 8.学校で基本的人権の尊重や男女平等意識についてきちんと教えること 9.その他（具体的に　　　　　　　）		1.　男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと 2.　家事、子育てや教育、介護などの分担について、家族で十分話し合い、協力し合うこと 3.　年配者や周りの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること 4.男性による家事、子育て、介護について、社会の中での評価を高めること 5.　労働時間短縮や休暇制度を普及させることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること 6.　男性が家事、子育て、介護に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと 7.家事などを男女で分担するような育て方をすること 8.　学校で基本的人権の尊重や男女平等意識についてきちんと教えること 9.　その他（具体的に　　　　　　　）		男性自身の抵抗感をなくすこと 2.　男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと 3.　家事、子育てや教育、介護などの分担について、家族で十分話し合い、協力し合うこと 4.　年配者や周りの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること 5.男性による家事、子育て、介護について、社会の中での評価を高めること 6.　労働時間短縮や休暇制度を普及させることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること 7.　男性が家事、子育て、介護に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと 8.　男性が家事、子育て、介護を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめること 9.家事などを男女で分担するような育て方をすること 10.　学校で基本的人権の尊重や男女平等意識についてきちんと教えること 11.　その他（具体的に　　　　　　　）		1.　男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと 2.　男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと 3.　家事、子育てや教育、介護などの分担について、家族で十分話し合い、協力し合うこと 4.　年配者や周りの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること 5.男性による家事、子育て、介護について、社会の中での評価を高めること 6.　労働時間短縮や休暇制度を普及させることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること 7.　男性が家事、子育て、介護に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと 8.　男性が家事、子育て、介護を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめること 9.家事などを男女で分担するような育て方をすること 10.　学校で基本的人権の尊重や男女平等意識についてきちんと教えること 11.　その他（具体的　　　　　　　）	8.「男性が家事、子育て、介護を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめること」（4.6%）を削除。（第２回）
地域活動についておたずねします。		**地域活動についておたずねします。**		**地域活動についておたずねします。**		**地域活動についておたずねします。**		
問６	あなたは、この１年間に何か地域活動に参加したことがありますか。参加したことがあるものをすべて選んでください。（○はいくつでも） 1.　地域の子ども育成に関する活動（ＰＴＡ、子ども会等） 2.　自治会活動 3.　清掃・リサイクル活動 4.　安全・防犯活動 5.　相互援助活動（介護、育児、給食サービス等） 6.　国際交流活動（留学生の支援、外国人へのボランティアなど） 7.女性問題の学習や男女共同参画推進のための活動	問６	あなたは、この１年間に何か地域活動に参加したことがありますか。参加したことがあるものをすべて選んでください。（○はいくつでも） 1.　地域の子ども育成に関する活動（ＰＴＡ、子ども会等） 2.　自治会活動 3.　清掃・リサイクル活動 4.　安全・防犯活動 5.　相互援助活動（介護、育児、給食サービス等） 6.　国際交流活動（留学生の支援、外国人へのボランティアなど） 7.　女性問題の学習や男女共同参画推進のための活動	問５	あなたは、この１年間に何か地域活動に参加したことがありますか。参加したことがあるものをすべて選んでください。（○はいくつでも） 1.　地域の子ども育成に関する活動（ＰＴＡ、子ども会等） 2.　自治会活動 3.　清掃・リサイクル活動 4.　安全・防犯活動 5.　相互援助活動（介護、育児、給食サービス等） 6.　国際交流・国際貢献活動 7.　女性問題の学習や男女共同参画推進のための活動 8.　その他（具体的に　　　　　　　）	問４	あなたは、この１年間に何か地域活動に参加したことがありますか。参加したことがあるものをすべて選んでください。（○はいくつでも） 1.地域の子ども育成に関する活動（ＰＴＡ、子ども会等） 2.　自治会活動 3.　清掃・リサイクル活動 4.　安全・防犯活動 5.　相互援助活動（介護、育児、給食サービス等） 6.　国際交流・国際貢献活動 7.女性問題の学習や男女共同参画推進のための活動 8.　その他（具体的に　　　　　　　）	6.国際交流・国際貢献活動について例示があればわかりやすいとのご意見があり変更。国際貢献活動については削除。（第２回）

	8. その他（具体的　　　　　　　　　） 9. どの活動にも参加していない		8. その他（具体的に　　　　　　　　　） 9. どの活動にも参加していない		9. どの活動にも参加していない		9. どの活動にも参加していない	
問７	仮にあなたが、次のような役職・公職への就任や立候補を依頼されたらどうしますか。 次のア～オの各項目についてあてはまる番号を選んでください。（○はそれぞれ１つずつ） 回答は「引き受ける」「なるべく引き受ける」「なるべく断る」「断る」から選択 ア．ＰＴＡ会長・子ども会会長 イ．自治会長 ウ．地域団体の役員（自治会役員など） エ．県や市の審議会や委員会のメンバー オ．県・市議会議員	問 ７	仮にあなたが、次のような役職・公職への就任や立候補を依頼されたらどうしますか。 次のア～オの各項目についてあてはまる番号を選んでください。（○はそれぞれ１つずつ） 回答は「引き受ける」「なるべく引き受ける」「なるべく断る」「断る」から選択 ア．ＰＴＡ会長・子ども会会長 イ．自治会長 ウ．地域団体の役員（自治会役員など） エ．県や市の審議会や委員会のメンバー オ．県・市議会議員	問６	仮にあなたが、次のような役職・公職への就任や立候補を依頼されたらどうしますか。 次のア～オの各項目についてあてはまる番号を選んでください。（○はそれぞれ１つずつ） 回答は「引き受ける」「なるべく引き受ける」「なるべく断る」「断る」から選択 ア．ＰＴＡ会長・子ども会会長 イ．自治会長 ウ．地域団体の役員（自治会役員など） エ．県や市の審議会や委員会のメンバー オ．県・市議会議員	問５	自治会長やＰＴＡ会長などの地域の役職についてうかがいます。 女性の方は、もし、あなた自身が推薦されたら引き受けますか。男性の方は、妻などの身近な女性が推薦されたとしたら引き受けることをすすめますか。（○は1つ） 1. 引き受ける（引き受けることをすすめる） 2. 引き受けない（引き受けることをすすめない）	前回調査では女性の方は「あなた自身が」、男性の方は「妻などの身近な女性が」という聞き方をしていたが、今回はそれぞれの役職を明記し、「あなたが依頼されたらどうしますか」に変更。（第１回）
問 7-1	【問７で、ア～オのうち、１つでも「なるべく断る」、「断る」を選んだ方に】 断る理由は何ですか。（○は２つまで） 1. 責任が重いから 2. 家事・育児や介護に支障がでるから 3. 役職につく知識や経験がないから 4. 時間的な余裕がないから 5. 人間関係がわずらわしいから 6. 性別によって不利・不当な扱いを受けそうだから 7. 役職に興味がないから 8. その他（具体的に　　　　　　　　）	問 7-1	【問７で、ア～オのうち、１つでも「なるべく断る」、「断る」を選んだ方に】 断る理由は何ですか。（○は２つまで） 1. 責任が重いから 2. 家事・育児や介護に支障がでるから 3. 役職につく知識や経験がないから 4. 時間的な余裕がないから 5. 人間関係がわずらわしいから 6. 性別によって不利・不当な扱いを受けそうだから 7. 役職に興味がないから 8. その他（具体的に　　　　　　　　）	問 6-1	【問６で、ア～オのうち、１つでも「なるべく断る」、「断る」を選んだ方に】 断る理由は何ですか。（○は２つまで） 1. 責任が重いから 2. 女性が役職につくことを快く思わない社会通念があるから 3. 家事・育児や介護に支障がでるから 4. 役職につく知識や経験がないから 5. 女性には向いてないから 6. 家族の協力が得られないから 7. 時間的な余裕がないから 8. 人間関係がわずらわしいから 9. 性別によって不利・不当な扱いを受けそうだから 10. 役職に興味がないから 11. その他（具体的に　　　　　　　　）	問 5-1	【問5で「2. 引き受けない（引き受けることをすすめない）」を選ばれた方に】その理由は何ですか。最も近いものを選び、番号に○をつけてください。（○は1つ） 1. 責任が重いから 2. 女性が役職につくことを快く思わない社会通念があるから 3. 家事・育児や介護に支障がでるから 4. 役職につく知識や経験がないから 5. 女性には向いてないから 6. 家族の協力が得られないから 7. その他（具体的に　　　　　　　　）	新たな選択肢を追加。（第１回） 前回調査で回答率が低かった 2. 「女性が役職につくことを快く思わない社会通念があるから」（3.3％）、5. 「女性には向いてないから」（0.6％）、6. 「家族の協力が得られないから」（3.1％）を削除。（第２回）
問８	あなたは、政治や行政、地域の場において、政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。（○はいくつでも） 1. 家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識が根強く残っているから 2. 男性優位の組織運営がされているから 3. 家庭の支援・協力が得られないから	問 ８	あなたは、政治や行政、地域の場において、政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。（○はいくつでも） 1. 家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識が根強く残っているから 2. 男性優位の組織運営がされているから 3. 家庭の支援・協力が得られないから	問７	あなたは、政治や行政、地域の場において、政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。（○はいくつでも） 1. 家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識が根強く残っているから 2. 男性優位の組織運営がされているから 3. 家庭の支援・協力が得られないから	問６	多様性に富んだ活力ある社会の実現のためには、社会における女性の参画が重要であるとして、国においても、「2020 年までに、あらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30％程度」とする目標を掲げて取組を進めてきましたが達成できていません。あなたは、政治や行政の場において、政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由（目標を達成できて	回答者が設問文を読む負担を減らすため冒頭の説明を削除したが、目標値を明確にしたほうが回答しやすいというご意見があったため、冒頭の説明を下部に記載。「男女共同参画社会実現のためには、」を文頭に追加。（第

	4. 女性の能力開発の機会が不十分だから 5. 女性の活動を支援するネットワークが不足しているから 6. 女性側の積極性が十分でないから 7. 女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ないから 8. その他（具体的に　　　　　　　） 9. わからない ※男女共同参画社会実現のためには、社会における女性の参画が重要であるとして、国においても、「指導的地位に占める女性の割合を 30%程度」とする目標を掲げて取組を進めています。		4. 女性の能力開発の機会が不十分だから 5. 女性の活動を支援するネットワークが不足しているから 6. 女性側の積極性が十分でないから 7. 女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ないから 8. その他（具体的に　　　　　　　） 9. わからない ※男女共同参画社会実現のためには、社会における女性の参画が重要であるとして、国においても、「指導的地位に占める女性の割合を 30%程度」とする目標を掲げて取組を進めています。		4. 女性の能力開発の機会が不十分だから 5. 女性の活動を支援するネットワークが不足しているから 6. 女性側の積極性が十分でないから 7. 女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ないから 8. その他（具体的に　　　　　　　） 9. わからない		いない理由）は何だと思いますか、（〇はいくつでも） 1. 家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識が根強く残っているから 2. 男性優位の組織運営がされているから 3. 家庭の支援・協力が得られないから 4. 女性の能力開発の機会が不十分だから 5. 女性の活動を支援するネットワークが不足しているから 6. 女性側の積極性が十分でないから 7. 女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ないから 8. その他（具体的に　　　　　　　） 9. わからない	2 回）
問 9	災害に備えるために、これからどのようなことが必要だと思いますか。（〇はいくつでも） ※近年の大規模災害における経験から、日ごろの防災や震災発生後の対応に女性の視点を取り入れることが重要だと言われています。 1. 日ごろから女性が防災に関する企画・立案や方針決定の場に参画する 2. 日ごろから地域活動に積極的に参加し、地域のつながりを大切にする 3. 日ごろから男女平等、男女共同参画意識を高める 4. 日ごろの防災活動や訓練に積極的に参加する 5. 避難所運営に女性も参画する 6. 地域において防災や災害現場で活動する女性リーダーを育成する 7. 避難所運営や備蓄品につい女性や要配慮者（高齢者、障がい者等）の視点を取り入れる 8. その他（具体的に　　　　　　　）	問 9	近年の大規模災害における経験から、日ごろの防災や震災発生後の対応に女性の視点を取り入れることが重要だと言われています。災害に備えるために、これからどのようなことが必要だと思いますか。（〇はいくつでも） 1. 日ごろから女性が防災に関する企画・立案や方針決定の場に参画する 2. 日ごろから地域活動に積極的に参加し、地域のつながりを大切にする 3. 日ごろから男女平等、男女共同参画意識を高める 4. 日ごろの防災活動や訓練に積極的に参加する 5. 避難所運営に女性も参画する 6. 地域において防災や災害現場で活動する女性リーダーを育成する 7. 避難所運営や備蓄品につい女性や要配慮者（高齢者、障がい者等）の視点を取り入れる 8. その他（具体的に　　　　　　　）	問 8	近年の大規模災害における経験から、日ごろの防災や震災発生後の対応に女性の視点を取り入れることが重要だと言われています。災害に備えるために、これからどのようなことが必要だと思いますか。（〇はいくつでも） 1. 日ごろから女性が防災に関する企画・立案や方針決定の場に参画する 2. 日ごろから地域活動に積極的に参加し、地域のつながりを大切にする 3. 日ごろから男女平等、男女共同参画意識を高める 4. 日ごろの防災活動や訓練に積極的に参加する 5. 避難所運営に女性も参画する 6. 地域において防災や災害現場で活動する女性リーダーを育成する 7. 避難所運営や備蓄品につい女性や要配慮者（高齢者、障がい者等）の視点を取り入れる 8. その他（具体的に　　　　　　　）	問 7	近年の大規模災害における経験から、日ごろの防災や震災発生後の対応に女性の視点を取り入れることが重要だと言われています。災害に備えるために、これからどのようなことが必要だと思いますか。（〇はいくつでも） 1. 日ごろから女性が防災に関する企画・立案や方針決定の場に参画する 2. 日ごろから地域活動に積極的に参加し、地域のつながりを大切にする 3. 日ごろから男女平等、男女共同参画意識を高める 4. 日ごろの防災活動や訓練に積極的に参加する 5. 避難所運営に女性も参画する 6. 地域において防災や災害現場で活動する女性リーダーを育成する 7. 避難所運営や備蓄品につい女性や要配慮者（高齢者、障がい者等）の視点を取り入れる 8. その他（具体的に　　　　　　　）	設問文の順序を変更（尋ねたい内容を前に、説明は後ろに回した。）（第 3 回）
							政治分野における男女共同参画についておたずねします。	削除（用語の説明に追加）（第 1 回）
						問 8	あなたは、「政治分野における男女共同参画	

							の推進に関する法律」について、知っていますか。（〇は１つ） 1. 法律の名前も、その内容も知っている 2. 法律の名前は知っているが、内容はよく知らない 3. 法律があることを知らなかった	
						問９	あなたは、地方議会（市町村議会）における女性議員の割合は何割程度が理想だと考えますか。下の枠内に０から 10 までの整数をご記入ください。 □ 割程度	
就労についておたずねします。		就労についておたずねします。		就労についておたずねします。		就労についておたずねします。		
問10	あなたは現在、職業（収入のある仕事）をもっていますか（育児休業中、介護休業中などの人も働いているものとみなします）。（〇は主なものに１つ） ＜はい＞ 1. 正社員・正職員（役員・管理職） 2. 正社員・正職員（1 以外） 3. 派遣・契約社員 4. パート･アルバイト 5. 自営業・家族従業（農林漁業、商工サービス業） 6. その他（　　　　　） ＜いいえ＞ 7. 学生 8. 専業主婦・主夫 9. 無職	問10	あなたは現在、職業（収入のある仕事）をもっていますか（育児休業中、介護休業中などの人も働いているものとみなします）。（〇は主なものに１つ） ＜はい＞ 1. 正社員・正職員（役員・管理職） 2. 正社員・正職員（1 以外） 3. 派遣・契約社員 4. パート･アルバイト 5. 自営業・家族従業（農林漁業、商工サービス業） 6. その他（　　　　　） ＜いいえ＞ 7. 学生 8. 専業主婦・主夫 9. 無職	問９	あなたは現在、職業（収入のある仕事）をもっていますか（育児休業中、介護休業中などの人も働いているものとみなします）。（〇は１つ） ＜はい＞ 1. 正社員・正職員（役員・管理職） 2. 正社員・正職員（1 以外） 3. 派遣・契約社員 4. パート･アルバイト 4. 農林漁業 5. 自営業・家族従業 6. その他（　　　　　） ＜いいえ＞ 7. 学生 8. 専業主婦・主夫 9. 無職	問10	あなたは現在、職業（収入のある仕事）をもっていますか（育児休業中、介護休業中などの人も働いているものとみなします）。（〇は１つ） ＜はい＞ 1. 正社員・正職員 2. 派遣・契約社員 3. パート･アルバイト 4. 農林漁業 5. 自営業・家族従業 6. その他（　　　　　） ＜いいえ＞ 7. 学生 8. 専業主婦・主夫 9. 無職	〇は主なものに１つとする。 4. 農林漁業、5. 自営業・家族従業の選択肢を変更。 農林漁業や自営業・家族従業、その他については付問に行かないのかとのご質問があったが、会社等の組織に雇用されている方の実態を把握する設問となっており、自営業や家族従業の方には答えにくい項目もあるため付問にいかないようにしている。また、前回調査からの推移をみるためにも前回どおりで尋ねたい。（第２回）
問10-1	問 10 で「1. 正社員・正職員」「2. 派遣・契約社員」「3. パート･アルバイト」のいずれかを選ばれた方に】　あなたの今の職場では、男女の扱いについて平等になっていると思いますか。次のア～クの各項目についてそれぞれ１つずつ選んでください。（〇は各項目に１つ） 回答は、「男性の方が非常に優遇されている」「男性の方が優遇されている」「平等	問10-1	問 10 で「1. 正社員・正職員」「2. 派遣・契約社員」「3. パート･アルバイト」のいずれかを選ばれた方に】　あなたの今の職場では、男女の扱いについて平等になっていると思いますか。次のア～クの各項目についてそれぞれ１つずつ選んでください。（〇は各項目に１つ） 回答は、「男性の方が非常に優遇されている」「男性の方が優遇されている」「平等に	問9-1	【問９で「1. 正社員・正職員」「2. 派遣･契約社員」「3. パート･アルバイト」のいずれかを選ばれた方に】　あなたの今の職場では、男女の扱いについて平等になっていると思いますか。次のア～クの各項目についてそれぞれ１つずつ選んでください。（〇は各項目に１つ） 回答は、「男性の方が非常に優遇されている」「男性の方が優遇されている」「平等になっ	問10-1	【問 10 で「1. 正社員・正職員」「2. 派遣・契約社員」「3. パート･アルバイト」のいずれかを選ばれた方に】　あなたの今の職場では、男女の扱いについて平等になっていると思いますか。次のア～クの各項目についてそれぞれ１つずつ選んでください。（〇は各項目に１つ） 回答は、「男性の方が非常に優遇されている」「男性の方が優遇されている」「平等に	

	になっている」「女性の方が優遇されている」「女性の方が非常に優遇されている」「わからない」から選択 ア．募集や採用 イ．賃金 ウ．昇進・昇格 エ．管理職等への登用 オ．仕事の内容 カ．退職・解雇 キ．福利厚生 ク．休暇の取得		なっている」「女性の方が優遇されている」「女性の方が非常に優遇されている」「わからない」から選択 ア．募集や採用 イ．賃金 ウ．昇進・昇格 エ．管理職等への登用 オ．仕事の内容 カ．退職・解雇 キ．福利厚生 ク．休暇の取得		ている」「女性の方が優遇されている」「女性の方が非常に優遇されている」「わからない」から選択 ア．募集や採用 イ．賃金 ウ．昇進・昇格 エ．管理職等への登用 オ．仕事の内容 カ．退職・解雇 キ．福利厚生 ク．休暇の取得		なっている」「女性の方が優遇されている」「女性の方が非常に優遇されている」「わからない」から選択 ア．募集や採用 イ．賃金 ウ．昇進・昇格 エ．管理職等への登用 オ．仕事の内容 カ．退職・解雇 キ．福利厚生 ク．休暇の取得	
問11	(A)「女性が職業を持つこと」について、あなたはどうお考えですか。あなたのお考えに近いものを１つだけ選んでください。（○は１つ） 1．ずっと職業を持っている方がよい 2．結婚するまで職業を持ち、あとは持たない方がよい 3．子どもができるまで職業を持ち、あとは持たない方がよい 4．子どもができたら職業を持たず、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい 5．職業を持たない方がよい 6．その他（具体的に　　　　　　） 7．わからない	問11	(A)「女性が職業を持つこと」について、あなたはどうお考えですか。あなたのお考えに近いものを１つだけ選んでください。（○は１つ） 1．ずっと職業を持っている方がよい 2．結婚するまで職業を持ち、あとは持たない方がよい 3．子どもができるまで職業を持ち、あとは持たない方がよい 4．子どもができたら職業を持たず、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい 5．職業を持たない方がよい 6．その他（具体的に　　　　　　） 7．わからない	問10	(A)「女性が職業を持つこと」について、あなたはどうお考えですか。あなたのお考えに近いものを１つだけ選んでください。（○は１つ） 1．ずっと職業を持っている方がよい 2．結婚するまで職業を持ち、あとは持たない方がよい 3．子どもができるまで職業を持ち、あとは持たない方がよい 4．子どもができたら職業を持たず、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい 5．職業を持たない方がよい 6．その他（具体的に　　　　　　） 7．わからない	問11（A）	(A)「女性が職業を持つこと」について、あなたはどうお考えですか。あなたのお考えに近いものを１つだけ選んでください。（○は１つ） 1．ずっと職業を持っている方がよい 2．結婚するまで職業を持ち、あとは持たない方がよい 3．子どもができるまで職業を持ち、あとは持たない方がよい 4．子どもができたら職業を持たず、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい 5．女性は職業を持たない方がよい 6．その他（具体的に　　　　　　） 7．わからない	5.の「女性は」を削除（第1回）
						問11（B）	(B) では、あなた（もしくは、あなたの妻）はどうでしたか（どうなりそうですか）。独身の方も、結婚した場合を想定して答えてください。（○は１つ） 1．ずっと職業を持っている 2．結婚するまで職業を持ち、あとは持たない 3．子どもができるまで職業を持ち、あとは持たない 4．子どもができたら職業を持たず、子どもに手がかからなくなって再び持つ 5．職業は持たない 6．その他（具体的に　　　　　　） 7．わからない	削除 (A) ではあなたがどう考えるかについて尋ねており、(B) では実際はどうだったかを尋ねている。 今回の意識調査では新たに「困難な問題を抱える女性への支援計画」を策定するための関連設問を追加する必要があり、設問数を減らすため、この設問は削除した。（第１回）

		問 12	あなたは、男性が育児休業、介護休業を取ることについてどう思いますか。あなたのお考えに近いものを １つだけ選んでください。（○はそれぞれ１つ） ア.男性の育児休業、イ.男性の介護休業についてそれぞれ回答 1. 積極的に取るべきだと思う 2. どちらかといえば取るべきだと思う 3. 特に取る必要はないと思う ※用語の説明あり	問 11	あなたは、男性が育児休業、介護休業を取ることについてどう思いますか。あなたのお考えに近いものを１つだけ選んでください。（○はそれぞれ１つ） ア.男性の育児休業、イ.男性の介護休業についてそれぞれ回答 1. 積極的に取るべきだと思う 2. どちらかといえば取るべきだと思う 3. 特に取る必要はないと思う ※用語の説明あり	問 12	あなたは、男性が育児休業（子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業）を取ることについてどう思いますか。あなたのお考えに近いものを １つだけ選んでください。（○は１つ） 1. 積極的に取るべきだと思う 2. どちらかといえば取るべきだと思う 3. 特に取る必要はないと思う	介護休業を追加（第１回） 設問を削除 （育児休業を取ったほうが良いという認識は高くなっているため設問を削除）（第３回）
						問 12− 1	【問 12 で「1. 積極的に取るべきだと思う」または「2. どちらかといえば取るべきだと思う」を選ばれた方に】 その理由は何ですか。次の中から２つ以内で選んでください。（○は２つ以内） 1. 子育てにより多くの時間を確保するため 2. 育児と主体的に向き合うため 3. 父親自身の成長のため 4. 母親の負担が軽くなるから 5. 法律で認められている権利だから 6. その他（具体的に　　　　　　　　）	削除 休暇を取ったほうが良いという認識は浸透してきているため理由については削除する。（第１回）
問 12	あなたは男性の約６割が育児休業などを取得しない（できない）理由は何だと思いますか。あなたのお考えに近いものを２つ以内で選んでください。（○は２つ以内） ※厚生労働省：令和６年度雇用均等基本調査（全国）によると、女性の育児休業取得率は 86.6%であるのに対し、男性の育児休業取得率は 40.5%）となっています。 1. 周囲に取得した男性がいないから 2. 職場に取得しやすい雰囲気がないから 3. 仕事が忙しいから 4. 取得すると仕事上周囲の人に迷惑がかかるから 5. 取得すると人事評価や昇給に悪い影響があるから 6. 経済的に困るから 7. 育児・介護は女性が担うものなので、	問 13	女性の育児休業取得率は 86.6%であるのに対し、男性の育児休業取得率は 40.5%（厚生労働省：令和６年度雇用均等基本調査（全国））となっています。あなたは男性の ８割以上が育児休業などを取得しない（できない）理由は何だと思いますか。あなたのお考えに近いものを ２つ以内で選んでください。（○は２つ以内） 1. 周囲に取得した男性がいないから 2. 職場に取得しやすい雰囲気がないから 3. 仕事が忙しいから 4.取得すると仕事上周囲の人に迷惑がかかるから 5.取得すると人事評価や昇給に悪い影響があるから 6. 経済的に困るから 7. 育児・介護は女性が担うものなので、男性が取得する必要はないから 8. その他（具体的に　　　　　　　）	問 12	女性の育児休業取得率は 80.2%であるのに対し、男性の育児休業取得率は 17.13%（厚生労働省：2024 年度雇用均等基本調査（全国））となっています。あなたは男性の ８割以上が育児休業などを取得しない（できない）理由は何だと思いますか。あなたのお考えに近いものを ２つ以内で選んでください。（○は２つ以内） 1. 周囲に取得した男性がいないから 2. 職場に取得しやすい雰囲気がないから 3. 仕事が忙しいから 4. 取得すると仕事上周囲の人に迷惑がかかるから 5. 取得すると人事評価や昇給に悪い影響があるから 6. 経済的に困るから 7. 育児・介護は女性が担うものなので、男性が取得する必要はないから 8. その他（具体的に　　　　　　　）	問 13	女性の育児休業取得率は83%であるのに対し、男性の育児休業取得率は7.48%（厚生労働省:2019年度雇用均等基本調査(全国)）となっています。あなたは男性の ９割以上が育児休業などを取得しない（できない）理由は何だと思いますか。あなたのお考えに近いものを ２つ以内で選んでください。（○は２つ以内） 1. 周囲に取得した男性がいないから 2. 職場に取得しやすい雰囲気がないから 3. 仕事が忙しいから 4. 取得すると仕事上周囲の人に迷惑がかかるから 5. 取得すると人事評価や昇給に悪い影響があるから 6. 経済的に困るから 7. 育児・介護は女性が担うものなので、男性が取得する必要はないから 8. その他（具体的に　　　　　　　）	数値と年度を更新（第１、２回） 育児休業の取得率が 40.5％に修正されたため、取得しない（できない）男性の割合を約６割に修正。（第３回） 設問文の順序を変更 （尋ねたい内容を前に、説明は後ろに回した。） （第３回）

	男性が取得する必要はないから 8．その他（具体的に　　　　　　　　　） 9．わからない		9．わからない		9．わからない		9．わからない	
問13	男女が共に仕事と家庭や地域活動を両立できるワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、どのような条件が必要だと思いますか。次の中から３つ以内で選んでください。（○は３つ以内） 1．賃金、労働などでの男女間格差をなくすこと 2．年間労働時間を短縮すること 3. 代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること 4. 育児や介護等のために退職した女性の再チャレンジ（再就職・起業等）支援策を充実すること 5. 育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的給与を充実すること 6. 地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること 7．在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入すること 8. 女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること 9. 職場の意識改革などについて企業に対する働きかけをすること 10．その他（具体的に：　　　　　　　） 11．わからない ※用語の説明あり	問14	男女が共に仕事と家庭や地域活動を両立できるワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、どのような条件が必要だと思いますか。次の中から３つ以内で選んでください。（○は３つ以内） 1．賃金、労働などでの男女間格差をなくすこと 2．年間労働時間を短縮すること 3．代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること 4．育児や介護等のために退職した女性の再チャレンジ（再就職・起業等）支援策を充実すること 5．育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的給与を充実すること 6．地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること 7. 在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入すること 8．女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること 9．職場の意識改革などについて企業に対する働きかけをすること 10．その他（具体的に　　　　　　　　） 11．わからない ※用語の説明あり	問13	男女が共に仕事と家庭や地域活動を両立できるワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、どのような条件が必要だと思いますか。次の中から３つ以内で選んでください。（○は３つ以内） 1．賃金、労働などでの男女間格差をなくすこと 2．年間労働時間を短縮すること 3．代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること 4．育児や介護等のために退職した女性の再チャレンジ（再就職・起業等）支援策を充実すること 5．育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的給与を充実すること 6．地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること 7．在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入すること 8．職業上、必要な知識・技術等の職業訓練をすること 9．女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること 10. 職場の意識改革などについて企業に対する働きかけをすること 11．その他（具体的に　　　　　　　　） 12．わからない ※用語の説明あり	問14	男女が共に仕事と家庭や地域活動を両立できるワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、どのような条件が必要だと思いますか。次の中から３つ以内で選んでください。（○は３つ以内） 1．賃金、労働などでの男女間格差をなくすこと 2．年間労働時間を短縮すること 3．代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること 4．育児や介護等のために退職した女性の再チャレンジ（再就職・起業等）支援策を充実すること 5．育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的給与を充実すること 6．地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること 7．在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入すること 8．職業上、必要な知識・技術等の職業訓練をすること 9．女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること 10．職場の意識改革などについて企業に対する働きかけをする 11．その他（具体的に　　　　　　　　） 12．わからない ※用語の説明あり	前回調査で回答率が低かった 8．「職業上、必要な知識・技術等の職業訓練をすること」（3%）を削除。（第２回）
人権に関することについておたずねします。		**人権に関することについておたずねします。**		**人権に関することについておたずねします。**			**人権に関することについておたずねします。**	
問14	配偶者やパートナー、交際相手など親密な関係にある（あった）人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）が社会問題になっています。そこで、(A) と (B) ２つの質問にお答えください。 (A) あなたは､ア～サのような行為が ド	問15	配偶者やパートナー、交際相手など親密な関係にある（あった）人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）が社会問題になっています。そこで、(A) と (B) ２つの質問にお答えください。 (A) あなたは、ア～サのような行為が ド	問14	配偶者や恋人などパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）が社会問題になっています。そこで、(A) と (B) ２つの質問にお答えください。 (A) あなたは、ア～サのような行為が ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）にあたると	問15	配偶者や恋人などパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）が社会問題になっています。そこで、(A) と (B) ２つの質問にお答えください。 (A) あなたは、ア～サのような行為が ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）にあたる	恋人という表現についてご意見があったため､「配偶者やパートナー、交際相手など親密な関係にある（あった）人」に変更。設問（B）では文字数の

	メスティック・バイオレンス（ＤＶ）にあたると思いますか。1、2 のいずれかに〇をつけてください。（〇は各項目に１つ） 回答は､「DV だと思う」｢DV だと思わない」から選択 (B)過去３年間において、 あなたは配偶者やパートナー、交際相手などから、ア～サのような行為を受けたことがありますか。1～3 のいずれかに〇をつけてください。（〇は各項目に１つ） 回答は､「何度もあった」｢1～2 度あった」「まったくない」から選択 ア．何を言っても長期間無視された イ．交友関係や電話やメールを細かく監視された ウ．他人や子どもの前で侮辱されたり、馬鹿にされたりした エ.「だれのおかげで生活できるんだ」と言われた オ．生活費を渡してくれなかった カ．押されたり、つかまれたり、つねられたり、小突かれたりした キ．平手で叩かれた ク．蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした ケ．見たくないのに、性的な動画や雑誌などを見せられた コ．避妊に協力してくれない サ．脅しや暴力により自分の気持ちに反して性的な行為を要求された		メスティック・バイオレンス（ＤＶ）にあたると思いますか。1、2 のいずれかに〇をつけてください。（〇は各項目に１つ）回答は、「DV だと思う」「DV だと思わない」から選択 (B)過去３年間において、 あなたは配偶者やパートナー、交際相手などから、ア～サのような行為を受けたことがありますか。1～3 のいずれかに〇をつけてください。（〇は各項目に１つ） 回答は､「何度もあった」｢1～2 度あった」「まったくない」から選択 ア．何を言っても長期間無視された イ．交友関係や電話やメールを細かく監視された ウ．他人や子どもの前で侮辱されたり、馬鹿にされたりした エ．「だれのおかげで生活できるんだ」と言われた オ．生活費を渡してくれなかった カ．押されたり、つかまれたり、つねられたり、小突かれたりした キ．平手で叩かれた ク．蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした ケ．見たくないのに、性的な動画や雑誌などを見せられた コ．避妊に協力してくれない サ．脅しや暴力により自分の気持ちに反して性的な行為を要求された		思いますか。1、2 のいずれかに〇をつけてください。（〇は各項目に 1 つ）回答は、「DV だと思う」「DV だと思わない」から選択 (B)過去３年間において、 あなたは配偶者や恋人などから、ア～サのような行為を受けたことがありますか。1～3 のいずれかに〇をつけてください。（〇は各項目に１つ） 回答は､「何度もあった」｢1～2 度あった」「まったくない」から選択 ア．何を言っても長期間無視された イ．交友関係や電話やメールを細かく監視された ウ．他人や子どもの前で侮辱されたり、馬鹿にされたりした エ．「だれのおかげで生活できるんだ」と言われた オ．生活費を渡してくれなかった カ．押されたり、つかまれたり、つねられたり、小突かれたりした キ．平手で叩かれた ク．蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした ケ．見たくないのに、アダルトサイトやポルノ雑誌を見せられた コ．避妊に協力してくれない サ．脅しや暴力により自分の気持ちに反して性的な行為を要求された		と思いますか。1、2 のいずれかに〇をつけてください。（〇は各項目に 1 つ）回答は、「DV だと思う」「DV だと思わない」から選択 (B)過去 3 年間において、 あなたは配偶者や恋人などから、ア～サのような行為を受けたことがありますか。1～3 のいずれかに〇をつけてください。（〇は各項目に１つ） 回答は、「何度もあった」「1～2 度あった」「まったくない」から選択 ア．何を言っても長期間無視された イ．交友関係や電話やメールを細かく監視された ウ．他人や子どもの前で侮辱されたり、馬鹿にされたりした エ.「だれのおかげで生活できるんだ」と言われた オ．生活費を渡してくれなかった カ．押されたり、つかまれたり、つねられたり、小突かれたりした キ．平手で叩かれた ク．蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした ケ．見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられた コ．避妊に協力してくれない サ．脅しや暴力により自分の気持ちに反して性的な行為を要求された	関係で「配偶者やパートナー、交際相手など」と記載。 ケ．の表現について「性的な動画や雑誌など」とした。（第２回）
問14-1	【問 14（B）で１つでも「1．何度もあった」「2.1～2 度あった」を選ばれた方に】 あなたがドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）の被害にあったとき、誰（どこ）かに相談しましたか。（〇はいくつでも） 1．誰（どこ）にも相談しなかった 2．警察に連絡・相談した 3．国（ＤＶ相談プラスなど）、県（配偶者暴力相談支援センターなど）、市（男女	問15-1	【問 15（B）で「1．何度もあった」「2.1～2 度あった」を１つでも選ばれた方に】 あなたがドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）の被害にあったとき、誰（どこ）かに相談しましたか。（〇はいくつでも） 1．誰（どこ）にも相談しなかった 2．警察に連絡・相談した 3．国（ＤＶ相談プラスなど）、県（配偶者暴力相談支援センターなど）、市（男女共同参画推進課）に相談した	問14-1	【問 14（B）で「1．何度もあった」「2.1～2 度あった」を１つでも選ばれた方に】 あなたがドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）の被害にあったとき、誰（どこ）かに相談しましたか。（〇はいくつでも） 1．誰（どこ）にも相談しなかった 2．警察に連絡・相談した 3．公的な相談窓口や電話相談に相談した 4．民間の機関（弁護士など）に相談した	問16	【問 15（B）で「1．何度もあった」「2.1～2 度あった」を１つでも選ばれた方に】 あなたがドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）の被害にあったとき、誰（どこ）かに相談しましたか。（〇はいくつでも） 1．誰（どこ）にも相談しなかった 2．警察に連絡・相談した 3．公的な相談窓口や電話相談に相談した 4．民間の機関（弁護士など）に相談した	問 15-1 の選択肢 3. 労働基準監督署のように具体的な場所を書いたほうが良いとのご意見があったため、選択肢 3. で国、県、市の代表的な窓口について記載した。（第２回） 【問 14（B）で「1．何度もあった」「2.1～2 度あった」を１つでも選ば

	共同参画推進課）に相談した 4. 民間の機関（弁護士など）に相談した 5. 医師・カウンセラーに相談した 6. 家族・親族に相談した 7. 友人・知人に相談した 8. その他（具体的に　　　　　　）		4. 民間の機関（弁護士など）に相談した 5. 医師・カウンセラーに相談した 6. 家族・親族に相談した 7. 友人・知人に相談した 8. その他（具体的に　　　　　　）		5. 医師・カウンセラーに相談した 6. 家族・親族に相談した 7. 友人・知人に相談した 8. その他（具体的に　　　　　　）		5. 医師・カウンセラーに相談した 6. 家族・親族に相談した 7. 友人・知人に相談した 8. その他（具体的に　　　　　　）	れた方に】の「1 つでも」を前に記載。（第 3 回）
問 14-2	【問 14-1 で「1. 誰（どこ）にも相談しなかった」を選ばれた方に】 その理由は何ですか。次の中から 3 つ以内で選んでください。（○は 3 つ以内） 1. 自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから 2. 相談しても無駄だと思ったから 3. 自分にも悪いところがあると思ったから 4. 相談するほどのことではないと思ったから 5. 他人を巻き込みたくなかったから 6. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから 7. そのことについて思い出したくなかったから 8. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思ったから 9. 誰（どこ）に相談したらいいのかわからなかったから 10. 相談相手の言動で自分が不快な思いをすると思ったから 11. その他（具体的に　　　　　　）	問 15-2	【問 15-1 で「1. 誰（どこ）にも相談しなかった」を選ばれた方に】 その理由は何ですか。次の中から 3 つ以内で選んでください。（○は 3 つ以内） 1. 自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから 2. 相談しても無駄だと思ったから 3. 自分にも悪いところがあると思ったから 4. 相談するほどのことではないと思ったから 5. 他人を巻き込みたくなかったから 6. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから 7. そのことについて思い出したくなかったから 8. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思ったから 9. 誰（どこ）に相談したらいいのかわからなかったから 10. 相談相手の言動で自分が不快な思いをすると思ったから 11. その他（具体的に　　　　　　）	問 14-2	【問 14-1 で「1. 誰（どこ）にも相談しなかった」を選ばれた方に】 その理由は何ですか。次の中から 3 つ以内で選んでください。（○は 3 つ以内） 1. 自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから 2. 相談しても無駄だと思ったから 3. 自分にも悪いところがあると思ったから 4. 相談するほどのことではないと思ったから 5. 他人を巻き込みたくなかったから 6. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから 7. 世間体が悪いから 8. そのことについて思い出したくなかったから 9. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思ったから 10. 誰（どこ）に相談したらいいのかわからなかったから 11. 相談すると、相談相手の言動で自分が不快な思いをすると思ったから 12. その他（具体的に　　　　　　）	問 16-1	【問 16 で「1. 誰（どこ）にも相談しなかった」を選ばれた方に】 その理由は何ですか。次の中から 3 つ以内で選んでください。（○は 3 つ以内） 1. 自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから 2. 相談しても無駄だと思ったから 3. 自分にも悪いところがあると思ったから 4. 相談するほどのことではないと思ったから 5. 他人を巻き込みたくなかったから 6. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから 7. 世間体が悪いから 8. そのことについて思い出したくなかったから 9. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思ったから 10. 誰（どこ）に相談したらいいのかわからなかったから 11. 相談すると、担当者の言動で自分が不快な思いをすると思ったから 12. その他（具体的に　　　　　　）	選択肢の検討を行い、7.「世間体が悪いから」（前回 5.6%）については 6.「恥ずかしくて誰にも言えなかった」と類似しているため削除。 選択肢 11. 「担当者」を「相談相手」に変更。 「相談すると、」を削除。（第 2 回）
問 15	あなたは、職場、地域、学校などで、次のようなセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を受けたことがありますか。受けたことがあるものをすべて選んでください。（○はいくつでも） 1. 好まない性的な話を聞かされた 2. 容姿について傷つくことを言われた 3.「女のくせに･･･」とか「男なのに･･･」と性別による言い方をされた 4. お酒の場でお酌やデュエットを強要さ	問 16	あなたは、職場、地域、学校などで、次のようなセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を受けたことがありますか。受けたことがあるものをすべて選んでください。（○はいくつでも） 1. 好まない性的な話を聞かされた 2. 容姿について傷つくことを言われた 3.「女のくせに･･･」とか「男なのに･･･」と性別による言い方をされた 4. お酒の場でお酌やデュエットを強要さ	問 15	あなたは、職場、地域、学校などで、次のようなセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を受けたことがありますか。受けたことがあるものをすべて選んでください。（○はいくつでも） 1. 好まない性的な話を聞かされた 2. 容姿について傷つくことを言われた 3.「女のくせに･･･」とか「男なのに･･･」と性別による言い方をされた 4. お酒の場でお酌やデュエットを強要され	問 17	あなたは、職場、地域、学校などで、次のようなセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を受けたことがありますか。受けたことがあるものをすべて選んでください。（○はいくつでも） 1. 好まない性的な話を聞かされた 2. 容姿について傷つくことを言われた 3.「女のくせに･･･」とか「男なのに･･･」と性別による言い方をされた 4. お酒の場でお酌やデュエットを強要され	変更なし

	れた 5. 不必要に身体をさわられた 6. しつこく交際を迫られた 7. 性的な噂をたてられた 8.「まだ結婚しないのか」とか「子どもは産まないのか」など、結婚や出産などについて、たびたび聞かれた 9. 性的な関係を強要された 10. 性的な要求を拒否したら、嫌がらせをされた 11. その他（具体的に　　　　　　） 12. 受けたことがない		れた 5. 不必要に身体をさわられた 6. しつこく交際を迫られた 7. 性的な噂をたてられた 8.「まだ結婚しないのか」とか「子どもは産まないのか」など、結婚や出産などについて、たびたび聞かれた 9. 性的な関係を強要された 10. 性的な要求を拒否したら、嫌がらせをされた 11. その他（具体的に　　　　　　） 12. 受けたことがない		た 5. 不必要に身体をさわられた 6. しつこく交際を迫られた 7. 性的な噂をたてられた 8.「まだ結婚しないのか」とか「子どもは産まないのか」など、結婚や出産などについて、たびたび聞かれた 9. 性的な関係を強要された 10. 性的な要求を拒否したら、嫌がらせをされた 11. その他（具体的に　　　　　　） 12. 受けたことがない		た 5. 不必要に身体をさわられた 6. しつこく交際を迫られた 7. 性的な噂をたてられた 8.「まだ結婚しないのか」とか「子どもは産まないのか」など、結婚や出産などについて、たびたび聞かれた 9. 性的な関係を強要された 10. 性的な要求を拒否したら、嫌がらせをされた 11. その他（具体的に　　　　　　） 12. 受けたことがない	
問15-1	【問56でセクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある方に】 あなたがセクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ）を受けたとき、誰(どこ)かに相談しましたか。(〇はいくつでも) 1. 誰（どこ）にも相談しなかった 2. 警察に連絡・相談した 3. 労働基準監督署などの公的機関に相談した 4. 民間の機関（弁護士など）に相談した 5. 職場の相談窓口や労働組合に相談した 6. 職場の上司や同僚に相談した 7. 学校の先生に相談した 8. 家族・親族に相談した 9. 友人・知人に相談した 10. その他（具体的に　　　　　　）	問16-1	【問16でセクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある方に】 あなたがセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を受けたとき、誰(どこ)かに相談しましたか。(〇はいくつでも) 1. 誰（どこ）にも相談しなかった 2. 警察に連絡・相談した 3. 労働基準監督署などの公的機関に相談した 4. 民間の機関（弁護士など）に相談した 5. 職場の相談窓口や労働組合に相談した 6. 職場の上司や同僚に相談した 7. 学校の先生に相談した 8. 家族・親族に相談した 9. 友人・知人に相談した 10. その他（具体的に　　　　　　）	問15-1	【問15でセクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある方に】 あなたがセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を受けたとき、誰(どこ)かに相談しましたか。(〇はいくつでも) 1. 誰（どこ）にも相談しなかった 2. 警察に連絡・相談した 3. 労働基準監督署など、公的な相談窓口や電話相談に相談した 4. 民間の機関（弁護士など）に相談した 5. 職場の相談窓口や労働組合に相談した 6. 職場の上司や同僚に相談した 7. 学校の先生に相談した 8. 家族・親族に相談した 9. 友人・知人に相談した 10. その他（具体的に　　　　　　）	問17-1	【問17でセクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある方に】 あなたがセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を受けたとき、誰(どこ)かに相談しましたか。(〇はいくつでも) 1. 誰（どこ）にも相談しなかった 2. 警察に連絡・相談した 3. 労働基準監督署など、公的な相談窓口や電話相談に相談した 4. 民間の機関（弁護士など）に相談した 5. 職場の相談窓口や労働組合に相談した 6. 職場の上司や同僚に相談した 7. 学校の先生に相談した 8. 家族・親族に相談した 9. 友人・知人に相談した 10. その他（具体的に　　　　　　）	問14-1の選択肢3.と合わせた表現「労働基準監督署などの公的機関に相談した」に修正。(第2回)
問15-2	【問16-1で「1. 誰（どこ）にも相談しなかった」を選ばれた方に】 その理由は何ですか。次の中から3つ以内で選んでください。(〇は3つ以内) 1. 自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから 2. 相談しても無駄だと思ったから 3. 自分にも悪いところがあると思ったから 4. 相談するほどのことではないと思ったから 5. 他人を巻き込みたくなかったから	問16-2	【問16-1で「1. 誰（どこ）にも相談しなかった」を選ばれた方に】 その理由は何ですか。次の中から3つ以内で選んでください。(〇は3つ以内) 1. 自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから 2. 相談しても無駄だと思ったから 3. 自分にも悪いところがあると思ったから 4. 相談するほどのことではないと思ったから 5. 他人を巻き込みたくなかったから	問15-2	【問15-1で「1. 誰（どこ）にも相談しなかった」を選ばれた方に】 その理由は何ですか。次の中から3つ以内で選んでください。(〇は3つ以内) 1. 自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから 2. 相談しても無駄だと思ったから 3. 自分にも悪いところがあると思ったから 4. 相談するほどのことではないと思ったから 5. 他人を巻き込みたくなかったから 6. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから	問17-2	【問17-1で「1. 誰（どこ）にも相談しなかった」を選ばれた方に】 その理由は何ですか。次の中から3つ以内で選んでください。(〇は3つ以内) 1. 自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから 2. 相談しても無駄だと思ったから 3. 自分にも悪いところがあると思ったから 4. 相談するほどのことではないと思ったから 5. 他人を巻き込みたくなかったから 6. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから	「相談すると、」を削除。(第2回) 問14-2と同様に、7.「世間体が悪いから」(前回3.2%)については6.「恥ずかしくて誰にも言えなかった」と類似しているため削除。選択肢11.「担当者」を「相談相手」に変更。(第3回)

	6.恥ずかしくて誰にも言えなかったから 7.そのことについて思い出したくなかったから 8. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい嫌がらせを受けたりすると思ったから 9. 誰（どこ）に相談したらいいのかわからなかったから 10. 相談相手の言動で自分が不快な思いをすると思ったから 11. その他（具体的に　　　　　　　）		6. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから 7. 世間体が悪いから 8. そのことについて思い出したくなかったから 9. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい嫌がらせを受けたりすると思ったから 10. 誰（どこ）に相談したらいいのかわからなかったから 11. 相談相手の言動で自分が不快な思いをすると思ったから 12. その他（具体的に　　　　　　　）		7. 世間体が悪いから 8. そのことについて思い出したくなかったから 9. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい嫌がらせを受けたりすると思ったから 10. 誰（どこ）に相談したらいいのかわからなかったから 11. 相談すると、相談相手の言動で自分が不快な思いをすると思ったから 12. その他（具体的に　　　　　　　）		7. 世間体が悪いから 8. そのことについて思い出したくなかったから 9. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい嫌がらせを受けたりすると思ったから 10. 誰（どこ）に相談したらいいのかわからなかったから 11. 相談すると、担当者の言動で自分が不快な思いをすると思ったから 12. その他（具体的に　　　　　　　）	
女性の性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についておたずねします		女性の性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についておたずねします		プロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）についておたずねします		リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）についておたずねします		タイトルを変更。(カタカナに抵抗がある方へ配慮した。)（第２回）
問16	次のア、イのそれぞれについて、あなたの考えに最も近いものを選んでください。(〇は各項目に１つ) 回答は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」「わからない」から選択 ア．妊娠や性に関して、配偶者・パートナー、交際相手などとの間で十分話し合うべきである イ．妊娠や性に関して、配偶者・パートナー、交際相手などとの間で合意できない場合には、女性の意思が尊重されるべきである ※用語の説明あり 性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）とは	問17	次のア、イのそれぞれについて、あなたの考えに最も近いものを選んでください。(〇は各項目に１つ) 回答は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」「わからない」から選択 ア．妊娠や性に関して、配偶者・パートナー、交際相手などとの間で十分話し合うべきである イ．妊娠や性に関して、配偶者・パートナー、交際相手などとの間で合意できない場合には、女性の意思が尊重されるべきである ※用語の説明あり 性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）とは	問16	次のア、イのそれぞれについて、あなたの考えに最も近いものを選んでください。(〇は各項目に１つ) 回答は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」「わからない」から選択 ア．妊娠や性に関して、夫婦・パートナー、恋人との間で十分話し合うべきである イ．妊娠や性に関して、夫婦・パートナー、恋人との間で合意できない場合には、女性の意思が尊重されるべきである ※用語の説明あり リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは（性と生殖に関する健康／権利）	問18	次のア、イのそれぞれについて、あなたの考えに最も近いものを選んでください。(〇は各項目に１つ) 回答は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」「わからない」から選択 ア．妊娠や性に関して、夫婦・パートナー、恋人との間で十分話し合うべきである イ．妊娠や性に関して、夫婦・パートナー、恋人との間で合意できない場合には、女性の意思が尊重されるべきである ※用語の説明あり リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは（性と生殖に関する健康／権利）	問 14 の表現と合わせて「配偶者・パートナー、交際相手など」に変更。（第２回） 下部記載の「性と生殖に関する健康/権利（リプロダクティブヘルス/ライツ）とは・・・」の文頭を変更。(第２回)
悩みや困りごとについておたずねします。		悩みや困りごとについておたずねします。		悩みや困りごとについておたずねします。				新規（困難な問題を抱える女性への支援計画のための設問を追加）（第１回）
問17	あなたは、現在、次のような悩みや困りごとがありますか。(〇はいくつでも) 1. 仕事、雇用、転職、再就職、起業など 2. 健康、病気、障がいなど	問18	あなたは、現在、次のような悩みや困りごとがありますか。(〇はいくつでも) 1. 仕事、雇用、転職、再就職、起業など 2. 健康、病気、障がいなど	問17	あなたは、現在、次のような悩みや困りごとがありますか。(〇はいくつでも) 1. 仕事、雇用、転職、再就職、起業など 2. 健康、病気、障がいなど			新規

	3. 家計、借金、相続など 4. 友人、知人との関係や職場での人間関係など 5. 恋愛、結婚、離婚、夫婦関係など 6. 家族、親族との関係など 7. 育児、子育て、教育など 8. 介護（自分または家族が介護をすることについて） 9. 自分の性に関する悩み 10. その他（具体的に　　　　　　） 11. ない		3. 家計、借金、相続など 4. 友人、知人との関係や職場での人間関係など 5. 恋愛、結婚、離婚、夫婦関係など 6. 家族、親族との関係など 7. 育児、子育て、教育など 8. 介護（自分または家族が介護をすることについて） 9. 自分の性に関する悩み 10. その他（具体的に　　　　　　） 11. ない		3. 家計、借金、相続など 4. 友人、知人との関係や職場での人間関係など 5. 恋愛、結婚、離婚、夫婦関係など 6. 家族、親族との関係など 7. 育児、子育て、教育など 8. 介護（自分または家族が介護をすることについて） 9. 自分の性に関する悩み 10. その他（具体的に　　　　　　） 11. ない			
問 17-1	**【問 17 で「1.」～「10.」のいずれかを選んだ方に】** あなたは、悩みや困りごとについて、相談機関や公的機関に相談したことがありますか。（〇はいくつでも） 1. 相談しなかった 2. 医療関係者（医師、看護師など） 3. 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど） 4. 民間の専門家や専門機関（弁護士、法テラス、カウンセラー、ＮＰＯ団体など） 5. 行政の相談窓口（市民相談、女性相談、人権相談、福祉事務所、教育相談、子育て相談、消費生活センター、職業相談など） 6. 警察（110番、心のリリーフ・ライン（県警の犯罪被害者相談電話）など） 7. その他（具体的に　　　　　　）	問 18− 1	**【問 18 で「1.」～「10.」のいずれかを選んだ方に】** あなたは、悩みや困りごとについて、相談機関や公的機関に相談したことがありますか。（〇はいくつでも） 1. 相談しなかった 2. 医療関係者（医師、看護師など） 3. 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど） 4. 民間の専門家や専門機関（弁護士、法テラス、カウンセラー、ＮＰＯ団体など） 5. 行政の相談窓口（市民相談、女性相談、人権相談、福祉事務所、教育相談、子育て相談、消費生活センター、職業相談など） 6. 警察（110番、心のリリーフ・ライン（県警の犯罪被害者相談電話）など） 7. その他（具体的に　　　　　　）	問 17− 1	**【問 17 で「1.」～「10.」のいずれかを選んだ方に】** あなたは、悩みや困りごとについて、相談機関や公的機関に相談したことがありますか。（〇はいくつでも） 1. 相談しなかった 2. 医療関係者（医師、看護師など） 3. 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど） 4. 民間の専門家や専門機関（弁護士、法テラス、カウンセラー、ＮＰＯ団体など） 5. 行政の相談窓口（市民相談、女性相談、人権相談、福祉事務所、教育相談、子育て相談、消費生活センター、職業相談など） 6. 警察（110番、心のリリーフ・ライン（県警の犯罪被害者相談電話）など） 7. その他（具体的に　　　　　　）			新規
問 17-2	**【問 17−1 で「2. 相談しなかった」を選んだ方に】** 問 17−2　相談しなかった、できなかった理由は何ですか。（〇はいくつでも） 1. 相談しても無駄だと思ったから 2. 相談するほどのことではないと思ったから 3. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから 4. 家族や友人に相談したから 5. 仕事などの都合で相談時間が合わなか	問 18− 2	**【問 18−1 で「2. 相談しなかった」を選んだ方に】** 問 18−2　相談しなかった、できなかった理由は何ですか。（〇はいくつでも） 1. 相談しても無駄だと思ったから 2. 相談するほどのことではないと思ったから 3. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから 4. 世間体が悪いから 5. 家族や友人に相談したから	問 17− 2	**【問 17−1 で「2. 相談しなかった」を選んだ方に】** 問 17−2　相談しなかった、できなかった理由は何ですか。（〇はいくつでも） 1. 相談しても無駄だと思ったから 2. 相談するほどのことではないと思ったから 3. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから 4. 世間体が悪いから 5. 家族や友人に相談したから 6. 仕事などの都合で相談時間が合わなかった			新規 選択肢 7. と 8. を問 14-2、15-2 の表現と合わせた。 4.「世間体が悪いから」については 3.「恥ずかしくて誰にも言えなかった」と類似しているため削除。（第 3 回）

	ったから 6. 誰（どこ）に相談したらいいのかわからなかったから 7. 相談相手の言動で自分が不快な思いをすると思ったから 8. その他（具体的に　　　　　　　）		6. 仕事などの都合で相談時間が合わなかったから 7. 誰（どこ）に相談してよいかわからなかったから 8. 相談することによって、さらに不快な思いをさせられると思ったから 9. その他（具体的に　　　　　　　）		から 7. 誰（どこ）に相談してよいかわからなかったから 8. 相談することによって、さらに不快な思いをさせられると思ったから 9. その他（具体的に　　　　　　　）			
問 18	さまざまな問題を抱える女性の悩みや困りごとを解決するために、どのような環境や支援があるとよいと思いますか。(〇はいくつでも) ※令和６年４月１日より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法)」が施行されました。 1. 気軽に話を聞いてもらえるＳＮＳなどの相談窓口 2. 自分の困りごとを何でも相談でき、支援につながることができる窓口 3. 利用できる支援制度の情報提供 4. 同じような悩みを持つ人と出会える場所 5. 相談・支援を受けている間の寄り添いや見守り 6. 自分の困りごとに気づいて声をかけてくれる人や支援機関 7. 生活のための経済援助 8. 就労の支援（資格取得などの働くための支援や就職先を探すサポート） 9. カウンセリングなどの心理学的支援 10. 弁護士などによる法的支援 11. その他（具体的に　　　　　　）	問 19	令和６年４月１日より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法)」が施行されました。困難な問題を抱える女性の悩みや困りごとを解決するために、どのような環境や支援があるとよいと思いますか。(〇はいくつでも) 1. 気軽に話を聞いてもらえるＳＮＳなどの相談窓口 2. 自分の困りごとを何でも相談でき、支援につながることができる窓口 3. 利用できる支援制度の情報提供 4. 同じような悩みを持つ人と出会える場所 5. 相談・支援を受けている間の寄り添いや見守り 6. 自分の困りごとに気づいて声をかけてくれる人や支援機関 7. 生活のための経済援助 8. 就労の支援（資格取得などの働くための支援や就職先を探すサポート） 9. カウンセリングなどの心理学的支援 10. 弁護士などによる法的支援 11. その他（具体的に　　　　　　）	問 18	令和６年４月１日より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法)」が施行されました。困難な問題を抱える女性の悩みや困りごとを解決するために、どのような環境や支援があるとよいと思いますか。(〇はいくつでも) 1. 気軽に話を聞いてもらえるＳＮＳなどの相談窓口 2. 自分の困りごとを何でも相談でき、支援につながることができる窓口 3. 利用できる支援制度の情報提供 4. 同じような悩みを持つ人と出会える場所 5. 相談・支援を受けている間の寄り添いや見守り 6. 自分の困りごとに気づいて声をかけてくれる人や支援機関 7. 生活のための経済援助 8. 就労の支援（資格取得などの働くための支援や就職先を探すサポート） 9. カウンセリングなどの心理学的支援 10. 弁護士などによる法的支援 11. その他（具体的に　　　　　　）			新規 県の調査に倣って「〇はいくつでも」としている。新たに困難女性支援計画を策定するにあたり、あるとよいと思う取組をすべてあげていただきたいと考えている。(第２回) 設問文の順序を変更（尋ねたい内容を前に、説明は後ろに回した。）（第３回）
男女の平等観についておたずねします。		**男女の平等観についておたずねします。**		**男女の平等観についておたずねします。**		**男女の平等観についておたずねします。**		
問 19	現在の社会において、男女の地位は平等になっていると思いますか。次のア～クの各項目についてそれぞれ１つずつ選んでください。(〇は各項目に１つ)回答は、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」「平等になっている」「どちらかといえば女性が優遇されている」「女性が優遇されている」	問 20	現在の社会において、男女の地位は平等になっていると思いますか。次のア～クの各項目についてそれぞれ １ つずつ選んでください。（〇は各項目に１つ）回答は、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」「平等になっている」「どちらかといえば女性が優遇されている」「女性が優遇されている」「わか	問 19	現在の社会において、男女の地位は平等になっていると思いますか。次のア～クの各項目についてそれぞれ １ つずつ選んでください。（〇は各項目に １ つ）回答は、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」「平等になっている」「どちらかといえば女性が優遇されている」「女性が優遇されている」「わからない」から選択	問 19	現在の社会において、男女の地位は平等になっていると思いますか。次のア～クの各項目についてそれぞれ １ つずつ選んでください。（〇は各項目に １ つ）回答は、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」「平等になっている」「どちらかといえば女性が優遇されている」「女性が優遇されている」「わからない」	変更なし

	「わからない」から選択 ア．家庭の中で イ．学校教育の場で ウ．職場の中で エ．地域活動の場で オ．法律や制度の上で カ．慣習・しきたりの中で キ．政治・政策決定の場で ク．社会全体では		らない」から選択 ア．家庭の中で イ．学校教育の場で ウ．職場の中で エ．地域活動の場で オ．法律や制度の上で カ．慣習・しきたりの中で キ．政治・政策決定の場で ク．社会全体では		ア．家庭の中で イ．学校教育の場で ウ．職場の中で エ．地域活動の場で オ．法律や制度の上で カ．慣習・しきたりの中で キ．政治・政策決定の場で ク．社会全体では		から選択 ア．家庭の中で イ．学校教育の場で ウ．職場の中で エ．地域活動の場で オ．法律や制度の上で カ．慣習・しきたりの中で キ．政治・政策決定の場で ク．社会全体では	
男女共同参画社会の実現についておたずねします。		**男女共同参画社会の実現についておたずねします。**		**その他、男女共同参画に関することについておたずねします。**		**その他、男女共同参画に関することについておたずねします。**		タイトルを変更（第２回）
				問20	あなたは、男女共同参画に関心がありますか。（〇は１つ） 1．非常に関心がある 2．まあまあ関心がある 3．あまり関心がない 4．まったく関心がない	問20	あなたは、男女共同参画に関心がありますか。（〇は１つ） 1．非常に関心がある 2．まあまあ関心がある 3．あまり関心がない 4．まったく関心がない	問１へ移動（第２回）
問20	次のア～スの言葉やことがらで知っているものはありますか。各項目についてあてはまる番号を選んでください。（〇はそれぞれ1つずつ） 回答は「知っている」「見たり聞いたりしたことがある」「知らない」から選択 ※18 ページに言葉の説明があります。 飯塚市の取組 ア．飯塚市男女共同参画推進条例 イ．飯塚市男女共同参画プラン・第２次飯塚市男女共同参画後期プラン ウ．飯塚市女性人材バンク エ．飯塚市男女共同参画オンブズパーソン 国や世界の取組 オ．男女共同参画社会基本法 カ．女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律） キ．政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 ク．困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 ケ．女子差別撤廃条約	問21	次のア～スの言葉やことがらで知っているものはありますか。各項目についてあてはまる番号を選んでください。（〇はそれぞれ1つずつ） 回答は「知っている」「見たり聞いたりしたことがある」「知らない」から選択 ※18 ページに言葉の説明があります。 飯塚市の取組 ア．飯塚市男女共同参画推進条例 イ．第２次飯塚市男女共同参画後期プラン ウ．飯塚市女性人材バンク エ．飯塚市男女共同参画オンブズパーソン 国や世界の取組 オ．男女共同参画社会基本法 カ．女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律） キ．政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 ク．困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 ケ．女子差別撤廃条約 関連用語 コ．固定的性別役割分担意識	問21	次のア～スの言葉やことがらで知っているものはありますか。各項目についてあてはまる番号を選んでください。（〇はそれぞれ1つずつ） ※18 ページに言葉の説明があります。 ア．男女共同参画社会基本法 イ．女子差別撤廃条約 ウ．女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律） エ．政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 オ．困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 カ．飯塚市男女共同参画推進条例 キ．飯塚市男女共同参画プラン、第２次飯塚市男女共同参画（後期）プラン ク．飯塚市女性人材バンク ケ．飯塚市男女共同参画オンブズパーソン コ．固定的性別役割分担意識 サ．デートＤＶ シ．ジェンダー ス．アンコンシャス・バイアス	問21	次の言葉やことがらで、あなたが見たり聞いたりしたものはありますか。（〇はいくつでも） 1．男女共同参画社会基本法（1999 年６月に施行された男女共同参画推進の根拠法） 2．ジェンダー（社会的文化的に作られた性別） 3．女子差別撤廃条約（女性に対するあらゆる分野・形態の差別をなくすことに関する法律） 4．男女雇用機会均等法（募集・採用、配置・昇進などでの女性差別を禁止し母性保護を規定する法） 5．育児・介護休業法（男女労働者が育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律） 6．ストーカー規制法（ストーカー行為等を行った者に行為の禁止を命じ、被害者を保護するための法律） 7．ＤＶ防止法（配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの暴力を防止し、被害者を保護するための法律） 8．飯塚市男女共同参画推進条例（飯塚市の	用語の説明は最終ページに記載する。 「知っている」「見たり聞いたりしたことがある」「知らない」の選択肢に変更。 すでに認知度の高い法律名については削除。選択肢 13.「家族経営協定」については特定の業種に関する用語であるため削除。（第１回） 法律名や用語が混在しているとのご意見をいただいたため、選択肢を項目に分け、並び順を変更。 イ.「第２次飯塚市男女共同参画後期プラン」については現行のプランのみの記載とした。（第２回） イ.「飯塚市男女共同参画プラン・第２次飯塚市男

	関連用語 コ．固定的性別役割分担意識 サ．デートＤＶ シ．ジェンダー ス．アンコンシャス・バイアス		サ．デートＤＶ シ．ジェンダー ス．アンコンシャス・バイアス				男女共同参画推進の根拠条例） 9．飯塚市男女共同参画プラン・第２次飯塚市男女共同参画プラン（飯塚市の男女共同参画推進に係る施策を総合的に実施するための計画） 10．飯塚市女性人材バンク（女性の視点で意見を取り入れることを目的に女性の人材を募集し、市の審議会等における委員の候補者として推薦する） 11．飯塚市男女共同参画オンブズパーソン（男女共同参画に関する市の施策に対する苦情や性別に基づく人権侵害などを受けた人からの救済の申し出を、男女共同参画社会と人権の擁護者として公平かつ適切に処理する専門家による苦情処理機関） 12．女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の通称。女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための法律） 13．家族経営協定（農業経営における家族相互間の役割やルール等を家族で話し合うこと）	女共同参画後期プラン」は管理指標にあるため、当初のプランの名称も記載する。（第３回）
問21	男女共同参画社会を実現していくために、あなたは飯塚市に対してどのようなことを望みますか。次の中から３つ以内で選んでください。（○は３つ以内） 1．男女共同参画社会のための講演会や広報など啓発活動をする 2．学校教育や社会教育の場で、男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する 3．経営者・事業主を対象に、雇用機会や労働条件の男女平等について啓発する 4．女性が能力を伸ばし、自立できるような教育･学習の場を充実する 5．延長保育など保育サービスの充実、育児･介護休業制度の普及など男女が共に働き続けるための条件整備を整える	問22	男女共同参画社会を実現していくために、あなたは飯塚市に対してどのようなことを望みますか。次の中から３つ以内で選んでください。（○は３つ以内） 1．男女共同参画社会のための講演会や広報など啓発活動をする 2．学校教育や社会教育の場で、男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する 3．経営者・事業主を対象に、雇用機会や労働条件の男女平等について啓発する 4．女性が能力を伸ばし、自立できるような教育･学習の場を充実する 5．延長保育など保育サービスの充実、育児･介護休業制度の普及など男女が共に働き続けるための条件整備を整える 6．職場、地域及び各種審議会など方針決	問22	男女共同参画社会を実現していくために、あなたは飯塚市に対してどのようなことを望みますか。次の中から３つ以内で選んでください。（○は３つ以内） 1．男女共同参画社会のための講演会や広報など啓発活動をする 2．学校教育や社会教育の場で、男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する 3．経営者・事業主を対象に、雇用機会や労働条件の男女平等について啓発する 4．女性が能力を伸ばし、自立できるような教育･学習の場を充実する 5．延長保育など保育サービスの充実、育児･介護休業制度の普及など男女が共に働き続けるための条件整備を整える 6．審議会など、施策・方針決定の場に女性	問22	男女共同参画社会を実現していくために、あなたは飯塚市に対してどのようなことを望みますか。次の中から３つ以内で選んでください。（○は３つ以内） 1．男女共同参画社会のための講演会や広報など啓発活動をする 2．学校教育や社会教育の場で、男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する 3．経営者・事業主を対象に、雇用機会や労働条件の男女平等について啓発する 4．女性が能力を伸ばし、自立できるような教育･学習の場を充実する 5．延長保育など保育サービスの充実、育児･介護休業制度などの普及など男女が共に働き続けるための条件整備を整える 6．審議会など行政の政策方針を決定する場	前回調査で回答率の低かった選択肢 11、12 を削除。（第１回） ご意見により２つのハラスメントに限定しない表現とするため 12.「セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど多様なハラスメント」に修正（第２回） 6.「職場、地域及び各種審議会など方針決定の場」に変更（第２回）

	6. 職場、地域及び各種審議会など方針決定の場に女性の参画を増やす 7. 自治会長や地域団体の役員などに女性の登用を増やす 8. 女性リーダーの養成、研修の場を充実する 9. 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行う 10. 仕事と家庭や地域活動の両立ができるよう企業に働きかける 11. DVや性暴力などの根絶に向けた意識啓発と被害者支援、女性の悩みに関する相談体制を充実する 12. セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど多様なハラスメント防止の啓発活動を充実する 13. その他（具体的に　　　　　　） 14. 特にない		定の場に女性の参画を増やす 7. 自治会長や地域団体の役員などに女性の登用を増やす 8. 女性リーダーの養成、研修の場を充実する 9. 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行う 10. 仕事と家庭や地域活動の両立ができるよう企業に働きかける 11. DVや性暴力などの根絶に向けた意識啓発と被害者支援、女性の悩みに関する相談体制を充実する 12. セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど多様なハラスメント防止の啓発活動を充実する 13. その他（具体的に　　　　　　） 14. 特にない		の参画を増やす 7. 自治会長や地域団体の役員などに女性の登用を増やす 8. 女性リーダーの養成、研修の場を充実する 9. 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行う 10. 仕事と家庭や地域活動の両立ができるよう企業に働きかける 11. DVや性暴力などの根絶に向けた意識啓発と被害者支援、女性の悩みに関する相談体制を充実する 12. セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント防止の啓発活動を充実する 13. その他（具体的に　　　　　　） 14. 特にない		に女性の参画を増やす 7. 自治会長や公民館長などに女性の登用を増やす 8. 飯塚市男女共同参画推進センター　サンクスの情報提供、交流、相談支援、啓発機能を充実する 9. 女性リーダーの養成、研修を充実する 10. 男性の家事能力を高めるような場を提供する 11. 各国の女性との交流や情報提供など、国際交流を推進する 12. 市職員への男女共同参画についての研修を充実する 13. その他（具体的に　　　　　　） 14. 特にない	
問22	あなたはイイヅカコミュニティセンター内に設置している飯塚市男女共同参画推進センター　サンクスを知っていますか。（○は１つ） 1. 知っている 2. 見たり聞いたりしたことがある 3. 知らない	問23	あなたはイイヅカコミュニティセンター内に設置している飯塚市男女共同参画推進センター　サンクスを知っていますか。（○は１つ） 1. 知っている 2. 見たり聞いたりしたことがある 3. 知らない	問23	あなたはイイヅカコミュニティセンター内に設置している飯塚市男女共同参画推進センター　サンクスを知っていますか。（○は１つ） 1. 知っている 2. 知らない	問23	あなたはイイヅカコミュニティセンター内に設置している飯塚市男女共同参画推進センター　サンクスを知っていますか。（○は１つ） 1. 知っている 2. 知らない	ご意見により問 20 と同様に「知っている」「見たり聞いたりしたことがある」「知らない」の選択肢に変更。（第２回）
問22-1	【問 22 で「1. 知っている」を選ばれた方に】 男女共同参画推進センター　サンクスでは、さまざまな講座や事業を実施していますが、参加や利用をされたことがありますか。（○はいくつでも） 1. 男女共同参画に関する啓発・出前講座 2. 男性を対象とした料理などの講座 3. 女性を対象とした健康や就業支援講座 4. 女性活躍推進に関する講座 5. 女性のための各種相談事業 6. 参加や利用をしたことはない	問23-1	【問 23 で「1. 知っている」を選ばれた方に】 男女共同参画推進センター　サンクスでは男女共同参画を推進するため、さまざまな講座や事業を実施していますが、参加や利用をされたことがありますか。参加や利用をしたことがあるものすべて選んでください。（○はいくつでも） 1. 男女共同参画に関する啓発・出前講座 2. 男性を対象とした料理などの講座 3. 女性を対象とした健康や就業支援講座 4. 女性活躍推進に関する講座 5. 女性のための各種相談事業 6. 参加や利用をしたことはない	問23-1	【問 23 で「1. 知っている」を選ばれた方に】 男女共同参画推進センター　サンクスでは男女共同参画を推進するため、さまざまな講座や事業を実施していますが、参加や利用をされたことがありますか。参加や利用をしたことがあるものすべて選んでください。（○はいくつでも） 1. 男女共同参画に関する啓発・出前講座 2. 男性を対象とした料理などの講座 3. 女性を対象とした健康や就業支援講座 4. 女性活躍推進に関する講座 5. 女性のための各種相談事業 6. 参加や利用をしたことはない	問23-1	【問 23 で「1. 知っている」を選ばれた方に】 男女共同参画推進センター　サンクスでは男女共同参画を推進するため、さまざまな講座や事業を実施していますが、参加や利用をされたことがありますか。参加や利用をしたことがあるものすべて選んでください。（○はいくつでも） 1. 男女共同参画に関する啓発・出前講座 2. 男性を対象とした料理や介護等講座 3. 女性を対象とした健康や就業支援講座 4. 女性活躍推進法に関する講座 5. 女性のための各種相談事業 6. 参加や利用をしたことはない	選択肢を一部修正（第１回） 設問文を一部削除（設問文を簡潔にした）（第３回）

問23	あなたは飯塚市男女共同参画推進センター　サンクスでは、どのような事業をしてほしいと思いますか。次の中から３つ以内で選んでください。（〇は３つ以内） 1. 男女共同参画に関する研修・啓発講座 2. 男性を対象とした家事・育児・介護に関する講座 3. 女性の就業支援・起業支援講座（キャリアアップ講座、労働問題講座など） 4. 出産、育児、介護などで仕事をやめた人の再就職支援講座（資格習得支援講座など） 5. 女性の政策決定の場への参画につながる講座 6. 男女共同参画に関する自主活動団体などへの支援 7. その他（具体的に　　　　　　　　） 8. 特にない ※欄外に男女共同参画推進センター　サンクスについての説明	問24	あなたは飯塚市男女共同参画推進センター　サンクスでは、どのような事業をしてほしいと思いますか。次の中から３つ以内で選んでください。（〇は３つ以内） 1. 男女共同参画に関する研修・啓発講座 2. 男性を対象とした家事・育児・介護に関する講座 3. 女性の就業支援・起業支援講座（キャリアアップ講座、労働問題講座など） 4. 出産、育児、介護などで仕事をやめた人の再就職支援講座（資格習得支援講座など） 5. 女性の政策決定の場への参画につながる講座 6. 男女共同参画に関する自主活動団体などへの支援 7. その他（具体的に　　　　　　　　） 8. 特にない ※欄外に男女共同参画推進センター　サンクスについての説明	問24	あなたは飯塚市男女共同参画推進センターサンクスでは、どのような事業をしてほしいと思いますか。次の中から３つ以内で選んでください。（〇は３つ以内） 1. 男女共同参画に関する研修・啓発講座 2. 男性を対象とした家事・育児・介護に関する講座 3. 女性の就業支援・起業支援講座（キャリアアップ講座、労働問題講座など） 4. 出産、育児、介護などで仕事をやめた人の再就職支援講座（資格習得支援講座など） 5. 女性の政策決定の場への参画につながる講座 6. 男女共同参画に関する自主活動団体などへの支援 7. その他（具体的に　　　　　　　　） 8. 特にない ※欄外に男女共同参画推進センター　サンクスについての説明	問24	あなたは飯塚市男女共同参画推進センターサンクスでは、どのような事業をしてほしいと思いますか。次の中から３つ以内で選んでください。（〇は３つ以内） 1. 男女共同参画に関する研修・啓発講座 2. 男性を対象とした男女共同参画に関する講座 3. 女性の就業支援・起業支援講座（キャリアアップ講座、労働問題講座など） 4. 出産、育児、介護などで仕事をやめた人の再就職支援講座（資格習得支援講座、パソコン講座など） 5. 女性の政策決定の場への参画につながる講座 6. 男女共同参画に関する自主的な学習グループなどへの支援 7. その他（具体的に　　　　　　　　） 8. 特にない ※欄外に男女共同参画推進センター　サンクスについての説明	選択肢を一部修正（第１回）
問24	飯塚市の男女共同参画推進について、ご意見、ご要望など、ご自由にお書きください。		飯塚市の男女共同参画推進について、ご意見、ご要望、あなたが経験したこと、感じていることなど、何でも結構ですので、ご自由にお書きください。	問25	飯塚市の男女共同参画推進について、ご意見、ご要望、あなたが経験したこと、感じていることなど、何でも結構ですので、ご自由にお書きください。	問25	飯塚市の男女共同参画推進について、ご意見、ご要望、あなたが経験したこと、感じていることなど、何でも結構ですので、ご自由にお書きください。	設問文を一部削除（設問文を簡潔にした）（第３回）
最後にあなた自身についておたずねします。		**最後にあなた自身についておたずねします。**		**最後にあなた自身についておたずねします。**		**最後にあなた自身についておたずねします。**		
問25	該当する番号にそれぞれ１つだけ〇をつけてください。（〇は各項目に１つ） ＜性別・（性自認）＞ 1. 男性 2. 女性 3. どちらでもない・回答しない ＜年齢＞ 1. 20歳未満　5. 50～59歳 2. 20～29歳　6. 60～69歳 3. 30～39歳　7. 70歳以上	問26	該当する番号にそれぞれ１つだけ〇をつけてください。（〇は各項目に１つ） ＜性別・（性自認）＞ 1. 男性 2. 女性 3. どちらでもない・回答しない ＜年齢＞ 1. 20歳未満　5. 50～59歳 2. 20～29歳　6. 60～69歳 3. 30～39歳　7. 70歳以上	問26	該当する番号にそれぞれ１つだけ〇をつけてください。（〇は各項目に１つ） ＜性別・（性自認）＞ 1. 男性 2. 女性 3. どちらでもない・回答しない ＜年齢＞ 1. 20歳未満　5. 50～59歳 2. 20～29歳　6. 60～69歳 3. 30～39歳　7. 70歳以上	問26	該当する番号にそれぞれ１つだけ〇をつけてください。（〇は各項目に１つ） ＜性別・（性自認）＞ 1. 男性 2. 女性 ＜年齢＞ 1. 20歳未満　5. 50～59歳 2. 20～29歳　6. 60～69歳 3. 30～39歳　7. 70歳以上 4. 40～49歳	性別にどちらでもない・回答しないを追加（第１回）

	4. 40～49 歳		4. 40～49 歳		4. 40～49 歳			
	＜婚姻関係（事実婚も含む）＞ 1. 未婚 2. 配偶者・パートナーがいる（共働きである） 3. 配偶者・パートナーがいる（共働きでない） 4. 配偶者・パートナーとは死別又は離別した		＜婚姻関係（事実婚も含む）＞ 1. 未婚 2. 配偶者がいる（共働きである） 3. 配偶者がいる（共働きでない） 4. 配偶者とは死別又は離別した		＜配偶関係（事実婚も含む）＞ 1. 未婚 2. 配偶者がいる（共働きである） 3. 配偶者がいる（共働きでない） 4. 配偶者とは死別又は離別した		＜配偶関係（事実婚も含む）＞ 1. 未婚 2. 配偶者がいる（共働きである） 3. 配偶者がいる（共働きでない） 4. 配偶者とは死別又は離別した	「配偶関係」を「婚姻関係」に変更（第２回） 選択肢 2～4「配偶者」を「配偶者・パートナー」に変更（第３回）
	＜同居の家族＞ 1. 本人だけ 2. 夫婦・パートナーだけ 3. 親・子（二世代） 4. 親・子・孫（三世代） 5. その他（具体的に　　　　　　）		＜同居の家族＞ 1. 本人だけ 2. 夫婦だけ 3. 親・子（二世代） 4. 親・子・孫（三世代） 5. その他（具体的に　　　　　　）		＜同居の家族＞ 1. 本人だけ 2. 夫婦だけ 3. 親・子（二世代） 4. 親・子・孫（三世代） 5. その他（具体的に　　　　　　）		＜家族構成＞ 1. 本人だけ 2. 夫婦だけ 3. 親・子（二世代） 4. 親・子・孫（三世代） 5. その他（具体的に　　　　　　）	選択肢 2「夫婦だけ」を「夫婦・パートナーだけ」に変更（第３回）
	＜自分を含めた家族構成＞（あてはまるものすべてに〇） 1. 乳幼児（3 歳未満） 2. 未就学児 3. 小・中学生 4. 高校生 5. 専門学校生 6. 大学・短大生 7. 65 歳以上の人 8. 1～7 以外の人		＜自分を含めた家族構成＞（あてはまるものすべてに〇） 1. 乳幼児（3 歳未満） 2. 未就学児 3. 小・中学生 4. 高校生 5. 専門学校生 6. 大学・短大生 7. 65 歳以上の人 8. 1～7 以外の人		＜自分を含めた家族構成＞（あてはまるものすべてに〇） 1. 乳幼児（3 歳未満） 2. 未就学児 3. 小・中学生 4. 高校生 5. 専門学校生 6. 大学・短大生 7. 65 歳以上の人 8. 1～7 以外の人			県の意識調査の設問に倣い＜自分を含めた家族構成＞を追加（第１回）
	＜あなたの令和６年中の年収（令和６年１月１日～12 月 31 日まで）＞ 1. 収入なし 2. 130 万円未満 3. 300 万円未満 4. 500 万円未満 5. 500 万円以上		＜あなたの令和６年中の年収（令和６年１月１日～12 月 31 日まで）＞ 1. 収入なし 2. 130 万円未満 3. 300 万円未満 4. 500 万円未満 5. 500 万円以上		＜あなたの令和６年中の年収（令和６年１月１日～12 月 31 日まで）＞ 1. 収入なし 2. 130 万円未満 3. 150 万円未満 4. 200 万円未満 5. 300 万円未満 6. 400 万円未満 7. 500 万円未満 8. 500～700 万円未満 9. 700～1,000 万円未満 10. 1,000 万円以上		＜あなたの令和２年中の年収（令和２年１月１日～12 月 31 日まで）＞ 1. 収入なし 2. 130 万円未満 3. 150 万円未満 4. 200 万円未満 5. 300 万円未満 6. 400 万円未満 7. 500 万円未満 8. 500～700 万円未満 9. 700～1,000 万円未満 10. 1,000 万円以上	年収に関する設問については、経済的な背景が男女共同参画に対する意識等に与える影響などを見ることができると考える。 また、低収入者層の女性を対象とした支援策を施策に盛り込むための基礎資料として活用が期待できる。 少しでも回答者の負担を減らすため、大きく分けて尋ねることにする。 1. 収入なし 2. 130 万円未満 3. 300 万円未満

								4. 500 万円未満 5. 500 万円以上 （第２回）
≪（問20）の言葉の説明≫	○デートＤＶ 交際中の相手との間に起こる暴力。暴力には、なぐる、けるといった身体的暴力だけでなく精神的な暴力、行動の制限などの社会的暴力なども含む。	≪（問21）の言葉の説明≫	○デートＤＶ 交際中の相手との間に起こる暴力。暴力には、なぐる、けるといった身体的暴力だけでなく精神的な暴力、行動の制限などの社会的暴力なども含む。		○デートＤＶ 交際中のカップル間に起こる暴力。暴力には、なぐる、けるといった身体的暴力だけでなく精神的な暴力、行動の制限などの社会的暴力なども含む。		○デートＤＶ 交際中のカップル間に起こる暴力。暴力には、なぐる、けるといった身体的暴力だけでなく精神的な暴力、行動の制限などの社会的暴力なども含む。	問 21 の順に並び替え。 デートＤＶについての説明で、「交際中のカップル間に」という表現を、「交際中の相手との間に」に変更。（第２回）
	その他		その他					
	調査票全体を通して、問７から問 7-1 など、付問に行く際の回答欄の囲み線や矢印を記載する。 付問に行かないほうの選択肢を選んだ方も、次はどこへ進むのかわかりやすく記載する。		調査票全体を通して、問７から問 7-1 など、付問に行く際の回答欄の囲み線や矢印を削除。					回答欄に囲み線や太線があると回答を誘導しているような感じを与えるおそれがあるため削除する。 関連個所 問 7、15、15-1、16、16-1、18-1、23 ただし、問 10 についてはページも分かれており、現在の職業について回答する質問であるため回答の誘導にはならないと判断し囲み線と矢印はそのままとする。（第２回） 付問に進まない（囲み線で囲まない）方の回答も次にどの問いへ進むのかわかりやすく記載する。（第３回）
	ふりがなの削除							ふりがなの削除 （文字の羅列が視覚的に煩雑で読みにくさにもつながっていることから、回答率を高める観点から削除した。）（第３回）

資料 2-1

飯塚市女性の労働状況に関する事業所調査

【調査ご協力のお願い】

日頃から本市の男女共同参画の推進に多大なご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本市では、市民一人ひとりが性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するために、「第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」を策定し、「あらゆる分野における女性の活躍推進」を掲げて、様々な取組みを進めているところです。

このプランの最終年にあたる令和8年度には見直しを行い、「第3次飯塚市男女共同参画プラン」を策定することとしています。そこで、本市に所在する事業所における従業員のみなさまの就業状況をお伺いするとともに、ご意見をお聴きし、施策に反映させたいと考えております。

ご回答いただいた調査結果は統計的に処理し、御社が特定される形で公表されることはありません。お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査にご協力くださいますようお願いいたします。

令和7年 10 月

飯塚市長　武井 政一

〇アンケート調査票は、記入後、同封しております封筒（切手不要）に入れて、**●月●日（●）**までに
にご返送ください。
〇インターネットによる回答をご希望の方は、右の二次元コードの読み取りまたは、下記 URL に
アクセスしてください。
https://〇〇〇
（郵送とインターネット両方での回答はできません。）

【記入にあたってのお願い】

1. このアンケートのご記入は、**経営者（代表者）もしくは人事担当者（責任者）の方**にお願いします。
2. 回答の記入は、各質問の指示に従って、該当する番号に〇印もしくは所定の記入欄に数字をご記入ください。
3. 各質問のご回答は、特に説明がないかぎり、あてはまる項目の番号に〇をおつけください。質問文に「1つ」、「すべて」など指定がある場合は、その指示に従ってお答えください。
4. 質問によっては回答していただく方が限られる場合がありますので、案内にそってお答えください。
5. 「その他」を選ばれたときは、お手数ですがその内容を（　）の中に具体的に記入してください。
6. 回答は、**令和 7 年 10 月1日**現在にてご記入ください。

〔お問合せ先〕 飯塚市役所 市民協働部 男女共同参画推進課

電話 0948(96)8543（直通）

貴事業所の概要についておたずねします。

◎以下の各項目につき、該当するものに**それぞれ１つずつ**○をつけてください。

事業所区分	１．単独事業所　２．本社・本店　３．支社・支店等
業　種	１．建設業　５．卸売・小売業　９．教育・学習支援業 ２．製造業　６．不動産業　10．サービス業 ３．情報通信業　７．飲食店、宿泊業　11．その他（具体的に：　） ４．運輸業　８．医療・福祉
貴社の 常用労働者数	※本社（本店）、支社（支店）等、全体を含めた常用労働者数に○をつけてください １．10 人以下　３．31～50 人　５．101～300 人 ２．11～30 人　４．51～100 人　６．301 人以上
経営組織	１．個人経営　４．合名・合資・相互会社 ２．株式会社　５．その他（具体的に：　） ３．有限会社（旧商法における）

※常用労働者数は問１の（注）をご参照ください。

問１．　貴事業所の常用労働者（正規従業員およびパートタイム労働者）の人数を、下記の（注）を参照しご記入ください。該当者がいない欄は、「０」を記入してください。

	常用労働者数 （正規従業員＋パートタイム労働者）	正規従業員数	パートタイム労働者数
男性	人	人	人
女性	人	人	人

（注）・「常用労働者」とは①期間を決めずに、または１ヵ月を超える期間を決めて雇われている者、②臨時、日雇い、パートタイム等の労働者で前２ヵ月（８月、９月）の各月にそれぞれ 18 日以上雇われている者をいいます。
・「正規従業員」とは、いわゆる正社員で期間を定めずに雇われている者をいいます。
・役員は正規従業員数に含めないでください。

問２．貴事業所の常用労働者（正規従業員およびパートタイム労働者）の大まかな平均勤続年数としてあてはまるものに**それぞれ１つずつ**○をつけてください。

	正規従業員	パートタイム労働者
男性	１．３年未満　４．10～15 年未満 ２．３～５年未満　５．15 年以上 ３．５～10 年未満	１．１年未満　４．５～10 年未満 ２．１～３年未満　５．10 年以上 ３．３～５年未満
女性	１．３年未満　４．10～15 年未満 ２．３～５年未満　５．15 年以上 ３．５～10 年未満	１．１年未満　４．５～10 年未満 ２．１～３年未満　５．10 年以上 ３．３～５年未満

問３．貴事業所で係長級以上の管理職（男女）は何人ですか。そのうち女性は何人ですか。
下表に具体的な人数を記入してください。該当者がいない場合は「０」を記入してください。

役職	総数	うち女性
部長相当職	人	人
課長相当職	人	人
係長相当職	人	人
計	A　人	B　人

役　　員	人	人

（注）管理職について
・管理職には、企業の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。
・部長・課長等の役職名を採用していない場合や、役職欄にない職については、貴事業所の実態により、どの役職に該当するか適宜判断してください。

◎貴事業所の女性管理職の割合

B／A	（%）

（女性計／総数計×100）
※小数点第１位まで（小数点第２位を四捨五入）
・女性管理職がいない（０%）の事業所　→**問３－２へ**
・女性管理職の割合が３０%未満の事業所→**問３－１、３－２へ**
・女性管理職の割合が３０%以上の事業所→**問３－１へ**

【問３で女性管理職がいる事業所に】
問３－１．女性の管理職の配置部署であてはまるもの**すべて**に○をつけ、女性管理職人数を記入してください。

１．総務・人事・経理	人	５．販売・サービス・接客	人
２．企画・マーケティング・広報	人	６．デザイン・編集・制作	人
３．情報処理	人	７．生産・製造	人
４．営業	人	８．その他（具体的に：　　　）	人

【問３で女性管理職の割合が０%～３０%未満の事業所に】
問３－２．女性の管理職が少ない（あるいは全くいない）のはどのような理由からですか。
あてはまるもの**すべて**に○をつけてください。

１．該当する資格（社内試験合格者を含む）を持った者が少ない（いない）から
２．該当する経験、資質、能力、適性を持った者が少ない（いない）から
３．該当する勤続年数や年齢に達した者が少ない（いない）から
４．管理職を希望する女性が少ない（いない）から
５．家庭的責任との関係で仕事の融通がきかないから
６．出産、育児、介護等による一時休職が予想されるから
７．結婚や出産を機に退職する女性が多いから
８．男性を管理職に登用するのが慣行であるから
９．女性管理職のロールモデルが少ない（いない）から
10．その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

女性従業員の活躍推進についておたずねします。

問４．貴事業所では、女性活躍推進への取組みを進めていますか。どちらか**１つ**に○をつけてください。

１．進めている　→ **問４－１、問４－２へ**	２．進めていない　→ **問４－３へ**

【問４で１．と答えた事業所に】

問４－１．貴事業所で、進めている女性活躍推進のための具体的な取組みとして、あてはまるものすべてに○をつけてください。

１．意欲と能力のある女性を積極的に採用・登用
２．性別に関係なく、能力主義による人事管理方針
３．出産・育児をサポートする福利厚生制度の充実
４．女性用のトイレ・更衣室などの設備の充実
５．事業所内保育施設の設置
６．女性がいない部署や業務に、積極的に女性を配置
７．体力面での個人差を補う器具や設備を設置するなど、働きやすい職場環境づくり
８．女性の活躍推進に関する担当者の設置
９．男女共同参画に関する研修を行うなど、従業員への意識啓発
10．管理職に対し、女性活躍の重要性についての研修などによる意識啓発
11．女性従業員を対象とした能力開発・意識向上の研修などの実施
12．時短勤務・在宅勤務（テレワーク）※など勤務形態の多様化
13．その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

※在宅勤務（テレワーク）：情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
従業員は自宅等で勤務し、会社とはパソコンとインターネット、電話等で連絡を取る。

【問４で１．と答えた事業所に】

問４－２．自社の女性活躍推進への取組みを進めている理由としてあてはまるものすべてに○をつけてください。

１．優秀な人材の確保・定着のため
２．労働力確保のため
３．女性従業員が望んでいるから
４．国や自治体が推進しているから
５．企業のイメージアップになるから
６．女性の視点を活かした商品開発やサービスなどができるから
７．その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【問４で２．と答えた事業所に】

問４－３．自社の女性活躍推進への取組みを進めていない理由として、あてはまるものすべてに○をつけてください。

１．取組みをしなくても優秀な人材は集まるから
２．取組みをしなくても労働力確保は十分だから
３．女性従業員が望んでいないから
４．女性従業員がいないから
５．取組みを進めるだけの人的・財政的余裕がないから
６．その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

育児休業制度についておたずねします。

問５．貴事業所では、就業規則等の文書の中で、育児休業制度についての規定を明示し、周知していますか。どちらか１つに○をつけてください。

１．はい　**→ 問５－1へ**　　　　２．いいえ　**→ 問６へ**

【問５で１．と答えた事業所に】

問５－１．休業期間をどのように定めていますか（子どもが何歳になるまで育児休業を取得することができますか）。あてはまるもの１つに○をつけてください。

１．子が１歳未満（パパ・ママ育休プラス※、１歳６ヶ月までの延長も含む）
２．子が１歳以上２歳未満
３．子が２歳以上３歳未満
４．子が３歳以上

（注）子どもの年齢ではなく年数で決めている場合は、子どもの年齢に換算してお答えください。

※パパ・ママ育休プラス：父母ともに育児休業を取得する場合、子が１歳２か月に達するまでの間に１年間育児休業を取得可能とする制度。

問６．貴事業所で令和６年（令和６年１月１日～12 月 31 日）に育児休業を開始、終了した従業員の復職状況について次の区分により下表に人数をご記入ください。

	女　性	男　性
（1）育児休業を開始した人	人	人
（2）（1）のうち、復職した人	人	人
（3）（1）のうち、復職予定であったが退職した人	人	人

（注）同一の従業員が期間内に複数の対象家族について利用した場合は、その対象家族の人数を計上してください。該当者がいない場合は「０」と記入してください。

問７．育児休業を取得した際の、賃金の取り扱いについてあてはまるもの**１つ**に○をつけてください。「２．一定額を支給」または「３．基本給の一定割合を支給」に該当する場合、具体的な数値についてもお答えください。

１．全額支給
２．一定額を支給　⇒（　　　　　）円
３．基本給の一定割合を支給　⇒（　　　　　）割
４．支給しない（雇用保険の育児休業給付金のみ支給）
５．その他（具体的に：　　　　　　　　　　）

問８．貴事業所では、女性従業員が結婚や出産をきっかけとして休職・退職することについてどのように考えられていますか。あてはまるもの**１つ**に○をつけてください。

１．結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を継続してほしい
２．一旦退職しても、育児が一段落したら、再雇用制度を利用して復職してほしい
３．結婚するまで働いて、結婚を機に退職してほしい
４．出産するまで働いて、出産を機に退職してほしい
５．わからない

問９．貴事業所では、男性従業員の育児休業取得など育児参加を促進するためにどのような措置をとっていますか。あてはまるもの**すべて**に○をつけてください。

１．育児休業制度に関する管理職向け研修を通じ、男性従業員の育児休業取得への理解を深める
２．育児休業制度に関する従業員向け研修を通じ、男性従業員の育児休業取得への理解を深める
３．経済的な不安感を軽減するために雇用保険から支給される「育児休業給付金」や育児休業期間中の社会保険料負担の免除について周知する
４．復帰後のポスト等の待遇について、情報提供する
５．勤務時間、勤務地、担当業務等の限定制度を導入し、特に子育て期の従業員の利用を図る
６．男性の育児休業取得に関する好事例を収集し、男性従業員に紹介する
７．「ノー残業デー」や「ノー残業ウィーク」の導入などを通じ、所定外労働の削減を図る
８．年次有給休暇の年間取得計画を作成する等、取得を容易にするための措置を講じる
９．その他（具体的に：　　　　　　　　　　）
10．措置は何も講じていない

問１０．貴事業所では、育児休業中の従業員の円滑な職場復帰を図るためにどのような措置をとっていますか。あてはまるもの**すべて**に○をつけてください。

１．休業中に情報（社内報、Eメール等による職場・仕事に関する情報）を提供する
２．職場復帰のための講習（職場復帰前講習、職場復帰後講習）を実施する
３．相談窓口を設ける
４．その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
５．措置は何も講じていない

問１１．貴事業所では最近３年間に、産前産後休暇及び育児休業中の従業員のいる職場に代替要員を採用しましたか。あてはまるもの**１つ**に○をつけてください。

１．すべての取得者について採用した　→ **問１１－1へ**
２．一部の取得者について採用した　→ **問１１－1、問１１－２へ**
３．採用しなかった　→ **問１１－２へ**
４．休業者がいなかった　→ **問１２へ**

【問１１で１．または２．と答えた事業所に】

問１１－１．採用した代替要員の内容について、あてはまるもの**すべて**に○をつけてください。

１．新規に正規従業員を採用した
２．新規にパートタイム労働者、派遣社員など臨時で従業員を採用した

【問１１で２．または３．と答えた事業所に】

問１１－２．代替要員（の一部）を採用しなかったのはどのような理由からですか。あてはまるもの**すべて**に○をつけてください。

１．休業者が出ても現有人員で対応できるから
２．募集したが、適当な人材がなかったから
３．代替要員採用に人件費・コストがかかるから
４．休業期間が短く、休業中に代替要員を戦力化できないから
５．休業者が復職した時、代替要員の配属に困るから
６．休業者が復職した時、復職者の配属に困るから
７．その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

介護休業制度※についておたずねします。

※介護休業制度：対象家族１人につき通算 93 日まで、３回を上限として、介護休業を分割して取得可能。

問１２．貴事業所では、就業規則等の文書の中で、介護休業制度についての規定を明示し、周知していますか。どちらか**１つ**に○をつけてください。

１．はい　→ **問１２－1へ**　　　２．いいえ　→ **問１３へ**

【問１２で１．と答えた事業所に】

問１２－１．対象家族１人あたりの休業期間をどのように定めていますか。どちらか１つに〇をつけてください。

１．通算 93 日まで	２．通算 93 日を超える期間

問１３．貴事業所で令和６年（令和６年１月１日～12 月 31 日）に介護休業を開始、終了した従業員の復職状況について次の区分により下表に人数をご記入ください。

	女　性	男　性
（1）介護休業を開始した人	人	人
（2）（1）のうち、復職した人	人	人
（3）（1）のうち、復職予定であったが退職した人	人	人

（注）同一の従業員が期間内に複数の対象家族について利用した場合は、その対象家族の人数を計上してください。該当者がいない場合は「０」と記入してください。

問１４．介護休業を取得した際の、賃金の取り扱いについてあてはまるもの１つに〇をつけてください。「２．一定額を支給」または、「３．基本給の一定割合を支給」に該当する場合、具体的な数値についてもお答えください。

１．全額支給
２．一定額を支給　⇒（　　　　　　）円
３．基本給の一定割合を支給　⇒（　　　　　　）割
４．支給しない
５．その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　）

介護休暇制度※についておたずねします。

※介護休暇制度：要介護状態の対象家族が１人であれば年５日、２人以上であれば年 10 日介護休暇を取得可能。

問１５．貴事業所では、就業規則等の文書の中で、介護休暇制度についての規定を明示し、周知していますか。どちらか１つに〇をつけてください。

１．はい　**→ 問１５－1、問１５－２へ**	２．いいえ　**→ 問１６へ**

【問１５で１．と答えた事業所に】

問１５－１．休暇期間をどのように定めていますか。対象家族の人数ア及びイについて、それぞれお答えください。

ア．対象家族が１人	１．５日	２．６日以上
イ．対象家族が２人以上	１．１０日	２．１１日以上

【問１５で１．と答えた事業所に】

問１５－２．貴事業所で介護休暇取得者はいますか。どちらか**１つ**に○をつけてください。

１．はい　**→ 問１５－３へ**	２．いいえ　**→ 問１６へ**

【問１５－２で１．と答えた事業所に】

問１５－３．介護休暇取得者の人数をご記入ください。該当者がいない場合は「０」と記入してください。

１．女性　（　　　　　人）	２．男性　（　　　　　人）

育児休業制度、介護休業制度の運用により生じた成果及び問題点についておたずねします。

問１６．育児休業・介護休業制度の運用によって生じる（１）成果、（２）問題点のうち、貴事業所にあてはまるものがありますか。育児休業、介護休業のそれぞれについて、あてはまるもの（想定されるもの）を**３つまで**選び番号を下の枠内に記入してください。

（１）成果

１．女性の勤続年数が伸びる
２．能力のある人材を確保できる
３．長期的な視点で女性を育成できる
４．退職者が減る
５．安定した人材採用・育成計画が立てられる
６．従業員の労働意欲が高まる
７．その他（具体的に：　　　　　　　　　）
８．特になし

○育児休業制度　→			
○介護休業制度　→			

（２）問題点

１．休業者の復職時の能力低下
２．他の従業員の負担が大きい
３．即戦力となる代替要員の確保が困難
４．休業者が復職した後の代替要員の処遇
５．休業者が復職した後の配属
６．昇進・昇給などの取扱
７．休業中の賃金保障の負担
８．その他（具体的に：　　　　　　　　　）
９．特になし

○育児休業制度　→			
○介護休業制度　→			

再雇用制度※の実施状況についておたずねします。

※再雇用制度：ここでは妊娠、出産、育児、介護等の理由により退職した男女従業員を、同一企業に再び雇用する制度をいいます。

問１７．貴事業所では再雇用制度を設けていますか。あてはまるもの**１つ**に○をつけてください。

１．設けている　→ **問１７－１へ**
２．現在検討中　→ **問１８へ**
３．設けていないし検討もしていない　→ **問１８へ**

【問１７で１．と答えた事業所に】

問１７－１．過去３年間に、この制度により再雇用した従業員がいますか。いる場合は、それぞれ人数もご記入ください。

１．正規従業員で雇用した者がいる　→　女性（　　　）人　男性（　　　）人
２．非正規従業員で雇用した者がいる　→　女性（　　　）人　男性（　　　）人
３．再雇用した者はいない

女性の再就職状況についておたずねします。

問１８．貴事業所ではこの３年間に、中途採用した女性の正規従業員がいますか。どちらか**１つ**に○をつけてください。

１．採用した　→ **問１８－１へ**
２．採用していない　→ **問１８－２へ**

【問１８で１．と答えた事業所に】

問１８－１．女性の正規従業員を中途採用したのはどのような理由からですか。あてはまるもの**すべて**に○をつけてください。

１．即戦力となる人を必要としたため
２．自社で育成できない人材を採用するため
３．退職者の補充のため
４．事業の拡大に対応するため
５．新卒者が採用できなかったため
６．その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【問１８で２．と答えた事業所に】

問１８－２．女性の正規従業員を中途採用しなかったのはどのような理由からですか。
あてはまるもの**すべて**に○をつけてください。

１．需要そのものがなかったため	６．人事異動が難しいため
２．長期勤続が期待できないため	７．職業意識が低いため
３．家事などで仕事に支障がでるため	８．過去の経験や技術があてにならないため
４．残業や休日出勤ができないため	９．その他
５．新卒者に比べて教育訓練が難しいため	（具体的に：　　　　　　　　　　）

問１９．中途採用を実施する際に重視する主な条件は何ですか。女性の正規従業員、女性の非正規従業員それぞれについて、あてはまるものを**３つまで**選び番号を下の枠内に記入してください。過去３年間に中途採用を実施していない事業所も、考え方をお知らせください。

１．仕事上の能力・経験	５．人柄
２．資格	６．健康・体力
３．学歴	７．働ける時間や日数や曜日
４．年齢	８．その他（具体的に：　　　　　　　　　　）

○女性の正規従業員 ――→ | | | |

○女性の非正規従業員 ――→ | | | |

女性のパートタイム労働者の雇用についておたずねします。

令和７年 10 月１日現在、女性のパートタイム労働者を雇用している事業所のみお答えください。
女性のパートタイム労働者を雇用していない事業所は問２８へお進みください。

「パートタイム労働者」とは、次のいずれかの条件を満たす人です。

○１週間の所定労働時間が通常の労働者（正規従業員）よりも短い労働者

○事業所において「パート」「パートタイマー」「定時社員」「契約社員」「準社員」「アルバイト」等の名称の如何を問わず、常用労働者の中で正規従業員以外の労働者として処遇されている人をさしています。ただし、学生アルバイトと派遣社員は除きます。

問２０．女性のパートタイム労働者の雇用理由は次のうちどれですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

１．人件費が割安だから（労務コストの効率化）
２．業務が増加したから
３．正規従業員の採用、確保が困難だから
４．人が集めやすいから
５．繁忙期に対処するための一時的な増員だから
６．短時間だけでも働いてくれる人を採用したいから
７．経験・知識・技能のある人を採用したいから
８．簡単な仕事内容だから
９．仕事が減ったときに雇用調整が容易だから
10．退職した正規従業員を再雇用したいから
11．その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問２１．女性のパートタイム労働者が担当している業務の位置づけは次のうちどれですか。あてはまるもののうち高い割合のものを３つまで選び○をつけてください。

１．正規従業員の補助
２．単純作業
３．正規従業員と同じ基幹的作業
４．店長・リーダーなどの管理的業務
５．専門的知識・技術が必要な業務

問２２．女性のパートタイム労働者に適用されているものすべてに○をつけてください。

１．昇給
２．賞与
３．退職金
４．昇進
５．正規従業員への転換
６．就業規則
７．特にない

問２３．女性のパートタイム労働者のうち、「職務」と「責任」の両方が正規従業員とほとんど同じ者はいますか。どちらか１つに○をつけてください。

１．職務・責任が正規従業員とほとんど同じ女性のパートタイム労働者がいる
→ 問２３－１、問２３－２へ
２．職務・責任が正規従業員とほとんど同じ女性のパートタイム労働者はいない　**→ 問２４へ**

【問２３で１．と答えた事業所に】

問２３－１．職務・責任が正規従業員とほとんど同じ女性のパートタイム労働者がパートタイム労働者全体に占める割合はどの程度ですか。あてはまるもの１つに○をつけてください。

１．１割未満
２．１割以上３割未満
３．３割以上５割未満
４．５割以上

【問２３で１．と答えた事業所に】

問２３－２．職務・責任が正規従業員とほとんど同じ女性のパートタイム労働者の１時間当たりの賃金と正規従業員の１時間当たりの賃金はバランスがとれていますか。あてはまるもの１つに○をつけてください。

１．バランスがとれている
２．現在バランスがとれていないが、今後とれるように見直したい
３．現在バランスがとれておらず、今後も見直す予定はない
４．その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問２４．パートタイム労働者への不都合な待遇差をなくすための規定の整備が義務付けられていますが、貴事業所の対応状況はいかがですか。あてはまるもの１つに○をつけてください。（施行期日：令和２年４月１日。中小企業の適用は令和３年４月１日）

１．規定済、対応済
２．整備に向けて準備中
３．対応を検討中
４．未検討
５．義務付けられていることを知らない

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についておたずねします。

問２５．「ワーク・ライフ・バランス」の意味を知っていますか。あてはまるもの１つに○をつけてください。

１．知っている
２．知らない
３．意味までは知らないが、見聞きしたことはある

問２６．「ワーク・ライフ・バランス」を推進するための取組みについて貴事業所はどう思いますか。あてはまるもの１つに○をつけてください。

１．取り組む必要がある　→ **問２６－１、問２６－２へ**
２．どちらかといえば取り組む必要がある　→ **問２６－１、問２６－２へ**
３．どちらかといえば取り組む必要はない　→ **問２６－３へ**
４．取り組む必要はない　→ **問２６－３へ**

【問２６で１．または２．と答えた事業所に】

問２６－１．取り組む必要があるとした理由は何ですか。主な理由としてあてはまるものを２つまで選び○をつけてください。

１．多様で有能な人材の獲得や定着が可能となる
２．従業員の満足度、仕事への意欲が高まることなどにより、生産性が向上する
３．仕事の進め方が合理的に見直されて効率が高まる
４．多様な人材の能力を活かすことで、様々なニーズや環境の変化への対応が可能となる
５．仕事以外の活動に関わることで得た視点の広がりや創造性が、企業にフィードバックされる
６．その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【問２６で１．または２．と答えた事業所に】

問２６－２．具体的にはどのような取組みが必要だと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

１．経営者の意識改革
２．労働時間の見直し
３．在宅勤務（テレワーク）の導入
４．仕事の進め方や内容の見直し
５．ＩＴを活用した業務の効率化
６．労働時間に関わらず、成果に応じて評価する制度の導入
７．従業員の働き方に関するニーズの把握
８．多様な休暇制度や短時間勤務制度の導入
９．複数の仕事をこなせる人材の育成
10．仕事や人の合理的な配分が可能な柔軟な組織づくり
11．職場風土の改革
12．両立支援に関する情報の提供
13．その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【問２６で３．または４．と答えた事業所に】

問２６－３．取り組む必要がないとした理由は何ですか。主な理由としてあてはまるものを２つまで選び○をつけてください。

１．特に対策をしなくても優秀な人材は集まるから
２．特に対策をしなくても業績は良好だから
３．人的・財政的余裕がないから
４．企業の発展につながるとは思えないから
５．ワーク・ライフ・バランス※の考え方がまだ社会全体に根付いていないから
６．その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

※ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」のことをいい、「仕事と生活の調和」が実現した社会では、『一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる』とされています。飯塚市では、ワーク・ライフ・バランスを推進しています。

問２７．貴事業所では「ワーク・ライフ・バランス」を推進するために、次のような制度を設けていますか。次のア～クについて、あてはまるものを選び番号に○をつけてください。
また、制度が「ある」と答えた事業所は、その制度の利用者の有無（男女別）についてもお答えください。
（注）制度が「ある」とは就業規則等、文書で規定されていることや、慣行としてあることをいいます。

	制度の有無		利用者の有無			
			女性		男性	
	ある	ない	いる	いない	いる	いない
ア．育児・介護のための短時間勤務制度	1	2	1	2	1	2
イ．従業員の自己研鑽のための休暇制度や講習料助成制度	1	2	1	2	1	2
ウ．フレックスタイム制度	1	2	1	2	1	2
エ．在宅勤務（テレワーク）制度	1	2	1	2	1	2
オ．短時間正社員制度	1	2	1	2	1	2
カ．正規従業員とパートタイム労働者との相互転換制度	1	2	1	2	1	2
キ．メンタルヘルスに係る相談窓口の設置など	1	2	1	2	1	2
ク．その他（具体的に：　　　　　）	1	2	1	2	1	2

ア．短時間勤務制度：通常の所定労働時間より短い所定労働時間を設定することをいい（原則６時間）、労働基準法に基づく「育児時間」は含まない。

ウ．フレックスタイム制度：１ヵ月以内の一定の期間の総労働時間を定めておき、従業員がその範囲内で各日の始業及び就業の時刻を自由に選択して働くことができる制度。

オ．短時間正社員：フルタイム（１日の所定労働時間が８時間程度で週５日勤務を基本とする）の正社員と比べて、１日の所定労働時間又は１週間の所定労働日数が短い正社員のこと。

キ．メンタルヘルスケア：事業所において事業者が講ずるよう務めるべき従業員の心の健康の保持増進のための措置のこと。

ハラスメント対策についておたずねします。

問２８．貴事業所では職場におけるハラスメントの問題について取組みを行っていますか。ア～ウについて、あてはまる番号に○をつけてください。

	取り組んでいる	今後取り組む予定である	取り組んでいない
ア．セクシュアル・ハラスメント	1	2	3
イ．パワー・ハラスメント	1	2	3
ウ．マタニティ・ハラスメント	1	2	3

ア．セクシュアル・ハラスメント：「労働者」の意に反する「性的な言動」に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり、「性的な言動」により就業環境が害されること。

イ．パワー・ハラスメント：職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為のこと。

ウ．マタニティ・ハラスメント：上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業等を申出・取得した「男女労働者」の就業環境が害されること。

【問２８で１つでも「１．取り組んでいる」と答えた事業所に)】

問２８－１．具体的にどのような取組みを行っていますか。あてはまるもの**すべて**に○をつけてください。

１．ハラスメントは許さないという方針を立て、周知している
２．就業規則等で、ハラスメントの防止対策措置を規定している
３．従業員に対してハラスメントに関する研修等を行っている
４．管理職に対してハラスメントに関する研修等を行っている
５．ハラスメント防止のための組織（人権擁護組織等）を設けている
６．ハラスメントに関する相談窓口を設けている（外部委託を含む） → **問２８－２へ**
７．労使による苦情処理委員会を設けている
８．その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【問２８－１で６．と答えた事業所に】

問２８－２．貴事業所に設置しているハラスメントに関する相談には誰が対応しますか。あてはまるもの**すべて**に○をつけてください。

１．人事及び労務管理を担当する従業員や管理職等
２．人事及び労務管理以外を担当する管理職
３．人事及び労務管理以外を担当する従業員
４．医師、保健師、臨床心理士、産業カウンセラーなど
５．外部の専門機関
６．その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（注）１．２．３．については、他の職務との兼務を含む。

問２９．貴事業所では過去３年間に、ハラスメントに関する相談等がありましたか。どちらか１つに〇をつけてください。また、「１．あった」と答えた事業所は、件数もご記入ください。

１．あった　（件数：　　　件）→ **問２９－１へ**　　２．なかった → **問３０へ**

【問２９で１．と答えた事業所に】

問２９－１．ハラスメントが起こった後に、どのような対応をしましたか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。

１．被害者から事実確認のために事情を聴取した
２．被害者から、どのような解決方法および事業所の対処を望むか聴取した
３．加害者とされた者から事実確認のために事情を聴取した
４．事実確認のため周辺（第三者）に対しヒアリングを行った
５．被害者に対し、不利益回復（人事考課、昇給、業務内容、職場環境、人間関係等で不利益を被っている場合）を行った
６．被害者に対しメンタルケアを行った
７．加害者の配置転換を行った
８．被害者の配置転換を行った
９．対処した内容や経過について被害者へ説明を行った
10．上司等から加害者に対し注意を行った
11．就業規則に基づき、加害者への制裁（けん責、出勤停止、諭旨解雇、懲戒解雇等）を行った
12．再発防止のために加害者に対する研修を行った
13．再発防止のために職場環境の見直しや周知・研修を行った
14．被害者若しくは加害者に対し、当事者間で解決するように指導した
15．その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
16．特に何もしていない

行政の取組みについておたずねします。

問３０．飯塚市では市内の事業者を対象に、「イクボス※推進事業」（企業向け研修の実施・「イクボス宣言」の募集など）を実施しています。この取組みを知っていますか。あてはまるもの１つに〇をつけてください。

１．知っている	２．見たり聞いたりしたことがある	３．知らなかった

問３１．貴事業所では、今後イクボス推進に取り組みたいと思いますか。あてはまるもの１つに〇をつけてください。

１．すでに取り組んでいる	３．取り組みたいが具体的に何をしてよいかわからない
２．今後取り組む予定がある	４．取り組むつもりはない

※イクボスとは、職場で共に働く部下、スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことの出来る上司（経営者・管理職）のこと。　飯塚市のイクボス推進事業の詳細はこちら→

問３２．男女が共に活躍できる職場づくりを行う上で、行政にどのようなことを望みますか。
特に希望するものを**３つまで**選び〇をつけてください。

1．女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる優良企業の表彰、紹介
2．女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業の入札等での優遇
3．企業を対象とした出前型無料セミナーの実施（市職員による出前講座等の実施※）
4．リーダーや管理職を目指す女性の能力開発や意識向上のための研修の実施
5．企業を対象とした女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進に関する講座・研修会の実施
6．市民を対象とした女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進に関する講座・研修会の実施
7．ホームページ、ＳＮＳなどによる情報提供
8．男性の家事・育児・介護等への参加を促す啓発
9．再就職を希望する女性と企業のマッチング等の支援
10．育児・介護休業者に対する円滑な職場復帰のための講習会等の実施
11．育児・介護休業者の代替要員確保のための人材の紹介や派遣
12．在宅勤務（テレワーク）制度の導入支援
13．保育所、学童保育（放課後対策）などの子育て支援の充実
14．介護施設などの充実
15．その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
16．特になし

※飯塚市男女共同参画推進センター（サンクス）では、男女共同参画への理解を深めるため、「職場や家庭での男女共同参画」「アンコンシャスバイアスって？」などをテーマに職員を講師として派遣する「出前講座」を実施しています。研修会や勉強会などでお気軽にご利用ください。詳細はこちらをご覧ください。→

◎最後に、男女共同参画の推進に関し、ご意見等ありましたら、自由にお書きください。

～ ご協力いただき、誠にありがとうございました ～
ご回答後は、同封の返信用封筒に入れ（切手不要）、
●月●日（●）までにご返送ください。

資料 2-2

第３回調査票（案）（9/18 時点）	第２回調査票（案）8/28 時点	第１回調査票（案）7/31 時点	前回の調査票（令和３年１月）	
				全体を通して、市民意識調査票と文字のフォントを合わせた。 揃っていなかった部分のフォントを修正。（第２回）
貴事業所の概要についておたずねします。	**貴事業所の概要についておたずねします。**	**貴事業所の概要についておたずねします。**	**貴事業所の概要についておたずねします。**	
貴社の常用労働者数 ※本社（本店）、支社（支店）等、全体を含めた常用労働者数に〇をつけてください。 1．10 人以下 2．11 人～30 人 3．31 人～50 人 4．51 人～100 人 5．101 人～300 人 6．301 人以上	貴社の常用労働者数 ※本社（本店）、支社（支店）等、全体を含めた常用労働者数に〇をつけてください。 1．30 人以下 2．31 人～50 人 3．51 人～100 人 4．101 人～300 人 5．301 人以上	貴社の常用労働者数 ※本社（本店）、支社（支店）等、全体を含めた常用労働者数に〇をつけてください。 1．30 人以下 2．31 人～50 人 3．51 人～100 人 4．101 人～300 人 5．301 人以上	貴社の常用労働者数 ※本社（本店）、支社（支店）等、全体を含めた常用労働者数に〇をつけてください。 1．30 人以下 2．31 人～50 人 3．51 人～100 人 4．101 人～300 人 5．301 人以上	前回調査で常用労働者数が 30 人以下の事業所が全体の 76.4％と全体の 3/4 を占めており、特に 10 人以下の事業所が多いことから選択肢を２つに分けた。（第３回）
問 3-2 【問３で女性管理職の割合が 0％～30％未満の事業所に】 女性の管理職が少ない（あるいは全くいない）のはどのような理由からですか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。 1．該当する資格（社内試験合格者を含む）を持った者が少ない（いない）から 2．該当する経験、資質、能力、適性を持った者が少ない（いない）から 3．該当する勤続年数や年齢に達した者が少ない（いない）から 4．管理職を希望する女性が少ない（いない）から 5．家庭的責任との関係で仕事の融通がきかないから 6．出産、育児、介護等による一時休職が予想されるから 7．結婚や出産を機に退職する女性が多いから 8．男性を管理職に登用するのが慣行であるから 9. 女性管理職のロールモデルが少ない（い	問 3-2 【問３で女性管理職の割合が 10％未満の事業所に】 女性の管理職が少ない（あるいは全くいない）のはどのような理由からですか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。 1．該当する資格（社内試験合格者を含む）を持った者が少ない（いない）から 2．該当する経験、資質、能力、適性を持った者が少ない（いない）から 3．該当する勤続年数や年齢に達した者が少ない（いない）から 4．管理職を希望する女性が少ない（いない）から 5．家庭的責任との関係で仕事の融通がきかないから 6．出産、育児、介護等による一時休職が予想されるから 7．結婚や出産を機に退職する女性が多いから 8．男性を管理職に登用するのが慣行であるから 9．女性管理職のモデル例が少ない（いな	問 3-2 【問３で女性管理職の割合が 10％未満の事業所に】 女性の管理職が少ない（あるいは全くいない）のはどのような理由からですか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。 1．該当する資格（社内試験合格者を含む）を持った者が少ない（いない）から 2．該当する経験、資質、能力、適性を持った者が少ない（いない）から 3．該当する勤続年数や年齢に達した者が少ない（いない）から 4．管理職を希望する女性が少ない（いない）から 5．家庭的責任との関係で仕事の融通がきかないから 6．出産、育児、介護等による一時休職が予想されるから 7．結婚や出産を機に退職する女性が多いから 8．男性を管理職に登用するのが慣行であるから 9．女性管理職のモデル例が少ない（いな	問 3-2 【問３で女性管理職の割合が 10％未満の事業所に】 女性の管理職が少ない（あるいは全くいない）のはどのような理由からですか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。 1．該当する資格（社内試験合格者を含む）を持った者が少ない（いない）から 2．該当する経験、資質、能力、適性を持った者が少ない（いない）から 3．該当する勤続年数や年齢に達した者が少ない（いない）から 4．管理職を希望する女性が少ない（いない）から 5．家庭的責任との関係で仕事の融通がきかないから 6．出産、育児、介護等による一時休職が予想されるから 7．結婚や出産を機に退職する女性が多いから 8．男性を管理職に登用するのが慣行であるから 9．女性管理職のモデル例が少ない（いない）	女性管理職の割合について、国の示す目標値が 30％であることから、10％未満を 30％未満に修正。 0％の事業所の回答もれを防ぐため 0～30％未満と記載する。 選択肢 9「モデル例」を「ロールモデル」に変更。（第３回）

	ない）から 10. その他（具体的に：　　　　　　　）		い）から 10. その他（具体的に：　　　　　　　）		い）から 10. その他（具体的に：　　　　　　　）		から 10. その他（具体的に：　　　　　　　）	
		問４	今後、自社の女性管理職割合を増やしたいと思いますか。 1. 増やしたいと思う　→問５へ 2. 可能であれば増やしたいと思う　→問５へ 3. 増やしたいとは思わない。　→問 4-1 へ	問４	今後、自社の女性管理職割合を増やしたいと思いますか。 1. 増やしたいと思う　→問５へ 2. 可能であれば増やしたいと思う　→問５へ 3. 増やしたいとは思わない。　→問 4-1 へ	問４	今後、自社の女性管理職割合を増やしたいと思いますか。 1. 増やしたいと思う　→問５へ 2. 可能であれば増やしたいと思う　→問５へ 3. 増やしたいとは思わない。　→問 4-1 へ	設問を削除 （女性管理職割合を増やすことは国の目標とされているため、回答者の負担を減らし、回答率を高める観点から削除。）（第３回）
		問 4-1	【問４で 3. と答えた事業所に】 その理由として、あてはまるものすべてに〇をつけてください。 1. 女性従業員の意識が低いから 2. 結婚・出産・育児・介護等で離職する女性が多いから 3. 残業・出張・転勤等への柔軟な対応ができないから 4. 従業員に占める女性の割合が少ないから 5. 管理職ポストの絶対数が少ないから 6. 役員・管理職の理解・関心が薄いから 7. その他（具体的に：　　　　　　　）	問 4-1	【問４で 3. と答えた事業所に】 その理由として、あてはまるものすべてに〇をつけてください。 1. 女性従業員の意識が低いから 2. 結婚・出産・育児・介護等で離職する女性が多いから 3. 残業・出張・転勤等への柔軟な対応ができないから 4. 従業員に占める女性の割合が少ないから 5. 管理職ポストの絶対数が少ないから 6. 役員・管理職の理解・関心が薄いから 7. その他（具体的に：　　　　　　　）	問 4-1	【問４で 3. と答えた事業所に】 その理由として、あてはまるものすべてに〇をつけてください。 1. 女性従業員の意識が低いから 2. 結婚・出産・育児・介護等で離職する女性が多いから 3. 残業・出張・転勤等への柔軟な対応ができないから 4. 従業員に占める女性の割合が少ないから 5. 管理職ポストの絶対数が少ないから 6. 役員・管理職の理解・関心が薄いから 7. 顧客や取引先の理解が不十分だから 8. その他（具体的に：　　　　　　　）	前回調査において、選択肢 7「顧客や取引先の理解が不十分だから」の回答率が 0.0%であったため削除。（第２回） 設問を削除 （問４と同様）（第３回）
		問５	貴事業所では、女性管理職の登用目標を設定していますか。あてはまるもの１つに〇をつけてください。 1. 設定している 2. 今後設定する予定 3. 設定していない 4. 設定する予定はない	問５	貴事業所では、女性管理職の登用目標を設定していますか。あてはまるもの１つに〇をつけてください。 1. 設定している 2. 今後設定する予定 3. 設定していない 4. 設定する予定はない	問５	貴事業所では、女性管理職の登用目標を設定していますか。あてはまるもの１つに〇をつけてください。 1. 設定している 2. 今後設定する予定 3. 設定していない 4. 設定する予定はない	設問を削除 （目標を設定することは重要であるが「事業所の概要」の中の一設問であるため、回答者の負担を減らし、回答率を高める観点から削除。）（第３回）
		問 5-1	**【問５で 3. または 4. と答えた事業所に】** 自社の女性管理職の登用目標を設定していない（もしくは設定する予定はない）理由として、あてはまるもの**すべて**に〇をつけてください。 1. 目標を設定することが義務化されていないから 2. 目標を設定することに対しての優遇策がないから	問 5-1	**【問５で 3. または 4. と答えた事業所に】** 自社の女性管理職の登用目標を設定していない（もしくは設定する予定はない）理由として、あてはまるもの**すべて**に〇をつけてください。 1. 目標を設定することが義務化されていないから 2. 目標を設定することに対しての優遇策がないから	問 5-1	**【問５で 3. または 4. と答えた事業所に】** 自社の女性管理職の登用目標を設定していない（もしくは設定する予定はない）理由として、あてはまるもの**すべて**に〇をつけてください。 1. 目標を設定することが義務化されていないから 2. 目標を設定することに対しての優遇策がないから	前回調査において、選択肢 6「これまでに登用した管理職が成果や実績を上げていないから」の回答率が 1.2%であったため削除。（第２回） 設問を削除 （問５と同様）（第３回）

			3. どのくらいの目標値にすればよいかわからないから 4. 目標を設定することに対して必要性を感じないから 5. 採用時に女性を積極的に採用していないから 6. 管理職候補の人材が育っていないから 7. 経営層が明確に管理職への登用を表明していないから 8. 管理職候補女性の能力・意欲の底上げのための教育訓練や研修等には取り組んでいないから 9. その他（具体的に：　　　　　　）		3. どのくらいの目標値にすればよいかわからないから 4. 目標を設定することに対して必要性を感じないから 5. 採用時に女性を積極的に採用していないから 6. 管理職候補の人材が育っていないから 7. 経営層が明確に管理職への登用を表明していないから 8. 管理職候補女性の能力・意欲の底上げのための教育訓練や研修等には取り組んでいないから 9. その他（具体的に：　　　　　　）		3. どのくらいの目標値にすればよいかわからないから 4. 目標を設定することに対して必要性を感じないから 5. 採用時に女性を積極的に採用していないから 6. これまでに登用した管理職が成果や実績を上げていないから 7. 管理職候補の人材が育っていないから 8. 経営層が明確に管理職への登用を表明していないから 9. 管理職候補女性の能力・意欲の底上げのための教育訓練や研修等には取り組んでいないから 10. その他（具体的に：　　　　　　）	
育児休業制度についておたずねします。		**育児休業制度についておたずねします。**		**育児休業制度についておたずねします。**		**育児休業制度についておたずねします。**		
問5-1	**【問５で１. と答えた事業所に】** 休業期間をどのように定めていますか（子どもが何歳になるまで育児休業を取得することができますか）。あてはまるもの１つに〇をつけてください。 1. 子が１歳未満（パパ・ママ育休プラス※、１歳６ヶ月までの延長も含む） 2. 子が１歳以上２歳未満 3. 子が２歳以上３歳未満 4. 子が３歳以上	問7-1	**【問７で１. と答えた事業所に】** 休業期間をどのように定めていますか（子どもが何歳になるまで育児休業を取得することができますか）。あてはまるもの１つに〇をつけてください。 1. 子が１歳未満（パパ・ママ育休プラス※、１歳６ヶ月までの延長も含む） 2. 子が１歳以上２歳未満 3. 子が２歳以上３歳未満 4. 子が３歳以上	問7-1	**【問７で１. と答えた事業所に】** 休業期間をどのように定めていますか（子どもが何歳になるまで育児休業を取得することができますか）。あてはまるもの１つに〇をつけてください。 1. 子が１歳未満（パパ・ママ育休プラス※、１歳６ヶ月までの延長も含む） 2. 子が１歳以上２歳未満 3. 子が２歳以上３歳未満 4. 子が３歳以上	問7-1	**【問７で１. と答えた事業所に】** 休業期間をどのように定めていますか（子どもが何歳になるまで育児休業を取得することができますか）。あてはまるもの１つに〇をつけてください。 1. 子が１歳未満（パパ・ママ育休プラス※１歳６ヶ月までの延長も含む） 2. 子が１歳以上２歳未満※ 3. 子が２歳以上３歳未満 4. 子が３歳以上	パパ・ママ育休プラス※、１歳６ヶ月までの延長も含むを「、」で区切る。（第２回）
問６	貴事業所で令和６年（令和６年１月１日～12月31日）に育児休業を開始、終了した従業員の復職状況について次の区分により下表に人数をご記入ください。 （区分）／女性／男性 （1）育児休業を開始した人／人／人 （2）（1）のうち、復職した人／人／人 （3）（1）のうち、復職予定であったが退	問８	貴事業所で令和６年（令和６年１月１日～12月31日）に育児休業を開始、終了した従業員の復職状況について次の区分により下表に人数をご記入ください。 （区分）／女性／男性 （1）育児休業を開始した人／人／人 （2）（1）のうち、復職した人／人／人 （3）（1）のうち、復職予定であったが退					新規 介護休業については取得状況を尋ねる設問（問15）があるため育児休業についても取得状況を尋ねる設問を追加。（第２回）

	職した人		職した人					
問９	貴事業所では、男性従業員の育児休業取得など育児参加を促進するためにどのような措置をとっていますか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。 1.育児休業制度に関する管理職向け研修を通じ、男性従業員の育児休業取得への理解を深める 2.育児休業制度に関する従業員向け研修を通じ、男性従業員の育児休業取得への理解を深める 3.経済的な不安感を軽減するために雇用保険から支給される「育児休業給付金」や育児休業期間中の社会保険料負担の免除について周知する 4．復帰後のポスト等の待遇について、情報提供する 5．勤務時間、勤務地、担当業務等の限定制度を導入し、特に子育て期の従業員の利用を図る 6.男性の育児休業取得に関する好事例を収集し、男性従業員に紹介する 7.「ノー残業デー」や「ノー残業ウィーク」の導入などを通じ、所定外労働の削減を図る 8.年次有給休暇の年間取得計画を作成する等、取得を容易にするための措置を講じる 9．その他（具体的に　　　　　　　　　　） 10．措置は何も講じていない	問11	貴事業所では、男性従業員の育児休業取得など育児参加を促進するためにどのような措置をとっていますか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。 1．妻が育児に専念できる場合（専業主婦の場合等）でも、夫である男性従業員が通常の育休制度とは別に産後パパ育休を取得できることを周知する 2.育児休業制度に関する管理職向け研修を通じ、男性従業員の育児休業取得への理解を深める 3.育児休業制度に関する従業員向け研修を通じ、男性従業員の育児休業取得への理解を深める 4.経済的な不安感を軽減するために雇用保険から支給される「育児休業給付金」や育児休業期間中の社会保険料負担の免除について周知する 5．復帰後のポスト等の待遇について、情報提供する 6．勤務時間、勤務地、担当業務等の限定制度を導入し、特に子育て期の従業員の利用を図る 7.男性の育児休業取得に関する好事例を収集し、男性従業員に紹介する 8.「ノー残業デー」や「ノー残業ウィーク」の導入などを通じ、所定外労働の削減を図る 9.年次有給休暇の年間取得計画を作成する等、取得を容易にするための措置を講じる 10．その他（具体的に　　　　　　　　　　） 11．措置は何も講じていない	問10	貴事業所では、男性従業員の育児休業取得など育児参加を促進するためにどのような措置をとっていますか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。 1．妻が育児に専念できる場合（専業主婦の場合等）でも、妻の産後８週間は夫である男性従業員が育児休業を取得できることを周知する 2．育児休業制度に関する管理職向け研修を通じ、男性従業員の育児休業取得への理解を深める 3．育児休業制度に関する従業員向け研修を通じ、男性従業員の育児休業取得への理解を深める 4．経済的な不安感を軽減するために雇用保険から支給される「育児休業給付金」や育児休業期間中の社会保険料負担の免除について周知する 5．復帰後のポスト等の待遇について、情報提供する 6．勤務時間、勤務地、担当業務等の限定制度を導入し、特に子育て期の従業員の利用を図る 7．男性の育児休業取得に関する好事例を収集し、男性従業員に紹介する 8.「ノー残業デー」や「ノー残業ウィーク」の導入などを通じ、所定外労働の削減を図る 9．年次有給休暇の年間取得計画を作成する等、取得を容易にするための措置を講じる 10．その他（具体的に　　　　　　　　　　） 11．措置は何も講じていない	問10	貴事業所では、男性従業員の育児休業取得など育児参加を促進するためにどのような措置をとっていますか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。 1．妻が育児に専念できる場合（専業主婦の場合等）でも、妻の産後８週間は夫である男性従業員が育児休業を取得できることを周知する 2．育児休業制度に関する管理職向け研修を通じ、男性従業員の育児休業取得への理解を深める 3．育児休業制度に関する従業員向け研修を通じ、男性従業員の育児休業取得への理解を深める 4．経済的な不安感を軽減するために雇用保険から支給される「育児休業給付金」や育児休業期間中の社会保険料負担の免除について周知する 5．復帰後のポスト等の待遇について、情報提供する 6．勤務時間、勤務地、担当業務等の限定制度を導入し、特に子育て期の従業員の利用を図る 7．男性の育児休業取得に関する好事例を収集し、男性従業員に紹介する 8.「ノー残業デー」や「ノー残業ウィーク」の導入などを通じ、所定外労働の削減を図る 9．年次有給休暇の年間取得計画を作成する等、取得を容易にするための措置を講じる 10．その他（具体的に　　　　　　　　　　） 11．措置は何も講じていない	産後８週間しか育児休業を取得できないような印象を与えるため修正。（第２回） 選択肢を一部削除 （1.「産後パパ育休」は育児休業制度に含まれるため、選択肢２と３に含まれると判断し削除した。）（第３回）

介護休暇制度についておたずねします。		介護休暇制度についておたずねします。		介護休暇制度についておたずねします。		介護休暇制度についておたずねします。		
問15-2	【問15で1.と答えた事業所に】 貴事業所で介護休暇取得者はいますか。どちらか1つに〇をつけてください。 1. はい 2. いいえ	問17-2	【問17で1.と答えた事業所に】 貴事業所で取得者はいますか。どちらか1つに〇をつけてください。 1. はい 2. いいえ	問16-2	【問17で1.と答えた事業所に】 貴事業所で取得者はいますか。どちらか1つに〇をつけてください。 1. はい 2. いいえ	問16-2	【問17で1.と答えた事業所に】 貴事業所で取得者はいますか。どちらか1つに〇をつけてください。 1. はい 2. いいえ	「取得者」を「介護休暇取得者」に変更（第3回）
問15-3	【問17-2で1.と答えた事業所に】 介護休暇取得者の人数をご記入ください。該当者がいない場合は「0」と記入してください。 1. 女性　（　　　人） 2. 男性　（　　　人）	問17-3	【問17-2で1.と答えた事業所に】 介護休暇取得者は何人ですか。次の区分により下表に人数をご記入ください。 1. 女性　（　　　人） 2. 男性　（　　　人）	問16-3	【問17-2で1.と答えた事業所に】 介護休暇取得者は何人ですか。次の区分により下表に人数をご記入ください。 1. 女性　（　　　人） 2. 男性　（　　　人）	問16-3	【問17-2で1.と答えた事業所に】 介護休暇取得者は何人ですか。次の区分により下表に人数をご記入ください。 1. 女性　（　　　人） 2. 男性　（　　　人）	設問文を「介護休暇取得者は何人ですか。次の区分により下表に人数をご記入ください。」を「介護休暇取得者の人数をご記入ください。該当者がいない場合は「0」と記入してください。」に変更。（第3回）
育児休業制度、介護休業制度の運用により生じた成果及び問題点についておたずねします。		育児休業制度、介護休業制度の運用により生じた成果及び問題点についておたずねします。		育児休業制度、介護休業制度の運用により生じた成果及び問題点についておたずねします。		育児休業制度、介護休業制度の運用により生じた成果及び問題点についておたずねします。		
問16	育児休業・介護休業制度の運用によって生じる（1）成果、（2）問題点のうち、貴事業所にあてはまるものがありますか。育児休業、介護休業のそれぞれについて、あてはまるもの（想定されるもの）を3つまで選び番号を下の枠内に記入してください。 ＜（1）成果＞ 1. 女性の勤続年数が伸びる 2. 能力のある人材を確保できる 3. 長期的な視点で女性を育成できる 4. 退職者が減る 5. 安定した人材採用・育成計画が立てられる 6. 従業員の労働意欲が高まる 7. その他（具体的に：　　　　　） 8. 特になし ○育児休業制度 ○介護休業制度 ＜（2）問題点＞	問18	育児休業・介護休業制度の運用によって生じる（1）成果、（2）問題点のうち、貴事業所にあてはまるものがありますか。育児休業、介護休業のそれぞれについて、あてはまるもの（想定されるもの）を3つまで選び番号を下の枠内に記入してください。 ＜（1）成果＞ 1. 女性の勤続年数が伸びる 2. 能力のある人材を確保できる 3. 長期的な視点で女性を育成できる 4. 退職者が減る 5. 安定した人材採用・育成計画が立てられる 6. 従業員の労働意欲が高まる 7. その他（具体的に：　　　　　） 8. 特になし ○育児休業制度 ○介護休業制度 ＜（2）問題点＞	問17	育児休業・介護休業制度の運用によって生じる（1）成果、（2）問題点のうち、貴事業所にあてはまるものがありますか。育児休業、介護休業のそれぞれについて、あてはまるもの（想定されるもの）を3つまで選び番号を下の枠内に記入してください。 ＜（1）成果＞ 1. 女性の勤続年数が伸びる 2. 能力のある人材を確保できる 3. 長期的な視点で女性を育成できる 4. 退職者が減る 5. 安定した人材採用・育成計画が立てられる 6. 従業員の労働意欲が高まる 7. その他（具体的に：　　　　　） 8. 特になし ○育児休業制度 ○介護休業制度 ＜（2）問題点＞	問17	育児休業・介護休業制度の運用によって生じる（1）成果、（2）問題点のうち、貴事業所にあてはまるものがありますか。育児休業、介護休業のそれぞれについて、あてはまるものを3つまで選び番号を下の枠内に記入してください。 ＜（1）成果＞ 1. 女性の勤続年数が伸びる 2. 能力のある人材を確保できる 3. 長期的な視点で女性を育成できる 4. 退職者が減る 5. 安定した人材採用・育成計画が立てられる 6. 従業員の労働意欲が高まる 7. その他（具体的に：　　　　　） 8. 特になし ○育児休業制度 ○介護休業制度 ＜（2）問題点＞	前回調査において無回答が20％前後であったことから（想定されるもの）を追記（第1回）

	1. 休業者の復職時の能力低下 2. 他の従業員の負担が大きい 3. 即戦力となる代替要員の確保が困難 4. 休業者が復職した後の代替要員の処遇 5. 休業者が復職した後の配属 6. 昇進・昇給などの取扱 7. 休業中の賃金保障の負担 8. その他（具体的に：　　　　　） 9. 特になし ○育児休業制度 □□□ ○介護休業制度 □□□		1. 休業者の復職時の能力低下 2. 他の従業員の負担が大きい 3. 即戦力となる代替要員の確保が困難 4. 休業者が復職した後の代替要員の処遇 5. 休業者が復職した後の配属 6. 昇進・昇給などの取扱 7. 休業中の賃金保障の負担 8. その他（具体的に：　　　　　） 9. 特になし ○育児休業制度 □□□ ○介護休業制度 □□□		1. 休業者の復職時の能力低下 2. 他の従業員の負担が大きい 3. 即戦力となる代替要員の確保が困難 4. 休業者が復職した後の代替要員の処遇 5. 休業者が復職した後の配属 6. 昇進・昇給などの取扱 7. 休業中の賃金保障の負担 8. その他（具体的に：　　　　　） 9. 特になし ○育児休業制度 □□□ ○介護休業制度 □□□		1. 休業者の復職時の能力低下 2. 他の従業員の負担が大きい 3. 即戦力となる代替要員の確保が困難 4. 休業者が復職した後の代替要員の処遇 5. 休業者が復職した後の配属 6. 昇進・昇給などの取扱 7. 休業中の賃金保障の負担 8. その他（具体的に：　　　　　） 9. 特になし ○育児休業制度 □□□ ○介護休業制度 □□□	
女性のパートタイム労働者の雇用についておたずねします。		**女性のパートタイム労働者の雇用についておたずねします。**		**女性のパートタイム労働者の雇用についておたずねします。**		**女性のパートタイム労働者の雇用についておたずねします。**		
令和７年 10 月１日現在、女性のパートタイム労働者を雇用している事業所のみお答えください。 女性のパートタイム労働者を雇用していない事業所は問 28 へお進みください。		**令和７年 10 月１日現在、女性のパートタイム労働者を雇用している事業所のみお答えください。 女性のパートタイム労働者を雇用していない事業所は問 28 へお進みください。**		**令和７年 10 月１日現在、パートタイム労働者を雇用している事業所のみお答えください。 パートタイム労働者を雇用していない事業所は問 28 へお進みください。**		**令和７年 10 月１日現在、パートタイム労働者を雇用している事業所のみお答えください。 パートタイム労働者を雇用していない事業所は問 28 へお進みください。**		「女性の」と追記（第２回）
問 20	女性のパートタイム労働者の雇用理由は次のうちどれですか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。 1. 人件費が割安だから（労務コストの効率化） 2. 業務が増加したから 3. 正規従業員の採用、確保が困難だから 4. 人が集めやすいから 5. 繁忙期に対処するための一時的な増員だから 6. 短時間だけでも働いてくれる人を採用したいから 7. 経験・知識・技能のある人を採用したいから 8. 簡単な仕事内容だから 9. 仕事が減ったときに雇用調整が容易だから	問 22	女性のパートタイム労働者の雇用理由は次のうちどれですか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。 1. 人件費が割安だから（労務コストの効率化） 2. 業務が増加したから 3. 正規従業員の採用、確保が困難だから 4. 人が集めやすいから 5. 繁忙期に対処するための一時的な増員だから 6. 短時間だけでも働いてくれる人を採用したいから 7. 経験・知識・技能のある人を採用したいから 8. 簡単な仕事内容だから 9. 仕事が減ったときに雇用調整が容易だから	問 21	パートタイム労働者の雇用理由は次のうちどれですか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。 1. 人件費が割安だから（労務コストの効率化） 2. 業務が増加したから 3. 正規従業員の採用、確保が困難だから 4. 人が集めやすいから 5. 繁忙期に対処するための一時的な増員だから 6. 短時間だけでも働いてくれる人を採用したいから 7. 経験・知識・技能のある人を採用したいから 8. 簡単な仕事内容だから 9. 仕事が減ったときに雇用調整が容易だから	問 21	パートタイム労働者の雇用理由は次のうちどれですか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。 1. 人件費が割安だから（労務コストの効率化） 2. 業務が増加したから 3. 正規従業員の採用、確保が困難だから 4. 人が集めやすいから 5. 繁忙期に対処するための一時的な増員だから 6. 短時間だけでも働いてくれる人を採用したいから 7. 経験・知識・技能のある人を採用したいから 8. 簡単な仕事内容だから 9. 仕事が減ったときに雇用調整が容易だから	「女性の」と追記（第２回）

	10. 退職した正規従業員を再雇用したいから 11. その他（具体的に：　　　　　　）		10. 退職した正規従業員を再雇用したいから 11. その他（具体的に：　　　　　　）		10. 退職した正規従業員を再雇用したいから 11. その他（具体的に：　　　　　　）		10. 退職した正規従業員を再雇用したいから 11. その他（具体的に：　　　　　　）	
問21	女性のパートタイム労働者が担当している業務の位置づけは次のうちどれですか。あてはまるもののうち高い割合のものを3つまで選び○をつけてください。 1. 正規従業員の補助 2. 単純作業 3. 正規従業員と同じ基幹的作業 4. 店長・リーダーなどの管理的業務 5. 専門的知識・技術が必要な業務	問23	女性のパートタイム労働者が担当している業務の位置づけは次のうちどれですか。あてはまるもののうち高い割合のものを3つまで選び○をつけてください。 1. 正規従業員の補助 2. 単純作業 3. 正規従業員と同じ基幹的作業 4. 店長・リーダーなどの管理的業務 5. 専門的知識・技術が必要な業務	問22	パートタイム労働者が担当している業務の位置づけは次のうちどれですか。あてはまるもののうち高い割合のものを3つまで選び○をつけてください。 1. 正規従業員の補助 2. 単純作業 3. 正規従業員と同じ基幹的作業 4. 店長・リーダーなどの管理的業務 5. 専門的知識・技術が必要な業務	問22	パートタイム労働者が担当している業務の位置づけは次のうちどれですか。あてはまるもののうち高い割合のものを3つまで選び○をつけてください。 1. 正規従業員の補助 2. 単純作業 3. 正規従業員と同じ基幹的作業 4. 店長・リーダーなどの管理的業務 5. 専門的知識・技術が必要な業務	「女性の」と追記（第2回）
問22	女性のパートタイム労働者に適用されているもの**すべて**に○をつけてください。 1. 昇給　5. 正規従業員への転換 2. 賞与　6. 就業規則 3. 退職金　7. 特にない 4. 昇進	問24	女性のパートタイム労働者に適用されているもの**すべて**に○をつけてください。 1. 昇給　5. 正規従業員への転換 2. 賞与　6. 就業規則 3. 退職金　7. 特にない 4. 昇進	問23	パートタイム労働者に適用されているもの**すべて**に○をつけてください。 1. 昇給　5. 正規従業員への転換 2. 賞与　6. 就業規則 3. 退職金　7. 特にない 4. 昇進	問23	パートタイム労働者に適用されているもの**すべて**に○をつけてください。 1. 昇給　5. 正規従業員への転換 2. 賞与　6. 就業規則 3. 退職金　7. 特にない 4. 昇進	「女性の」と追記（第2回）
		問25	女性のパートタイム労働者の今後の活用方法としての方針･考えは次のうちどれですか。あてはまるもの**すべて**に○をつけてください。 1. 正規従業員の補助として使っていきたい 2. 単純作業等の労働力として使っていきたい 3. 正規従業員とともに基幹的労働力として使っていきたい 4. 正規従業員に代えて基幹的労働力として使っていきたい 5. 専門知識・技術が必要な場合の労働力として使っていきたい 6. 店長やリーダーなどの管理的職務を担わせていきたい 7. パートタイム労働者から派遣社員・契約社員に切り替えていきたい 8. 特に方針・考えはない	問24	パートタイム労働者の今後の活用方法としての方針・考えは次のうちどれですか。あてはまるもの**すべて**に○をつけてください。 1. 正規従業員の補助として使っていきたい 2. 単純作業等の労働力として使っていきたい 3. 正規従業員とともに基幹的労働力として使っていきたい 4. 正規従業員に代えて基幹的労働力として使っていきたい 5. 専門知識・技術が必要な場合の労働力として使っていきたい 6. 店長やリーダーなどの管理的職務を担わせていきたい 7. パートタイム労働者から派遣社員・契約社員に切り替えていきたい 8. 特に方針・考えはない	問24	パートタイム労働者の今後の活用方法としての方針・考えは次のうちどれですか。あてはまるもの**すべて**に○をつけてください。 1. 正規従業員の補助として使っていきたい 2. 単純作業等の労働力として使っていきたい 3. 正規従業員とともに基幹的労働力として使っていきたい 4. 正規従業員に代えて基幹的労働力として使っていきたい 5. 専門知識・技術が必要な場合の労働力として使っていきたい 6. 店長やリーダーなどの管理的職務を担わせていきたい 7. パートタイム労働者から派遣社員・契約社員に切り替えていきたい 8. 特に方針・考えはない	「女性の」と追記（第2回） ~~選択肢1～5について、「使っていきたい」という表現を「活用していきたい」に変更（第3回）~~ 設問を削除 （問22、23で雇用する理由や業務の位置づけについて尋ねているので、活用方法についての設問は削除可能と判断した。）（第3回）

問23	女性のパートタイム労働者のうち、「職務」と「責任」の両方が正規従業員とほとんど同じ者はいますか。どちらか１つに〇をつけてください。 1. 職務・責任が正規従業員とほとんど同じパートタイム労働者がいる→問 23－1、問 23－2 へ 2. 職務・責任が正規従業員とほとんど同じパートタイム労働者はいない→問 24 へ	問26	女性のパートタイム労働者のうち、「職務」と「責任」の両方が正規従業員とほとんど同じ者はいますか。どちらか１つに〇をつけてください。 1. 職務・責任が正規従業員とほとんど同じパートタイム労働者がいる→問 26－1、問 26－2 へ 2. 職務・責任が正規従業員とほとんど同じパートタイム労働者はいない→問 27 へ	問25	パートタイム労働者のうち、「職務」と「責任」の両方が正規従業員とほとんど同じ者はいますか。どちらか１つに〇をつけてください。 1. 職務・責任が正規従業員とほとんど同じパートタイム労働者がいる→問 25－1、問 25－2 へ 2. 職務・責任が正規従業員とほとんど同じパートタイム労働者はいない→問 26 へ	問25	パートタイム労働者のうち、「職務」と「責任」の両方が正規従業員とほとんど同じ者はいますか。どちらか１つに〇をつけてください。 1. 職務・責任が正規従業員とほとんど同じパートタイム労働者がいる→問 25－1、問 25－2 へ 2. 職務・責任が正規従業員とほとんど同じパートタイム労働者はいない→問 26 へ	「女性の」と追記（第２回）
	削除		削除	問26	パートタイム労働者から正規従業員への転換制度を設けていますか。どちらか１つに〇をつけてください。 1. 転換制度がある　2. 転換制度はない	問26	パートタイム労働者から正規従業員への転換制度を設けていますか。どちらか１つに〇をつけてください。 1. 転換制度がある　2. 転換制度はない	問 24 選択肢５に同様のお尋ねがあるため削除（第２回）
問27	貴事業所では「ワーク・ワイフ・バランス」を推進するために、次のような制度を設けていますか。次のア～シについて、あてはまるものを選び番号に〇をつけてください。また、制度が「ある」と答えた事業所は、その制度の利用者の有無（男女別）についてもお答えください。 （注）制度が「ある」とは就業規則等、文書で規定されていることや、慣行としてあることをいいます。 回答は制度の有無、利用者の有無（女性、男性）についてそれぞれ選択。 ア．育児・介護のための短時間勤務制度 イ．従業員の自己研鑽のための休暇制度や講習料助成制度 ウ．フレックスタイム制度 エ．在宅勤務（テレワーク）制度 オ．短時間正社員制度 カ．パートタイム労働者のうち、希望するものを正規従業員に登用する制度	問30	貴事業所では「ワーク・ワイフ・バランス」を推進するために、次のような制度を設けていますか。次のア～シについて、あてはまるものを選び番号に〇をつけてください。また、制度が「ある」と答えた事業所は、その制度の利用者の有無（男女別）についてもお答えください。 （注）制度が「ある」とは就業規則等、文書で規定されていることや、慣行としてあることをいいます。 回答は制度の有無、利用者の有無（女性、男性）についてそれぞれ選択。 ア．育児・介護のための短時間勤務制度 イ．従業員の自己研鑽のための短時間勤務制度 ウ．従業員の自己研鑽のための休暇制度や講習料助成制度 エ．フレックスタイム制度 オ．在宅勤務（テレワーク）制度 カ．短時間正社員制度 キ．地域限定正社員制度 ク．パートタイム労働者のうち、希望するものを正規従業員に登用する制度 ケ．正規従業員とパートタイム労働者との相互転換制度	問30	貴事業所では「ワーク・ワイフ・バランス」を推進するために、次のような制度を設けていますか。次のア～シについて、あてはまるものを選び番号に〇をつけてください。また、制度が「ある」と答えた事業所は、その制度の利用者の有無（男女別）についてもお答えください。 （注）制度が「ある」とは就業規則等、文書で規定されていることや、慣行としてあることをいいます。 回答は制度の有無、利用者の有無（女性、男性）についてそれぞれ選択。 ア．育児・介護のための短時間勤務制度 イ．従業員の自己研鑽のための短時間勤務制度 ウ．従業員の自己研鑽のための休暇制度や講習料助成制度 エ．フレックスタイム制度 オ．在宅勤務（テレワーク）制度 カ．短時間正社員制度 キ．地域限定正社員制度 ク．パートタイム労働者のうち、希望するものを正規従業員に登用する制度 ケ．正規従業員とパートタイム労働者との相互転換制度	問30	貴事業所では「ワーク・ワイフ・バランス」を推進するために、次のような制度を設けていますか。次のア～シについて、あてはまるものを選び番号に〇をつけてください。また、制度が「ある」と答えた事業所は、その制度の利用者の有無（男女別）についてもお答えください。 （注）制度が「ある」とは就業規則等、文書で規定されていることや、慣行としてあることをいいます。 回答は制度の有無、利用者の有無（女性、男性）についてそれぞれ選択。 ア．育児・介護のための短時間勤務制度 イ．従業員の自己研鑽のための短時間勤務制度 ウ．従業員の自己研鑽のための休暇制度や講習料助成制度 エ．フレックスタイム制度 オ．在宅勤務（テレワーク）制度 カ．短時間正社員制度 キ．地域限定正社員制度 ク．パートタイム労働者のうち、希望するものを正規従業員に登用する制度 ケ．正規従業員とパートタイム労働者との相互転換制度	選択肢を一部削除 イ.「従業員の自己研鑽のための短時間勤務制度」は前回調査 9.6%のため削除。 キ．「地域限定正社員制度」は前回調査 5.9%のため削除。 ク.「パートタイム労働者のうち、希望するものを正規従業員に登用する制度」は問 22 と重複するため削除。 コ．「再雇用制度」は問 17 と重複するため削除。 下部の説明についても選択肢イ、キに関するものは削除。（第３回）

	キ. メンタルヘルスに係る相談窓口の設置など ク. その他（具体的に：　　　　　　）		コ. 再雇用制度 サ. メンタルヘルスに係る相談窓口の設置など シ. その他（具体的に：　　　　　　）		コ. 再雇用制度 サ. メンタルヘルスに係る相談窓口の設置など シ. その他（具体的に：　　　　　　）		コ. 再雇用制度 サ. メンタルヘルスに係る相談窓口の設置など シ. その他（具体的に：　　　　　　）	
問28−1	**【問 28 で 1 つでも「1. 取り組んでいる」と答えた事業所に)】**具体的にどのような取組みを行っていますか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。 1. ハラスメントは許さないという方針を立て、周知している 2. 就業規則等で、ハラスメントの防止対策措置を規定している 3. 従業員に対してハラスメントに関する研修等を行っている 4. 管理職に対してハラスメントに関する研修等を行っている 5. ハラスメント防止のための組織（人権擁護組織等）を設けている 6. ハラスメントに関する相談窓口を設けている（外部委託を含む）　→ **問 28 へ** 7. 労使による苦情処理委員会を設けている 8. その他（具体的に：　　　　　　）	問31−1	**【問 31 で 1 つでも「1. 取り組んでいる」と答えた事業所に)】**具体的にどのような取組みを行っていますか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。 1. ハラスメントは許さないという方針を立て、周知している 2. 就業規則等で、ハラスメントの防止対策措置を規定している 3. 従業員に対してハラスメントに関する研修等を行っている 4. 管理職に対してハラスメントに関する研修等を行っている 5. ハラスメント防止のための組織（人権擁護組織等）を設けている 6. ハラスメントに関する相談窓口を設けている（外部委託を含む）　→ **問 31−2 へ** 7. 労使による苦情処理委員会を設けている 8. その他（具体的に：　　　　　　）	問31−1	**【問 31 で 1 つでも「1. 取り組んでいる」と答えた事業所に)】**具体的にどのような取組みを行っていますか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。 1. ハラスメントは許さないという方針を立て、周知している 2. 就業規則等で、ハラスメントの防止対策措置を規定している 3. 従業員に対してハラスメントに関する研修等を行っている 4. 管理職に対してハラスメントに関する研修等を行っている 5. ハラスメント防止のための組織（人権擁護組織等）を設けている 6. ハラスメントに関する相談窓口を設けている（外部委託を含む）　→ **問 31−2 へ** 7. 労使による苦情処理委員会を設けている 8. 特に何も配慮していない。 9. その他（具体的に：　　　　　　）	問31−1	**【問 31 で 1 つでも「1. 取り組んでいる」と答えた事業所に)】**具体的にどのような取組みを行っていますか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。 1. ハラスメントは許さないという方針を立て、周知している 2. 就業規則等で、ハラスメントの防止対策措置を規定している 3. 従業員に対してハラスメントに関する研修等を行っている 4. 管理職に対してハラスメントに関する研修等を行っている 5. ハラスメント防止のための組織（人権擁護組織等）を設けている 6. ハラスメントに関する相談窓口を設けている（外部委託を含む）　→ **問 31−2 へ** 7. 労使による苦情処理委員会を設けている 8. 特に何も配慮していない。 9. その他（具体的に：　　　　　　）	取り組んでいると回答した事業所のみ尋ねる質問のため、「8. 特に何も配慮していない」を削除（第 2 回）
問29	貴事業所では過去 3 年間に、ハラスメントに関する相談等がありましたか。どちらか 1 つに〇をつけてください。また、「1. あった」と答えた事業所は、その件数もご記入ください。 1. あった（件数：　件）→ 問 29−1 へ 2. なかった → 問 30 へ	問32	貴事業所では過去 3 年間に、ハラスメントに関する相談等がありましたか。どちらか 1 つに〇をつけてください。また、「1. あった」と答えた事業所は、その件数もご記入ください。 1. あった（件数：　件）→ 問 32−1 へ 2. なかった → 問 33 へ	問32	貴事業所では過去 3 年間に、ハラスメントに関する相談等がありましたか。どちらか 1 つに〇をつけてください。また、「1. あった」と答えた事業所は、その件数もご記入ください。 1. あった（件数：　件）→ 問 32−1 へ 2. なかった → 問 33 へ	問32	貴事業所では過去 3 年間に、セクハラに関する相談等がありましたか。どちらか 1 つに〇をつけてください。また、「1. あった」と答えた事業所は、その件数もご記入ください。 1. あった（件数：　件）→ 問 32−1 へ 2. なかった → 問 33 へ	セクハラだけでなくハラスメントに変更（第 1 回）
行政の取組みについておたずねします。		行政の取組みについておたずねします。		行政の取組みについておたずねします。		行政への要望についておたずねします。		イクボス推進事業についての設問を追加するため、タイトルを「行政の取組みについておたずねします。」に変更。行政にどのようなことを望むか

								については問 33 から問35 に変更。（第１回）
問30	飯塚市では市内の事業者を対象に、「イクボス※推進事業」（企業向け研修の実施・「イクボス宣言」の募集など）を実施しています。この取組みを知っていますか。あてはまるもの１つに〇をつけてください。 1. 知っている 2. 見たり聞いたりしたことがある 3. 知らない	問33	飯塚市では市内の事業者を対象に、「イクボス※推進事業」（企業向け研修の実施・「イクボス宣言」の募集など）を実施しています。この取組みを知っていますか。あてはまるもの１つに〇をつけてください。 1. 知っている 2. 見たり聞いたりしたことがある 3. 知らない	問33	飯塚市では市内の事業者を対象に、「イクボス※推進事業」（企業向け研修の実施・「イクボス宣言」の募集など）を実施しています。このことについて知っていますか。あてはまるもの１つに〇をつけてください。 1. 知っている 2. 知らなかった			新規（第１回） 「このことについて知っていますか」を「この取組みを知っていますか。」に変更。 市民意識調査の問 23 に合わせて、「知っている」「見たり聞いたりしたことがある」「知らない」の３つとした。（第２回）
問31	貴事業所では、今後イクボス推進に取り組みたいと思いますか。あてはまるもの１つに〇をつけてください。 1. すでに取り組んでいる 2. 今後取り組む予定がある 3. 取り組みたいが具体的に何をしてよいかわからない 4. 取り組むつもりはない ※イクボスとは、職場で共に働く部下、スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことの出来る上司（経営者・管理職）のこと。飯塚市のイクボス推進事業の詳細はこちら⇒ □	問34	貴事業所では、今後イクボス推進に取り組みたいと思いますか。あてはまるもの１つに〇をつけてください。 1. すでに取り組んでいる 2. 今後取り組む予定がある 3. 取り組みたいが具体的に何をしてよいかわからない 4. 取り組むつもりはない ※イクボスとは、職場で共に働く部下、スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことの出来る上司（経営者・管理職）のこと。飯塚市のイクボス推進事業の詳細はこちら⇒ □	問34	貴事業所では、今後イクボス推進に取り組みたいと思いますか。あてはまるもの１つに〇をつけてください。 1. すでに取り組んでいる 2. 今後取り組む予定がある 3. 取り組みたいが具体的に何をしてよいかわからない 4. 取り組むつもりはない ※イクボスとは、職場で共に働く部下、スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことの出来る上司（経営者・管理職）のこと。			新規（第１回） 末尾に飯塚市ホームページの該当ページの二次元コードを載せる。（第２回）
問32	男女が共に活躍できる職場づくりを行う上で、行政にどのようなことを望みますか。特に希望するものを３つまで選び〇をつけてください。 1. 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる優良企業の表彰、紹介 2. 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業の入札等での優遇 3. 企業を対象とした出前型無料セミナー	問35	男女が共に活躍できる職場づくりを行う上で、行政にどのようなことを望みますか。特に希望するものを３つまで選び〇をつけてください。 1. 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる優良企業の表彰、紹介 2. 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業の入札等での優遇 3. 企業を対象とした出前型無料セミナー	問35	男女が共に活躍できる職場づくりを行う上で、行政にどのようなことを望みますか。特に希望するものを３つまで選び〇をつけてください。 1. 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる優良企業の表彰、紹介 2. 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業の入札等での優遇 3. 企業を対象とした出前型無料セミナー	問33	男女が共に活躍できる職場づくりを行う上で、行政にどのようなことを望みますか。特に希望するものを３つまで選び〇をつけてください。 1. 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる優良企業の表彰、紹介 2. 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業の入札等での優遇 3. 企業を対象とした出前型無料セミナー	アンコンシャスバイアス等について、職員が出前講座を実施しているため、３番の選択肢に括弧書きで追記し、下部に説明を記載。（第２回）

	の実施（市職員による出前講座等の実施※） 4. リーダーや管理職を目指す女性の能力開発や意識向上のための研修の実施 5. 企業を対象とした女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進に関する講座・研修会の実施 6. 市民を対象とした女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進に関する講座・研修会の実施 7. ホームページ、ＳＮＳなどによる情報提供 8. 男性の家事・育児・介護等への参加を促す啓発 9. 再就職を希望する女性と企業のマッチング等の支援 10. 育児・介護休業者に対する円滑な職場復帰のための講習会等の実施 11. 育児・介護休業者の代替要員確保のための人材の紹介や派遣 12. 在宅勤務（テレワーク）制度の導入支援 13. 保育所、学童保育（放課後対策）などの子育て支援の充実 14. 介護施設などの充実 15. その他（具体的に：　　　　　　） 16. 特になし ※飯塚市男女共同参画推進センター（サンクス）では、男女共同参画への理解を深めるため、「職場や家庭での男女共同参画」「アンコンシャスバイアスって？」などをテーマに職員を講師として派遣する「出前講座」を実施しています。研修会や勉強会などでお気軽にご利用ください。詳細は、こちらをご覧ください⇒ □		の実施（市職員による出前講座等の実施※） 4. リーダーや管理職を目指す女性の能力開発や意識向上のための研修の実施 5. 企業を対象とした女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進に関する講座・研修会の実施 6. 市民を対象とした女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進に関する講座・研修会の実施 7. ホームページ、ＳＮＳなどによる情報提供 8. 男性の家事・育児・介護等への参加を促す啓発 9. 再就職を希望する女性と企業のマッチング等の支援 10. 育児・介護休業者に対する円滑な職場復帰のための講習会等の実施 11. 育児・介護休業者の代替要員確保のための人材の紹介や派遣 12. 在宅勤務（テレワーク）制度の導入支援 13. 保育所、学童保育（放課後対策）などの子育て支援の充実 14. 介護施設などの充実 15. その他（具体的に：　　　　　　） 16. 特になし ※飯塚市男女共同参画推進センター（サンクス）では、男女共同参画への理解を深めるため、「職場や家庭での男女共同参画」「アンコンシャスバイアスって？」などをテーマに職員を講師として派遣する「出前講座」を実施しています。研修会や勉強会などでお気軽にご利用ください。詳細は、こちらをご覧ください⇒ □		の実施 4. リーダーや管理職を目指す女性の能力開発や意識向上のための研修の実施 5. 企業を対象とした女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進に関する講座・研修会の実施 6. 市民を対象とした女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進に関する講座・研修会の実施 7. ホームページ、ＳＮＳなどによる情報提供 8. 男性の家事・育児・介護等への参加を促す啓発 9. 再就職を希望する女性と企業のマッチング等の支援 10. 育児・介護休業者に対する円滑な職場復帰のための講習会等の実施 11. 育児・介護休業者の代替要員確保のための人材の紹介や派遣 12. 在宅勤務（テレワーク）制度の導入支援 13. 保育所、学童保育（放課後対策）などの子育て支援の充実 14. 介護施設などの充実 15. その他（具体的に：　　　　　　） 16. 特になし		の実施 4. リーダーや管理職を目指す女性の能力開発や意識向上のための研修の実施 5. 企業を対象とした女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進に関する講座・研修会の実施 6. 市民を対象とした女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進に関する講座・研修会の実施 7. ホームページ、ＳＮＳなどによる情報提供 8. 男性の家事・育児・介護等への参加を促す啓発 9. 再就職を希望する女性と企業のマッチング等の支援 10. 育児・介護休業者に対する円滑な職場復帰のための講習会等の実施 11. 育児・介護休業者の代替要員確保のための人材の紹介や派遣 12. 在宅勤務（テレワーク）制度の導入支援 13. 保育所、学童保育（放課後対策）などの子育て支援の充実 14. 介護施設などの充実 15. その他（具体的に：　　　　　　） 16. 特になし	

提言書に関する意見書集約

1．提言の実施について　（どちらかに〇をつけてください。）

令和7年度提言	実施すべき（13件）　.	実施不要（1件）

1-1.　1.で「実施不要」を選択された方のみその理由についてご記入ください。

●頻繁には行う必要はないと思う。前回提言した内容についての進行状況や取り組み内容を確認していけば良いと思う。毎年のように提言しても、市がどれにどのように取り組んだかわかりにくい。提言の内容が多いのも良くないと思う。

2．提言の要件について

前回（令和6年3月）の提言では、①概ね3点に絞ること　②市が実施の検討を行える内容であること　③現時点で目標が達成されていない内容であること　の3つを要件としていました。

要件についてご意見をお願い致します。

●前回同様でよい。（5件） ●基本的には上記要件でよいと思っていますが、国の状況なども考慮して、より進めることが求められる事項や、新しい法律によって取り組みが実施される事項については、より首長のリーダーシップが求められる内容も検討してはどうでしょうか。 ●前回の①②③の条件で提言の要件を絞って考えたほうが良いと思います。 ●前年度の3要件は今年度も継続して適用することが望ましいと考えます。ただし、以下のような補足的な柔軟性を持たせると、より効果的かもしれません。 　・必要に応じて提言数を増減できる柔軟性（例：2点や4点にする余地も検討） 　・提言の中に「実験的・提案的な視点」を加えてもよいとする但し書き（すぐに実施できないが将来的に意義がある案） ●①②は賛成です。③は現時点で目標が達成されていないものに限るのではなく、達成されていないものを優先するくらいにしとくとよいと思います。理由は、前回提言②は目標に達していたが数値が低いと指摘しました。目標というのが数値目標だけに限らないというのなら提言②③もそこに含まれますね。 ●目標が達成されていない内容での市長のリーダーシップの発揮を望みます。

3．提言内容について

提言内容	どちらかに〇をつけてください。
提言については、プランの取組内容、管理指標に記載のあるもので、男女共同参画に直接関連のあるものを対象とする。	9件
提言については、プランの内容にこだわらず、男女共同参画に関連する市の施策全てを対象とする。	4件

4. その他

　提言について、その他何かご意見がありましたらご記入ください。

●新たなプランにもり込む事項についての提言も検討してはどうでしょうか。「困難な女性への支援」など。現首長の経歴からより理解が深まると考えられる、子どもたちへの男女共同参画についての学びをとり入れる方向や性と生殖に関わる健康などを検討したい。

●委員会に初めて参加させていただきすばしい学習をさせていただきました、感謝しています。

●前回のように多くても３点くらいに絞るのがよいと思います。多すぎても焦点がぼけてしまうためです。

●例えば貴市の第２次男女共同参画後期プランの冊子６５頁には「地域の役職を引き受けない理由」に「責任が重い」や「役職に就く知識や経験がない」という回答が女性のものとしても多く、福岡県の令和元年度男女共同参画社会に向けての意識調査における「自治会役員に女性が少ない理由」にも「責任ある役割を引き受けたがらない女性が多い」とあります。このことからは、成人を対象とした取組も大事だけれども、幼少期からの教育において、将来責任ある地位につくための教育が必要だと思わざるを得ません。

●令和6年3月に提言した内容について、目標（見直し等）達成（改善）されていなければ、前回の内容を再度提言してはどうでしょうか。

※9月10日（水）までに返信用封筒にてご提出をお願いします。

（参考）メールアドレス　danjyo@city.iizuka.lg.jp

様式3-2

提言書案に関する意見書

※10月20日までにご提出をお願いします。

委員氏名

提言書の要件に基づき、提言書案の作成をお願いいたします。

お一人につき１件を目安にご提出ください。

提言書の案
提言案
提言の理由

令和７年度提言書の要件

1. 概ね3点に絞ること

2. 市が実施の検討を行える内容であること

３．現時点で目標が達成されていないものを優先すること
（目標は数値目標に限らない）

提言案の記載例

・あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進について取組をすすめること。

（提言案については主旨のみの記載で構いません。）